

令和3年4月20日

宮城県公報第198号別冊

令和2年度 包括外部監査の結果報告書

宮城県スポーツ関連施設の財務事務の執行及び管理の状況に
ついて

令和3年3月

宮城県包括外部監査人

公認会計士 島川行正

目 次

包括外部監査の結果報告書

I. 外部監査の概要	1
II. 監査の対象の概要.....	4
第1章. 監査対象施設	4
第2章. 宮城県におけるスポーツの現状と課題.....	5
III. 今回の監査結果	11
第1章. 指定管理者の選定	14
第2章. 宮城県宮城野原公園総合運動場.....	25
第3章. 宮城県第二総合運動場	46
第4章. 宮城県総合運動公園(グランディ・21)	66
第5章. 宮城県仙南総合プール(ヒルズ県南総合プール)	95
第6章. 宮城県長沼ボート場(アイエス総合ボートランド).....	112
第7章. 宮城県ライフル射撃場(nexライフル射撃場)	138
第8章. 宮城県クレール射撃場.....	154
第9章. 宮城県障害者総合体育センター.....	164
第10章. 加瀬沼公園(モリリン加瀬沼公園)	176
第11章. 仙台港多賀城地区緩衝緑地(うしちゃん多賀城緑地公園).....	184

第 12 章. 岩沼海浜緑地(ジュニパーク岩沼)	189
第 13 章. 仙台塩釜港仙台港区港湾環境整備施設(スリーエム仙台港パーク)	198
V. 総括所感	206

I. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 4 項並びに宮城県外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

宮城県スポーツ関連施設の財務事務の執行及び管理の状況について

3. 外部監査対象期間

令和元年度とするが、必要に応じて過年度及び令和 2 年度の一部についても監査対象に含めることとした。

4. 特定の事件を選定した理由

来る 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、宮城県でも利府町の宮城スタジアムにおいて、サッカー競技が開催される予定であり、県民のスポーツに対する興味・関心は高まりつつある。この熱気は直接関連のある種目、会場のみならず、スポーツ全体の振興につながると考えられる。この点、県が保有するスポーツ関連施設には県及び県民の期待に応えるべく、今後、より質の高い管理運営が求められると考えられる。

一方、通常の維持管理コストに加え、オリンピック関連コスト、特に新型コロナウイルスの影響による開催日程の延期がどのような影響をもたらし、それに適切な対処がなされているかの情報について、県民が容易にアクセスできる情報は決して多くない。

このような観点から、オリンピック競技予定地である宮城スタジアムを中心として、宮城県スポーツ関連施設の全体的な運営管理状況を監査する必要性を認識し、「宮城県スポーツ関連施設の財務事務の執行及び管理の状況について」を令和 2 年度の包括外部監査のテーマとして選定することとした。

5. 外部監査の方法

(1) 監査要点

- ① 施設の利用状況は適切か(オリンピックへの対応状況含む)
- ② 経営計画(年度計画・中期計画)は適切に設定され業務実績と適切に比較検討されているか

I. 外部監査の概要

- ③ 指定管理者の選定過程は適切か
- ④ 県の指定管理者に対する指導監督は適切か
- ⑤ 各種契約等の財務事務や施設管理が適切に実施されているか
- ⑥ 現金預金・固定資産等の管理が適切に実施されているか
- ⑦ その他監査の過程において発覚した事項に対する対応

(2) 主な監査手続

- ① 関係書類の閲覧、照合、分析
- ② 現地調査
- ③ 県担当者、指定管理者等への質問
- ④ 現金預金・固定資産等の管理状況の把握
- ⑤ 財務事務の執行及び管理に関する規程等の整備状況、準拠状況の把握
- ⑥ 決算処理の適切性の検討
- ⑦ 過年度包括外部監査指摘事項に対する現況の検討
- ⑧ その他必要とした手続

(3) 監査の指摘及び意見

「指摘」と「意見」は以下の考え方により、区分している。

区分	根拠条文	考え方
指摘	地方自治法第 252 条の 37 第 5 項	財務に関する事務の執行等において違法または著しく不当と判断されるもの。
意見	地方自治法第 252 条の 38 第 2 項	組織及び運営の合理化のために改善が望まれるもの。

6. 外部監査の実施期間

令和 2 年 8 月 6 日から令和 3 年 3 月 22 日まで

7. 外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 島川 行正

I. 外部監査の概要

(2) 補助者

公認会計士	大木 彩乃
公認会計士	伊藤 洸矢
公認会計士	西野 健太
公認会計士試験合格者	池田 美帆子
その他	高橋 知美

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(注)

- 報告書文中、あるいは表の合計金額は、端数処理の関係で内訳金額の合計と一致しない場合がある。
- 報告書における表及び図は、県及び各対象団体から提出された資料に基づき、必要に応じ監査人が作成したものである。

II. 監査の対象の概要

第2章 宮城県におけるスポーツの現状と課題

II. 監査の対象の概要

第1章 監査対象施設

今回の監査にあたり、宮城県スポーツ関連施設として、原則として県およびその外郭団体が有するスポーツ施設を監査対象施設候補とした。なお、宮城県内の各市町村が運営するスポーツ施設は今回の監査対象施設に含めていない。

以上の条件に合致する施設の一覧について、県に提出を求めたところ、14施設が該当するとの回答を得た。当該施設について、県所管課・指定管理者等へのヒアリングや関連文書の閲覧等の予備調査の結果、最終的に12施設を監査対象施設とした。

以下は監査対象施設候補及び最終的な監査対象施設の一覧である。

■監査対象施設

施設名	指定管理者	所在地	主な施設内容	所管課	監査対象
宮城県宮城野原公園総合運動場※1	・(公財)仙台市スポーツ振興事業団	仙台市 宮城野区	・宮城球場(楽天生命パーク宮城) ・ウォーミングアップ場 ・宮城相撲場 ・宮城テニスコート	スポーツ健康課 (教育委員会)	○
宮城県第二総合運動場	・(公財)宮城県スポーツ協会 ・ミスノグループ	仙台市 太白区	・宮城県武道館 ・宮城県弓道場 ・宮城県クライミングウォール ・宮城県合宿所	スポーツ健康課 (教育委員会)	○
宮城県総合運動公園 (グランディ・21)	・(公財)宮城県スポーツ協会 ・同和興業㈱ ・セントラルスポーツグループ	利府町	・宮城スタジアム (キューアンドエースタジアムみやぎ) ・総合体育館 (セキスイハイムスーパーアリーナ) ・テニスコート ・総合プール (セントラルスポーツ宮城G21プール) ・宮城県サッカー場※2 (みやぎ生協めぐみ野サッカー場) ・合宿所(リフレッシュ・プラザ)	スポーツ健康課 (教育委員会)	○
宮城県仙南総合プール (ヒルズ泉南総合プール)	・セントラルスポーツ㈱	柴田町	・温水プール ・トレーニングセンター	スポーツ健康課 (教育委員会)	○
宮城県自転車競技場	なし※3	大和町	・自転車競技場	スポーツ健康課 (教育委員会)	×
宮城県長沼ボート場 (アイエス総合ボートランド)	・宮城県ボート協会	登米市	・長沼艇庫 ・ボートコース	スポーツ健康課 (教育委員会)	○
宮城県ライフル射撃場 (nexライフル射撃場)	・宮城県ライフル射撃協会	石巻市	・エアライフル射撃場 ・スモールボアライフル射撃場	スポーツ健康課 (教育委員会)	○
宮城県グレー射撃場	・(一財)宮城県猟友会	村田町	・グレー射撃場	自然保護課	○
矢本海浜緑地	・㈱東北ダイケン	東松島市	・ゲートボール場 ・パークゴルフ場	都市計画課	×
宮城県障害者総合体育センター	・(社福)宮城県障がい者福祉協会	仙台市 宮城野区	・体育館 ・グラウンド	障害福祉課	○
加瀬沼公園	・㈱東北ダイケン	塩竈市 多賀城市 利府町	・野球場 ・サッカー場	都市計画課	○
仙台港多賀城地区緩衝緑地	・㈱東北ダイケン	多賀城市 七ヶ浜町	・野球場 ・陸上競技場 ・サッカー・ラグビー場 ・テニスコート ・バレーボール場	都市計画課	○
岩沼海浜緑地	・㈱東北ダイケン	岩沼市	・野球場 ・テニスコート	都市計画課	○
港湾環境整備施設	・㈱東北ダイケン	仙台市 宮城野区	・球場 ・テニスコート	港湾課	○

※1.本施設には、仙台市が所有する仙台市陸上競技場も存在するが、宮城県の所有ではないため上表には含めておらず、今回の監査対象ともしない。
 ※2.宮城県サッカー場は、宮城県総合運動公園の外部施設ではあるが、地理的關係を考慮し、管理運営上は一体の施設として取り扱われている。
 ※3.県外郭団体である(公財)宮城県スポーツ協会が所有

■監査対象施設から除外した理由

- ・宮城県自転車競技場
本施設の概要について、県担当課へのヒアリング等を実施した。その結果、本施設は県外郭団体である(公財)宮城県スポーツ協会が所有しているものの、県の関与は管理運営費の補助など限定的であるため、監査対象から除外した。
- ・矢本海浜緑地
本施設の概要について、県担当課へのヒアリング等を実施した。その結果、主要なスポーツ施設の所有者及び管理運営は東松島市であり、施設所在地は県有地ではあるものの県の関与は限定的であるため、監査対象から除外した。

第2章. 宮城県におけるスポーツの現状と課題

1. 県のスポーツ推進計画及びアクションプランの概要

(1) スポーツ推進計画策定の趣旨

県は、平成 25 年度(西暦 2013 年度)から令和 4 年度(西暦 2022 年度)までの 10 年を計画年度とし、平成 24 年に「宮城県スポーツ推進計画」を策定した。

この計画の策定には、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により、スポーツ基盤に極めて甚大な被害が及んだことと、平成 23 年 6 月の、「スポーツ基本法¹」の公布が背景にある。スポーツ基本法は、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であるとの考えに立った新しい時代におけるスポーツの基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体をはじめとする関係者の連携と協働により、その理念の実現を図ることとしている。これを受けて県は、スポーツ基本法第 10 条の規定に基づく、スポーツ推進計画を策定するに至った。

(2) 県の理念と基本姿勢

県は、スポーツ推進計画において、「スポーツを通して活力と絆のあるみやぎを創ろう」を理念とし、目指す 10 年後の姿を以下のように示した。

県民一人ひとりが様々な形でスポーツを楽しみ、家族や地域社会が強い絆でつながり、東日本大震災を乗り越え、活力に満ちた幸福で豊かなみやぎ

県は、このような将来像の実現に向け、4 つの基本姿勢「①県民が主体となるスポーツの推進②連携と協働③役割の明確化④みやぎの特色を活かす」により計画を推進し、以下の 3 つの柱と目標を掲げた。

¹ 昭和 36 年に制定されたスポーツ振興法が 50 年ぶりに全部改正され、平成 23 年 6 月にスポーツ基本法として交付された。「宮城県スポーツ推進計画 後期アクションプラン (平成 30 年度～平成 34 年度)」参照。

II. 監査の対象の概要

第2章. 宮城県におけるスポーツの現状と課題

柱	目標
I 生涯にわたるスポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○県民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、性別や障害の有無を問わず、安全にスポーツを「する」「みる」「支える」活動を推進していきます。 ・子どもの体力が全国水準を上回る ・成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65%程度）週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人（30%程度）年1回以上のスポーツ実施率の増加
II 競技力向上に向けたスポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ジュニア期からの一貫した強化体制を構築していきます。 ・国体総合成績10位台の維持 ・ユースオリンピックにおける本県選手の輩出 ・オリンピック・パラリンピックにおける本県出身のメダリストの輩出
III スポーツ活動を支えるための環境づくりの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○県民が主体となった地域のスポーツ環境を整備していきます。 ・総合型地域スポーツクラブの県内全市町村への設置

(3) アクションプランについて

県の策定したスポーツ推進計画は、計画期間を10年と定めているが、上述の目標を着実に実現するために、5か年ごとの具体的なアクションプランを策定した。それぞれ、前期アクションプラン(平成25年度～平成29年度)、後期アクションプラン(平成30年度～令和4年度)とし、具体的取組やその成果の数値目標を示し、その着実な実施と進行管理を図ることを試みている。

(4) アクションプランの計画の構成

アクションプランにおける計画は、(2)で示した3つの柱と22の基本方向により構成される。以下は、宮城県スポーツ推進計画後期アクションプラン(平成30年度～平成34年度)を抜粋したものである。

II. 監査の対象の概要

第2章. 宮城県におけるスポーツの現状と課題

施策の柱			基本方向
I 生涯にわたるスポーツ活動の推進	世代	子ども	1 子どもの健康な身体づくりと体力・運動能力向上の推進
			2 子どもの遊ぶ（身体活動）機会の創出
			3 子どもがスポーツを「みる」「支える」機会の創出
			4 学校体育の充実
			5 運動部活動の充実
	働く世代	1 日常生活における身体活動の奨励	
		2 スポーツ活動機会の創出と交流の推進	
	高齢者	1 健康づくり活動の推進	
	2 スポーツ活動機会の創出と交流の推進		
II 競技力向上に向けたスポーツ活動の推進			1 国際的なスポーツ大会・国体等で活躍できる人材の育成
			2 競技活動を支える体制の整備
III スポーツ活動を支えるための環境づくりの充実			1 地域のスポーツ環境の充実
			2 広域スポーツセンター機能の充実
			3 総合型地域スポーツクラブの創設・育成支援
			4 指導者等の育成と連携
			5 スポーツボランティアの育成と支援
			6 表彰制度の拡充
			7 スポーツを支える組織の強化
			8 スポーツ安全に関する情報分析・研究及び成果の活用
			9 スポーツ観光の推進とスポーツ大会の誘致
			10 身近なスポーツ施設の充実
			11 プロスポーツや企業・大学と地域スポーツの好循環

(5) 県のスポーツの現状と課題

前期アクションプラン(平成 25 年度～平成 29 年度まで)の期間は、県は、東日本大震災からの復旧・復興に力を注ぎながら、推進計画における各個別事業の展開及び進行管理に取り組んできた。前期の進行状況について県は、「全体として見ると、各個別事業についてはその着実な実施により施策の推進に一定の成果が現れていると評価できるものの、施策の柱毎に掲げる成果目標指標については、達成されていない目標項目が多い」とし、これらが後期のアクションプラン策定に当たっての課題となった。

また、県のスポーツの現状としては、子どもの体力が改善傾向にあるものの、全国平均には届いていないこと、成人のスポーツ実施率が依然として低いこと、国民体育大会の総合順位が 30 位台まで低下したこと、総合型地域スポーツクラブが設置された市町村の割合が 60%程度にとどまっていること等を課題として掲げている。

2. オリンピック・パラリンピックに向けた取組

県は、平成 26 年より「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会宮城県推進本部」を設置している(図 1)。さらに、平成 28 年には「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた宮城県の取組に関する基本方針」を示し、平成 29 年 8 月に「2020 年東

京オリンピック・パラリンピック競技大会宮城県推進会議総会」を設置した(図2)。

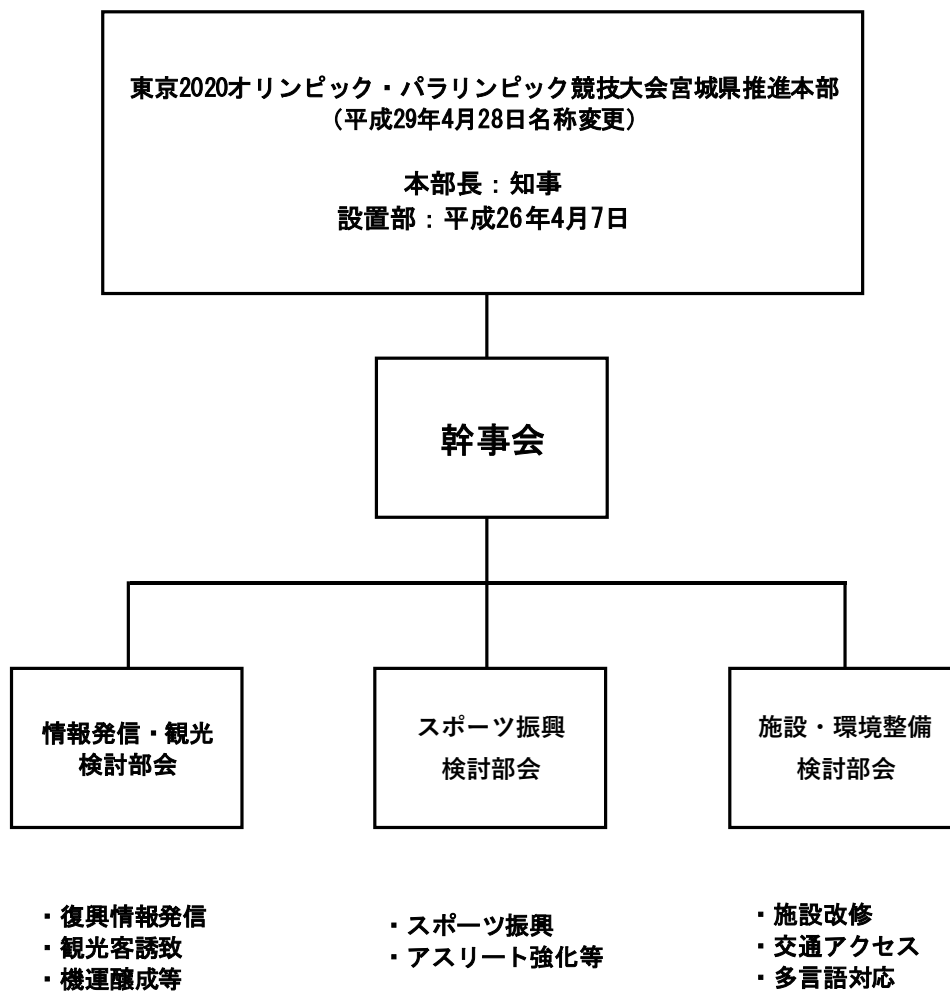


図1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会宮城県推進本部 組織図

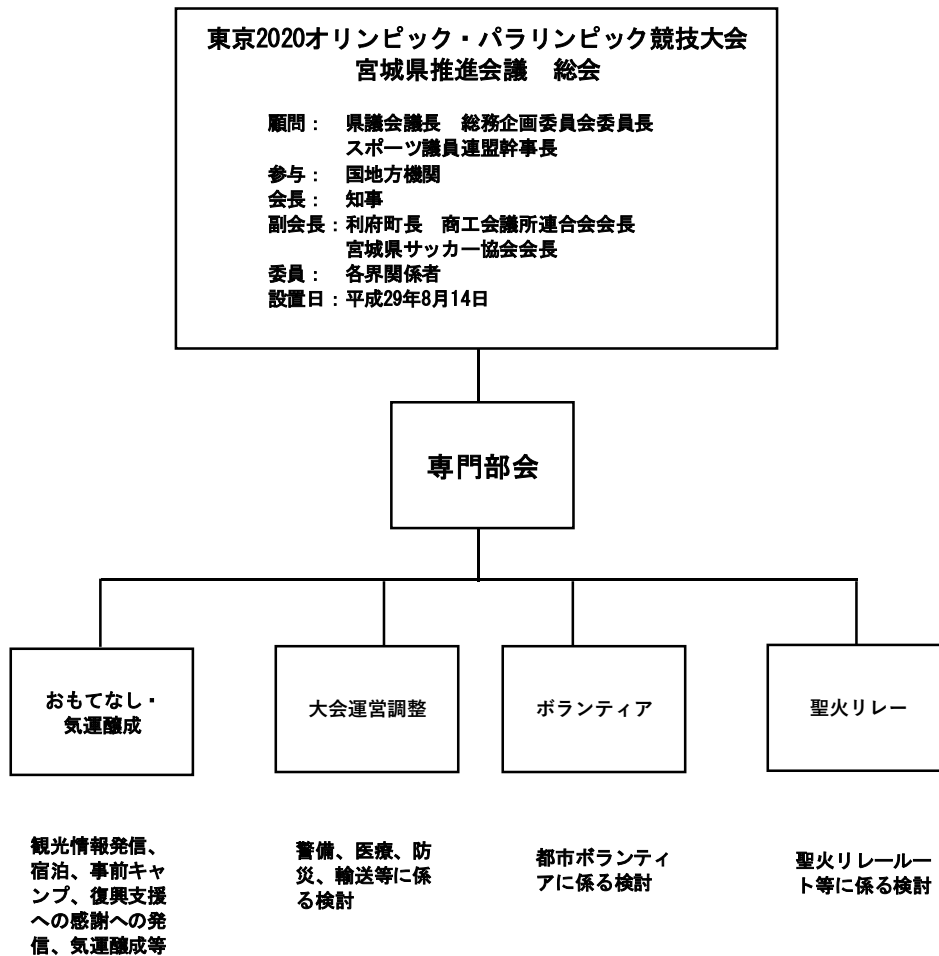


図 2 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会宮城県推進会議総会 組織図

オリンピック開催を予定していた 2020 年は、宮城県震災復興計画の目標年度であり、県は東京オリンピック・パラリンピック競技大会を、東日本大震災からの「復興五輪」と位置付けている。県は、基本方針において、「東日本大震災の被災地として、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に際し、日本を訪れ、あるいはメディアを通じて日本を御覧になる世界の方々に支援への感謝の意を込めて、復興する姿を伝えていきます。」という決意を表している。さらに、オリンピック開催に向け、以下の 3 つの取組方針を定めた。

- (1) 宮城の復興を世界へ-感謝・復興発信と震災記憶伝承-
- ◇世界への感謝の意を込め、復興情報を発信するとともに、震災の記憶の伝承に努めます。
 - ◇関係団体と連携し、競技開催地として大会の成功に貢献します。
 - ◇世界との多様な交流を促進します。
- (2) 宮城の魅力を世界へ-観光振興と地域経済活性化-
- ◇観光サービスや魅力づくりなど観光客の誘致を進めます。
 - ◇県産品の魅力と安全性を伝えます。
- (3) 宮城の元気を世界へ-スポーツ振興と健康増進-
- ◇大会への関心の高まりをスポーツ活動の推進や競技力の向上等に活用します。
 - ◇健康や体力に対する関心を高め、健康の増進に繋がります。

新型コロナウイルスの影響により、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は2021年に延期されることとなったが、従来から予定されていた通り、宮城県利府町の宮城スタジアムは来年、一部のサッカー競技の開催地となっている。開催会場では、準備が進められ、オリンピックに向けて、電光掲示板も設置がされた。

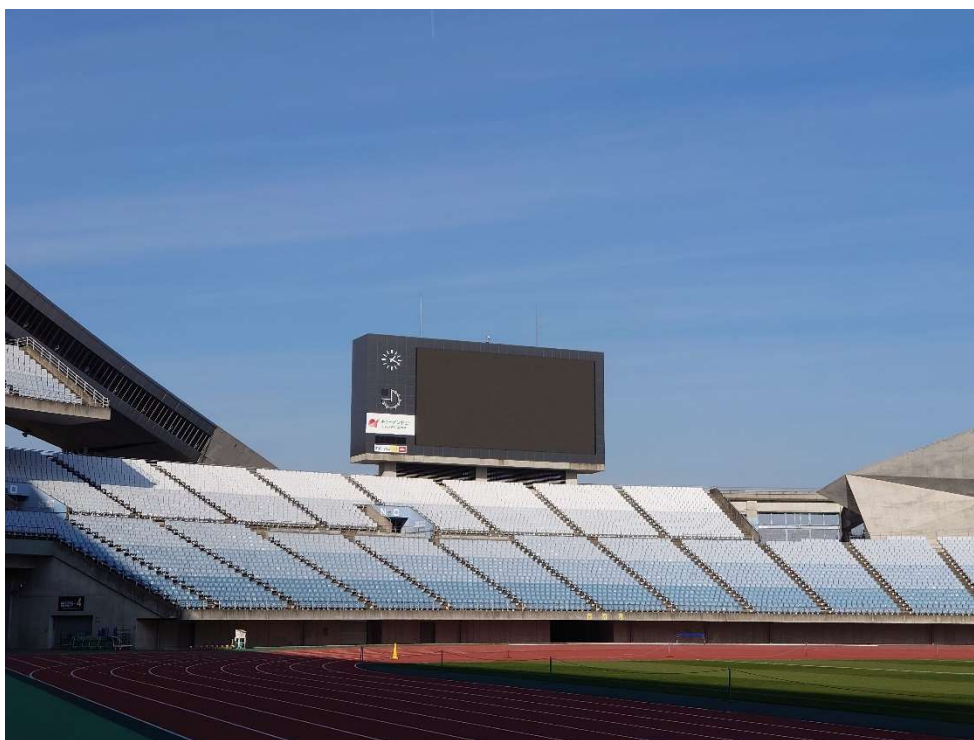


写真 1 宮城スタジアム電光掲示板

今後、県民のみならず、県外、国外の人々も、サッカー開催地である宮城に対する関心が一層高まることが予想される。県は引き続き、「復興五輪」を体現する県として、大会成功に向け取組を続けていく方針である。

3. スポーツ推進計画達成のための県有スポーツ施設の役割

県内におけるスポーツ推進、そして、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催地として、大会成功への貢献を図るために、県有スポーツ施設が果たす役割は非常に大きいと考える。県有スポーツ施設が県民のニーズに応えるためには、施設が適切に運営・管理がされていなければならないが、県有スポーツ施設の多くは、指定管理者によって運営・管理がなされている。そこで、今回の包括外部監査では、指定管理者制度を採用しているスポーツ施設に焦点を当てていくこととした。指定管理者制度の概要については、次章で扱うこととする。

Ⅲ. 今回の監査結果

今回の監査における指摘(15件)・意見(41件)の表題一覧は以下のとおりである。

区分	指摘 No.	意見 No.	カテゴリ	結果・意見表題	参照 ページ
意見		1	第2章. 宮城県宮城野原公園 総合運動場	仙台市陸上競技場との管理区分について 【意見1】	P.34
意見		2	第2章. 宮城県宮城野原公園 総合運動場	備品の明確な管理について【意見2】	P.35
意見		3	第2章. 宮城県宮城野原公園 総合運動場	相撲場について【意見3】	P.35
指摘	1		第2章. 宮城県宮城野原公園 総合運動場	顧客アンケートについて【指摘1】	P.36
意見		4	第2章. 宮城県宮城野原公園 総合運動場	随意契約について【意見4】	P.36
意見		5	第3章. 宮城県第二総合運動 場	クライミングウォールについて【意見5】	P.56
意見		6	第3章. 宮城県第二総合運動 場	週末の教室開催について【意見6】	P.56
意見		7	第3章. 宮城県第二総合運動 場	利用者アンケートの積極的実施と事業報告 書への反映【意見7】	P.57
意見		8	第3章. 宮城県第二総合運動 場	事業計画書と事業報告書の整合性について 【意見8】	P.58
意見		9	第4章. 宮城県総合運動公園 (グランディ・21)	老朽化したテニスコートの廃止【意見9】	P.76
意見		10	第4章. 宮城県総合運動公園 (グランディ・21)	サッカー場周辺の高木の管理の必要性【意 見10】	P.78
意見		11	第4章. 宮城県総合運動公園 (グランディ・21)	人口芝のサッカーコート【意見11】	P.78
意見		12	第4章. 宮城県総合運動公園 (グランディ・21)	サッカー場の雨漏り【意見12】	P.80
指摘	2		第4章. 宮城県総合運動公園 (グランディ・21)	利用状況報告書の記載について【指摘2】	P.82
意見		13	第4章. 宮城県総合運動公園 (グランディ・21)	事業計画書と事業報告書の整合性について 【意見13】	P.82

III. 今回の監査結果

指摘	3	第5章. 宮城県仙南総合プール(ヒルズ県南総合プール)	管理する敷地の対象範囲について【指摘3】	P.101
指摘	4	第5章. 宮城県仙南総合プール(ヒルズ県南総合プール)	備品の明確な管理について【指摘4】	P.101
指摘	5	第5章. 宮城県仙南総合プール(ヒルズ県南総合プール)	利用状況報告書の記載について【指摘5】	P.102
意見	14	第5章. 宮城県仙南総合プール(ヒルズ県南総合プール)	設備の維持管理について【意見14】	P.103
指摘	6	第5章. 宮城県仙南総合プール(ヒルズ県南総合プール)	宮城県ホームページ上の表記誤りについて【指摘6】	P.103
意見	15	第5章. 宮城県仙南総合プール(ヒルズ県南総合プール)	事業計画書と事業報告書の整合性について【意見15】	P.104
指摘	7	第5章. 宮城県仙南総合プール(ヒルズ県南総合プール)	「個人情報の厳重管理」に対する措置の解釈について【指摘7】	P.111
指摘	8	第6章. 宮城県長沼ボート場(アイエス総合ボートランド)	ガソリン貯蔵庫の必要性【指摘8】	P.115
意見	16	第6章. 宮城県長沼ボート場(アイエス総合ボートランド)	屋外ボート競技場のトイレ設置【意見16】	P.117
意見	17	第6章. 宮城県長沼ボート場(アイエス総合ボートランド)	「ケヤッキー」の活用【意見17】	P.117
指摘	9	第6章. 宮城県長沼ボート場(アイエス総合ボートランド)	納税義務の履行の確認について【指摘9】	P.119
意見	18	第6章. 宮城県長沼ボート場(アイエス総合ボートランド)	ウインドサーフィン利用者の対処【意見18】	P.119
意見	19	第6章. 宮城県長沼ボート場(アイエス総合ボートランド)	利用促進への取り組み【意見19】	P.120
意見	20	第7章. 宮城県ライフル射撃場(nexライフル射撃場)	競技用備品の更新について【意見20】	P.143
指摘	10	第7章. 宮城県ライフル射撃場(nexライフル射撃場)	備品の明確な管理について【指摘10】	P.144
指摘	11	第7章. 宮城県ライフル射撃場(nexライフル射撃場)	「委託管理業務に関する見積書の日付記入」に対する措置について【指摘11】	P.152
意見	21	第8章. 宮城県クレー射撃場	クレー射撃の振興施策について【意見21】	P.159
意見	22	第8章. 宮城県クレー射撃場	模擬銃について【意見22】	P.159
意見	23	第8章. 宮城県クレー射撃場	射撃場機能のあり方に対する県と指定管理者の見解について【意見23】	P.160

III. 今回の監査結果

意見		24	第 8 章. 宮城県クレール射撃場	施設の計画的な修繕について【意見 24】	P.162
意見		25	第 8 章. 宮城県クレール射撃場	装弾の直営による販売について【意見 25】	P.162
意見		26	第 9 章. 宮城県障害者総合体育センター	体育館の老朽化について【意見 26】	P.172
意見		27	第 9 章. 宮城県障害者総合体育センター	施設の暖房機能について【意見 27】	P.173
意見		28	第 9 章. 宮城県障害者総合体育センター	施設の冷房機能について【意見 28】	P.174
意見		29	第 9 章. 宮城県障害者総合体育センター	体育館の機能的拡張について【意見 29】	P.174
指摘	12		第 9 章. 宮城県障害者総合体育センター	備品の明確な管理について【指摘 12】	P.175
意見		30	第 10 章. 加瀬沼公園	公園内トイレの改修・増設の必要性【意見 30】	P.179
意見		31	第 10 章. 加瀬沼公園	ペットと楽しめる広場づくり【意見 31】	P.179
指摘	13		第 10 章. 加瀬沼公園	休園時の侵入者対策【指摘 13】	P.179
意見		32	第 10 章. 加瀬沼公園	自主事業への取り組み強化【意見 32】	P.180
指摘	14		第 10 章. 加瀬沼公園	公園内の幹線道路【指摘 14】	P.181
意見		33	第 10 章. 加瀬沼公園	施設の有料化【意見 33】	P.182
意見		34	第 11 章. 仙台港多賀城地区緩衝緑地	駐車場の拡大【意見 34】	P.187
意見		35	第 11 章. 仙台港多賀城地区緩衝緑地	有料施設予約システムの導入【意見 35】	P.188
意見		36	第 12 章. 岩沼海浜緑地	ジュニアパーク岩沼の看板【意見 36】	P.194
意見		37	第 12 章. 岩沼海浜緑地	ローラーすべり台のアピール【意見 37】	P.196
意見		38	第 13 章. 仙台塩釜港仙台港区港湾環境整備施設	釣り客のマナーについて【意見 38】	P.201
意見		39	第 13 章. 仙台塩釜港仙台港区港湾環境整備施設	テニスコートの老朽化【意見 39】	P.202
指摘	15		第 13 章. 仙台塩釜港仙台港区港湾環境整備施設	海の広場の陥没の防止【指摘 15】	P.203
意見		40	第 13 章. 仙台塩釜港仙台港区港湾環境整備施設	指定管理料の値上げについて【意見 40】	P.204
意見		41	第 13 章. 仙台塩釜港仙台港区港湾環境整備施設	P-PFI 事業の促進【意見 41】	P.205

第1章. 指定管理者の選定

1. 指定管理者制度の概要

公の施設の管理受託者については、従来その受託主体の公共性に着目し、公共団体、公共的団体、一定の要件に該当する出資法人(2分の1出資等)に限定されていた。しかし、住民ニーズの多様化に効果的・効率的に対応するためには、民間事業者のノウハウを活用することが有効であるとの考えから、平成15年9月施行の地方自治法の一部改正により、「指定管理者制度」が導入されることとなった。宮城県においては、平成17年度からNPO法人や営利企業も含めた民間事業者の参入が可能となった。令和2年4月1日時点において、県内では60の施設が指定管理者制度を導入しており、指定期間は原則5年とされている。

2. 宮城県における指定管理者募集方法

宮城県の策定した「指定管理者制度運用指針」によれば、指定管理者の募集方法は原則として、公募としている。ただし、下記の事由に該当する場合には、非公募とすることも可能ではあるが、その場合、施設の所管部局長は、非公募の理由を付して、非公募の可否を総務部長に協議しなければならない旨が定められている。

【非公募の理由(例示)】

- イ 県民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、安定的で確実な管理運営が求められるもの
- ロ 県政の推進上、調査研究の継続性、学術的成果や高度な専門的知識等の蓄積・活用が必要なもの
- ハ 隣接施設との一体的な管理運営や密接な連携等によって効率的、効果的な管理運営が図られるもの
- ニ 指定管理者の取消し等により、新たな指定管理者を緊急に指定する必要があるもの

また、公募の場合においては、関係法令や施設の性質等による特別の理由があるときは、所管部局長の判断により、募集する法人の種類を限定することもできるとしている。

なお、今回の包括外部監査の対象となった12施設については、指定管理者の選定にあたって公募制を採用しており、非公募制に該当するものはなかった。

3. 指定管理者の選定方法及び基準

指定管理者の選定における審査は、第一次審査(書類審査)及び第二次審査(ヒアリング)で構成される。県は、公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条に規定する選定基準により審査を行い、候補者を選定している。審査項目・審査の視点及び配点は、所管部局等によって異なる。例として、以下に「宮城県教育委員会指定管

Ⅲ. 今回の監査結果
第1章. 指定管理者の選定

理者選定委員会」及び「宮城県土木部指定管理者選定委員会」の審査項目・審査の視点・配点を挙げる。

(1) 宮城県教育委員会指定管理者選定委員会

評価項目	評価の観点	配点	
1 県民の平等な利用が確保されること（手続条例第3条第1号）	設置目的の理解	①基本方針は、施設の設置目的を正しく認識したものになっているか	25点
	平等利用の確保	②基本方針は、利用者の平等な利用の確保に配慮しているか ③基本方針が事業計画に的確に反映されているか	
2 公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができること（手続条例第3条第2号）	利用促進	④施設の利用促進に向けて、具体的かつ、有効な方策等を有しているか	40点
	サービス向上	⑤利用者ニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか ⑥開館時間、休業日の設定の考え方が適切で、利用拡大を図るものとなっているか	
	施設管理	⑦適正かつ確実に維持管理を行うとともに、環境にも配慮したものとなっているか	
	収支計画	⑧収入支出の積算がより経済的であり、管理運営計画との整合性が図られているか ⑨指定管理料が過年度実績額と比較し、低減が図られるものとなっているか	
3 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること（手続条例第3条第3号）	実施体制	⑩運営体制は、管理運営計画との整合性が図られ必要な資格職員が確保されているとともに、緊急事態への対応等危機管理できるものとなっているか ⑪充実したサービスが提供できる職員の構成及び配置となっているか	20点
	経営基盤	⑫申請者の経営基盤が安定しており、管理運営計画を安定して実践できる能力を有しているか ⑬類似のスポーツ施設における管理運営の実績があり、必要な経験及び知識を有していると認められるか	
4 情報公開、個人情報の取扱いを適正に行う体制が整備されていること（手続条例第3条第4号）	情報管理	⑭情報公開に積極的で、また、個人情報の保護の取扱いが適切であり、具体的な定めがあるか、又は定めようとしているか	5点
5 公の施設の設置目的を達成するために必要であるとして知事等が別に定める基準（手続条例第3条第6号）	その他	⑮事業計画全体を通して内容に独創性があり、施設の効用を最大限引き出すとともに、利用拡大が図られるものとなっているか ⑯計画全体に具体性があり、実現可能なものとなっているか	10点

(2) 宮城県土木部指定管理者選定委員会

審査項目	審査の視点	配点
(1) 計画の内容及び実現性	イ 計画内容についての手法等の的確性	125
	ロ 計画内容についての具体性	
	ハ 計画内容についての独創性	
	ニ その他	
(2) 申請者の能力	イ 申請者の経歴、業務実績	25
	ロ 経営基盤の安定性	
	ハ 当該業務に対する申請者の組織体制	
(3) 収支計画	イ 経済的管理	50
	ロ 管理コスト	

4. 各施設の指定管理者選定委員及び選定結果

県では、各スポーツ施設の指定管理者選定に関わった選定委員の氏名及び所属・職を、宮城県のホームページにて公表している。また、匿名ではあるが、各委員の採点内訳についても公表しており、選定プロセスの透明性が確保されている。以下は、宮城県が公表している指定管理者選定委員会の選定委員(個人名は省略)及び採点一覧を抜粋したものである。なお、採点一覧については県の資料のとおりに記載しているため、審査項目が一部番号のみになっているが、その内容については省略する。

(1) 宮城県宮城野原公園総合運動場

平成28年10月20日宮城県総合運動場指定管理者選定委員会

・選定委員

	所属・職
委員長	公益財団法人宮城県体育協会副会長
委員	仙台高等専門学校建築デザイン学科教授
委員	東北大学 高度教養教育・学生支援機構教育内容開発部門・人間総合科学教育開発室准教授
委員	A税理士事務所税理士
委員	仙台市文化観光局理事
委員	宮城県教育庁教育監兼教育次長

・採点一覧

団体名		委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	委員F	合計	備考
宮城県スポーツ振興財団・ミズノグループ	小計	92.55	83.75	95.15	96.15	74.45	86.35	528.4	
	加点・減点	6						6	
	実績評価点	6						6	
	合計	-						540.4	
公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団	小計	98.8	88.2	96.4	95.4	85.5	91.6	555.9	指定管理者決定
	加点・減点	6						6	
	実績評価点	-						-	
	合計	-						561.9	

※審査項目6の実績評価点は、現指定管理者が再度応募した場合、現指定管理期間中の管理運営状況に対する評価に応じて、10点の加点～10点の減点がされる。

(2) 宮城県第二総合運動場

Ⅲ. 今回の監査結果
第1章. 指定管理者の選定

平成 28 年 9 月 20 日宮城県教育委員会指定管理者選定委員会

・選定委員

	所属・職
委員長	公益財団法人宮城県体育協会常務理事
副委員長	宮城県教育庁参事兼総務課長
委員	B税理士事務所税理士
委員	民間スポーツクラブ “クラブマネージャー”
委員	宮城県教育庁教育監兼教育次長 ※当日欠席
委員	宮城県教育庁参事兼義務教育課長

・採点一覧

団体名	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	合計	備考
宮城県スポーツ振興財団・ミズノグループ	79	71	76	77	75	378	指定管理者決定

(3) 宮城県総合運動公園

平成 28 年 10 月 20 日宮城県総合運動場指定管理者選定委員会

・選定委員

	所属・職
委員長	公益財団法人宮城県体育協会副会長
委員	仙台高等専門学校建築デザイン学科教授
委員	東北大学 高度教養教育・学生支援機構教育内容開発部門・人間総合科学教育開発室准教授
委員	C税理士事務所税理士
委員	仙台市文化観光局理事
委員	宮城県教育庁教育監兼教育次長

・採点一覧

団体名	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	委員F	合計	備考
宮城県スポーツ振興財団・同和興業・セントラルスポーツグループ	81	83	94	79	94	100	531	指定管理者決定

(4) 宮城県仙南総合プール(ヒルズ県南総合プール)

平成 28 年 9 月 20 日宮城県教育委員会指定管理者選定委員会

・選定委員

	所属・職
委員長	公益財団法人宮城県体育協会常務理事
副委員長	宮城県教育庁参事兼総務課長
委員	D税理士事務所税理士
委員	民間スポーツクラブ クラブマネージャー
委員	宮城県教育庁教育監兼教育次長 ※当日欠席
委員	宮城県教育庁参事兼義務教育課長

III. 今回の監査結果
第1章. 指定管理者の選定

・採点一覧

団体名	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	合計	備考
セントラルスポーツ株式会社	83	78	88	75	75	399	指定管理者決定
陽光・三井物産F共同企業体	57	67	61	66	63	314	

(5) 宮城県長沼ボート場(アイエス総合ボートランド)

令和元年10月25日宮城県教育委員会指定管理者選定委員会

・選定委員

	所属・職
委員長	宮城県教育庁教育次長
副委員長	国立大学法人宮城教育大学理事(総務担当)・副学長
委員	宮城県教育庁参事兼総務課長
委員	宮城県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会長
委員	公認会計士
委員	宮城県教育庁特別支援教育課特別支援教育専門監

・採点一覧

団体名	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	委員F	合計	備考
宮城県ボート協会	72	76	69	61	58	61	397	指定管理者決定

(6) 宮城県ライフル射撃場(nexライフル射撃場)

平成30年10月25日宮城県教育委員会指定管理者選定委員会

・選定委員

	所属・職
委員長	宮城県教育庁教育次長
副委員長	国立大学法人宮城教育大学理事(総務担当)・副学長
委員	全国地域活動連絡協議会会長
委員	E公認会計士事務所公認会計士
委員	宮城県環境生活部共同参画社会推進課男女共同参画推進専門監
委員	宮城県教育庁総務課長

・採点一覧

団体名	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	委員F	合計	備考
宮城県ライフル射撃協会	63	66	61	68	72	64	394	指定管理者決定

(7) 宮城県クレー射撃場

Ⅲ. 今回の監査結果
第1章. 指定管理者の選定

平成28年10月20日宮城県環境生活部指定管理者選定委員会

・選定委員

	所属・職
委員長	宮城県環境生活部次長
副委員長	元宮城県監査委員
委員	宮城県環境生活部次長（技術担当）
委員	有限会社キャリアコム代表取締役
委員	F会計事務所代表

・採点一覧

団体名	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	合計	備考
一般社団法人宮城県猟友会	74	68	76	68	62	348	指定管理者決定

(8) 宮城県障害者総合体育センター

平成30年10月25日宮城県保健福祉部指定管理者選定委員会

・選定委員

	所属・職
委員長	宮城県保健福祉部 理事兼次長
副委員長	東北大学大学院文学研究科 教授
委員	官澤綜合法律事務所（弁護士）
委員	公認会計士G事務所（公認会計士）
委員	宮城県保健福祉部 次長（技術担当）

・採点一覧

団体名	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	合計	備考
社会福祉法人 宮城県身体障害者 福祉協会	254	242	246	246	226	1214	指定管理者決定

(9) 加瀬沼公園

令和元年10月25日宮城県土木部指定管理者選定委員会

・選定委員

	所属・職
委員長	東北学院大学 経営学部 教授
副委員長	石巻専修大学 経営学部 教授
委員	独立行政法人国立高等専門学校機構 仙台高等専門学校 総合工学科 教授
委員	NPO法人宮城県レクリエーション協会 事務局長
委員	宮城県土木部 次長

・採点一覧

Ⅲ. 今回の監査結果
第1章. 指定管理者の選定

団体名	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	合計	備考
株式会社 東北ダイケン	147	115	149	133	154	698	指定管理者決定

(10) 仙台港多賀城地区緩衝緑地

平成27年10月21日宮城県土木部指定管理者選定委員会

・選定委員

	所属・職
委員長	公立大学法人宮城大学 名誉教授
副委員長	宮城県土木部 次長
委員	石巻専修大学経営学部 教授
委員	独立行政法人国立高等専門学校機構仙台高等専門学校 建築デザイン学科 准教授
委員	公益財団法人宮城県体育協会 専務理事
委員	特定非営利活動法人宮城県レクリエーション協会 事務局長

・採点一覧

団体名	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	委員F	合計	備考
株式会社 東北ダイケン	127	121	120	119	118	117	722	指定管理者決定

(11) 岩沼海浜緑地

令和元年10月25日宮城県土木部指定管理者選定委員会

・選定委員

	所属・職
委員長	東北学院大学 経営学部 教授
副委員長	石巻専修大学 経営学部 教授
委員	独立行政法人国立高等専門学校機構 仙台高等専門学校 総合工学科 教授
委員	NPO法人宮城県レクリエーション協会 事務局長
委員	宮城県土木部 次長

・採点一覧

団体名	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	合計	備考
株式会社 東北ダイケン	153	115	149	142	136	695	指定管理者決定
東洋緑化 株式会社	116	97	117	132	91	553	

(12) 仙台塩釜港仙台港区港湾環境整備施設

平成28年10月24日宮城県土木部指定管理者選定委員会

・選定委員

III. 今回の監査結果
第1章. 指定管理者の選定

	所属・職
委員長	東北学院大学経営学部 教授
副委員長	宮城県土木部理事兼次長
委員	独立行政法人国立高等専門学校機構 仙台高等専門学校建築デザイン学科 准教授
委員	公益財団法人宮城県体育協会 専務理事
委員	NPO法人宮城県レクリエーション協会 事務局長

・採点一覧

団体名	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	合計	備考
株式会社 東北ダイケン	121	124	117	137	121	620	指定管理者決定

宮城県の策定した指定管理制度運用指針「5.指定管理者候補の選定(2)選定委員会」において、選定委員に関して以下のように定められている。

ロ 委員の構成

- (イ) 部局等選定委員会の委員の構成は、5～6人程度を基本、8人を上限として、所管部局長が定める。
- (ロ) 個別選定委員会の委員構成は、所管部局長が検討して、各条例において上限を定める。
- (ハ) 部局等選定委員会又は個別選定委員会の委員は、構成員の半数以上を有識者等の外部委員とする。

ハ 委員の制約

- (イ) 委員は、自己が役員等(理事、取締役、監事、監査役、運営委員等)又は職員となっている団体が申請した事案については、その議事に参加することができない。
- (ロ) 委員は、自己又は親族の利害に直接関係する事案については、その議事に参加することができない。

各監査対象施設の指定管理者選定委員会の委員の構成をみると、いずれも、運用指針どおり、「8名以下」の5名あるいは6名で成り立っている。また、運用指針では、選定委員の半数以上は、「有識者等の外部委員」としているが、これに関しても、今回の監査対象施設に係る指定管理者選定委員会で違反がみられたものはなかった。

審査の過程において応募者の財務数値が考慮されているかという点にも着目した。この点、各部局等選定委員会の審査項目及び審査の視点をみても、表現には各部局によって若干の相違があるものの、応募者の経営基盤の安定性や経営状況に関連するものが必ず含まれている。

III. 今回の監査結果

第1章. 指定管理者の選定

選定委員会名	施設名	審査項目	審査の視点
宮城県土木部 指定管理者選定委員会	○加瀬沼公園 ○仙台港多賀城地区緩衝緑地、 ○岩沼海浜緑地 ○仙台塩釜港仙台港区港湾環境整備 施設	申請者の能力	経営基盤の安定性
宮城県総合運動場 指定管理者選定委員会	○宮城県宮城野原公園総合運動場 ○宮城県総合運動公園	事業計画書に沿った 能力を有していること	経営基盤： 申請者の経営基盤が安定しており、管 理運営計画を安定して実践できる能 力を有しているか。
宮城県教育委員会 指定管理者選定委員会	○宮城県第二総合運動場 ○宮城県仙南総合プール ○宮城県長沼ボート場 ○宮城県ライフル射撃場	事業計画書に沿った 能力を有していること(もしくは、実 施体制及び経営基盤)	経営基盤： 申請者の経営基盤が安定しており、管 理運営計画を安定して実践できる能 力を有しているか。
宮城県保健福祉部 指定管理者選定委員会	○宮城県障害者総合体育センター	申請者の能力	財務関連から見た申請者の経営状況 は健全であるか。
宮城県環境生活部 指定管理者選定委員会	○宮城県クレー射撃場	事業計画書に沿った管理を安定し て行う能力を有すること。	○事業計画どおりに施設管理を行い 得る管理運営体制(人数等)となっ ているか。 ○具体的かつ実現可能な事業計画に なっているか。

また、宮城県土木部指定管理者選定委員会を除く選定委員会は、選定委員に、公認会計士あるいは税理士、会計事務所の代表が1名含まれていた。公認会計士等が含まれていない宮城県土木部指定管理者選定委員会については、大学の経営学部教授2名が選定委員に含まれていることから、応募者の財務的基盤を審査する上で特段問題はないと考える。

5. 各施設の指定管理者の再委託割合

各指定管理施設の再委託割合をまとめると以下のようになる。

施設名		平成29年度	平成30年度	令和元年度
宮城県宮城野原総合運動場	委託料	6,008,138	5,967,953	6,109,426
	支出合計	34,029,279	33,624,405	28,345,444
	再委託割合	17.7%	17.7%	21.6%
宮城県第二総合運動場	委託料	16,050,636	16,735,896	17,257,056
	支出合計	72,566,556	73,087,153	71,514,673
	再委託割合	22.1%	22.9%	24.1%
宮城県総合運動公園	委託料	206,554,666	221,186,512	209,105,413
	支出合計	929,795,828	979,432,769	966,738,116
	再委託割合	22.2%	22.6%	21.6%
宮城県仙南総合プール	委託料	7,225,416	6,699,024	7,762,656
	支出合計	60,978,555	57,009,912	54,785,900
	再委託割合	11.8%	11.8%	14.2%
宮城県長沼ボート場	委託料	3,717,371	4,810,723	4,823,747
	支出合計	12,364,524	12,996,300	14,240,600
	再委託割合	30.1%	37.0%	33.9%
宮城県ライフル射撃場	委託料	1,235,520	1,246,320	1,257,860
	支出合計	8,226,601	8,483,838	8,364,823
	再委託割合	15.0%	14.7%	15.0%
宮城県クレー射撃場	委託料	1,789,998	1,761,590	1,758,699
	支出合計	25,332,368	28,506,996	31,395,037
	再委託割合	7.1%	6.2%	5.6%
宮城県障害者総合体育センター	委託料	1,704,472	1,468,754	1,536,949
	支出合計	29,009,125	29,618,434	28,843,636
	再委託割合	5.9%	5.0%	5.3%
加瀬沼公園	委託料	3,010,378	2,760,380	2,666,762
	支出合計	19,318,540	19,865,559	21,441,208
	再委託割合	15.6%	13.9%	12.4%
仙台港多賀城地区緩衝緑地	委託料	6,032,454	6,412,838	6,754,609
	支出合計	26,611,278	28,332,185	29,572,230
	再委託割合	22.7%	22.6%	22.8%
岩沼海浜緑地	委託料	8,076,380	7,296,458	8,572,698
	支出合計	32,329,154	33,447,063	33,776,222
	再委託割合	25.0%	21.8%	25.4%
仙台塩釜港仙台港区 港湾環境整備施設	委託料	1,260,405	1,297,404	1,241,200
	支出合計	13,664,961	15,034,470	14,809,366
	再委託割合	9.2%	8.6%	8.4%

各施設の再委託割合が5%から20%台であるのに対し、宮城県長沼ボート場は、再委託割合が30%台と、他の施設と比較すると高いように思われる。しかし、ボート場の管理に関わっている指定管理者(宮城県ボート協会)の人員がきわめて少ないこと、及び、委託料の大部分を占めるボートコース設備撤去業務は、ボート場でのみ発生する特殊な業務であり、指定管理者側では実施不可能であることを鑑みれば、支出に占める委託料の割合が高くなることは当然である。

従って、上記の12の指定管理施設の再委託割合については、特段問題はなく、委託

Ⅲ. 今回の監査結果

第1章. 指定管理者の選定

業務により施設の運営管理の効率が落ちている指定管理者に該当するものはないと考える。

6. 結論

今回の監査において、指定管理者の選定過程及び基準、選定委員及び選定結果、再委託割合等を総合的に勘案した結果、監査の指摘及び意見とすべき事項は見受けられなかった。

第2章. 宮城県宮城野原公園総合運動場

1. 施設の概要

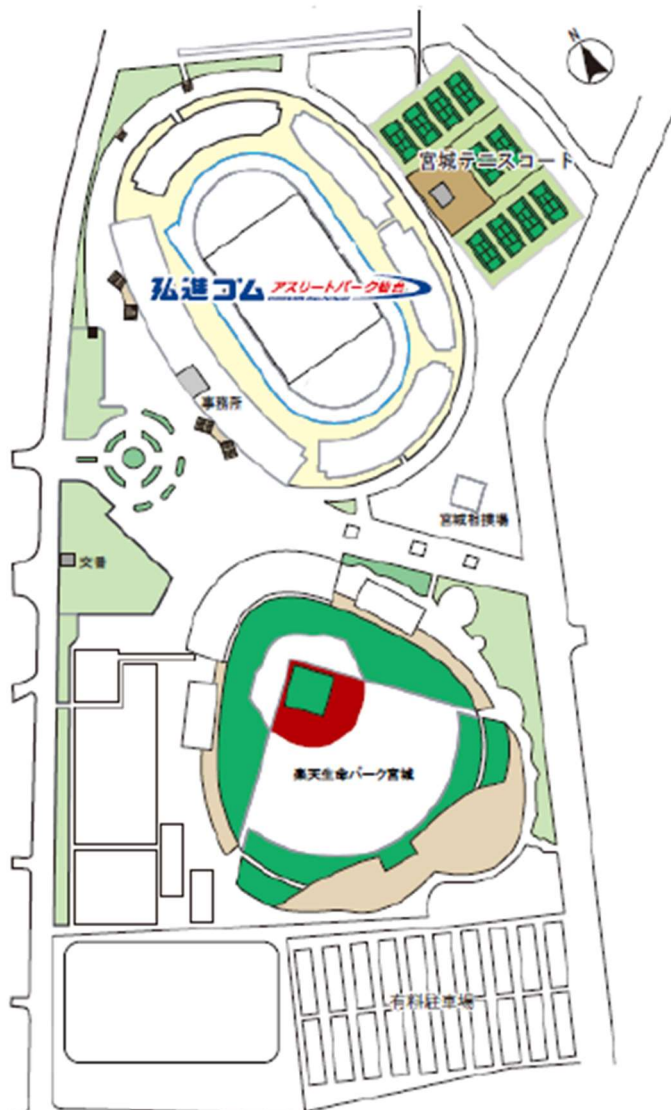


図 1 施設平面図

(1) 施設の概要

宮城野原公園総合運動場は、第7回国民体育大会の会場とするため昭和24年10月に宮城県が総合運動場を起工し、昭和27年10月に完成した施設である。

本施設は複合施設であり、球場、陸上競技場、相撲場、テニスコート、自転車競技場(平成26年廃止)等を有し、過去にはロッテオリオンズ(現千葉ロッテマリーンズ)やブランメル仙台(現ベガルタ仙台)、現在は東北楽天ゴールデンイーグルスなど、各種プロスポーツチームの本拠地としても使用されている。

平成20年以降は、平成21年の宮城県から仙台市への陸上競技場の譲渡、平成26

年の自転車競技場の廃止(大和町に新競技場が建設されたため)が行われている。
本複合施設が有する各施設の詳細は以下のとおりである。

➤ 楽天生命パーク宮城(宮城球場)

施設所有者:宮城県

都市公園法に基づく管理者:(株)楽天野球団

平成17年より東北楽天ゴールデンイーグルスの本拠地として、(株)楽天野球団が本施設を管理している。本施設から生じるプロ野球興行、アマチュア開放、イベント等の運営、各種運営費や工事費用等は、宮城県との協議や管理報告書の提出を行いつつも、原則として同社が主体となって負担している。

➤ 仙台市陸上競技場(開設年月:昭和27年10月)



写真1 仙台市陸上競技場

施設所有者:仙台市

指定管理者:公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団

当初は宮城県が所有していた施設であるが、平成21年に仙台市へ譲渡された。

➤ ウォーミングアップ場



写真 2 ウォーミングアップ場

施設所有者:宮城県

都市公園法に基づく管理者:仙台市

指定管理者:公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団

施設所有者は宮城県であるが、仙台市陸上競技場の仙台市への譲渡に合わせ、仙台市が都市公園法第5条第1項に基づく許可(管理許可)を受け管理を行っている。また、仙台市は、公益財団法人仙台スポーツ振興事業団を指定管理者としている。

➤ 宮城相撲場(開設年月:昭和46年7月)



写真 3 宮城相撲場

Ⅲ. 今回の監査結果

第2章. 宮城県宮城野原公園総合運動場

施設所有者:宮城県

指定管理者:公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団

➤ 宮城テニスコート(開設年月:平成18年3月)



写真4 宮城テニスコート

施設所有者:宮城県

指定管理者:公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団

なお、仙台市陸上競技場は平成21年において宮城県から仙台市へ譲渡されており、県有施設ではないことから、今回の監査対象としない。ただし、複合施設全体としての観点においてはこの限りではない。

III. 今回の監査結果

第2章. 宮城県宮城野原公園総合運動場

施設名		宮城県宮城野原公園総合運動場	
施設所在地		宮城県仙台市宮城野区宮城野二丁目11-6	
根拠条例		県立都市公園条例	
設置目的		スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達と福祉の増進に資するため。	
開設	仙台市陸上競技場	昭和27年10月	
	宮城テニスコート	平成18年3月	
	宮城相撲場	昭和46年7月	
施設詳細	仙台市陸上競技場	面積：36,530㎡ 仕様：400m×8レーン(全天候舗装) フィールド(天然芝) 室内雨天練習場(100m×5レーン) 観覧席：メインスタンド 7,000人、芝スタンド 23,000人	
	宮城テニスコート	面積：7,398.64㎡ 仕様：人工芝(10面) 収容人員：3,000人	
	宮城相撲場	面積：441.04㎡ 収容人員：1,000人	
利用時間	仙台市陸上競技場	【4月～10月】 平日：8時～19時、土日・祝日：8時～17時 【11月～3月】 平日：8時～18時、土日・祝日：8時～17時	
	宮城テニスコート	【4月～10月】 平日：8時～19時、土日・祝日：8時～17時 【11月～3月】 平日：8時～18時、土日・祝日：8時～17時	
	宮城相撲場	【4月～10月】 平日：8時～19時、土日・祝日：8時～17時 【11月～3月】 平日：8時～18時、土日・祝日：8時～17時	

(2) 指定管理者及び指定管理料

公の施設の名称		宮城県宮城野原公園総合運動場	
指定管理者の名称		公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団	
募集方法		公募	
基本協定の内容	対象年度・ 指定管理料(税込)	平成29年度	14,100,000円
		平成30年度	14,100,000円
		平成31年度	14,100,000円
		令和2年度	14,100,000円
		令和3年度	14,100,000円
		合計	70,500,000円
協定期間		平成29年4月1日～令和4年3月31日	
当該年度の協定内容及び実績	協定日・協定金額	平成31年3月26日	14,228,000円
		令和2年3月31日	14,489,800円
	協定期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日	
	業務完了報告年月日 事業報告年月日	令和2年5月31日	
支出済額		14,489,800円	

(3) 指定管理者(公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団)について

本施設を構成する各施設のうち、宮城球場を除く施設については、仙台市スポーツ振興事業団が指定管理者となっている。

・事業団の概要

当該事業団は、平成3年3月、「財団法人仙台市スポーツ振興事業団」という名称

III. 今回の監査結果

第2章. 宮城県宮城野原公園総合運動場

で仙台市によって設立され、その後、平成24年に、公益法人に移行し、現在の「公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団」となった。当該事業団は、各種スポーツ・レクリエーションの普及振興事業の実施、スポーツ・レクリエーションの情報提供、選手・指導者の育成強化、スポーツ施設の管理運営等に関わっており、市民のスポーツ・レクリエーションに対する幅広いニーズに応えている。令和元年度は、12のスポーツ施設の指定管理者として管理運営を行っていた。

・事業内容

事業名	令和元年度経費(千円)	実施内容
スポーツ等の普及振興事業	大会等開催事業	5,905 仙台国際ハーフマラソン大会、仙台リレーマラソン等を開催
	大会・教室等施設企画事業	70,456 仙台市のスポーツ施設にて、各種スポーツ教室、サッカー大会、キッズスポーツデー等を開催
	仙台市・他団体との関連事業	2,998 マイタウンスポーツデー事業、プロスポーツ支援、せんだいスポーツツワイライトパス、元気はつらつチャレンジカードの作成、配布、駅伝大会等
	支援運営事業等	16,647 スポーツ大会や、地域のスポーツイベント、総合型地域スポーツクラブ等への助成、スポーツ団体の事務局運営業務等
スポーツ等の情報収集・提供及び調査・研究事業	2,740	スポーツ情報の提供、ホームページの運営
仙台市からの受託事業	スポーツ施設等運営総括業務	83,799 民間指定管理者を含む施設間の管理運営、修繕及び利用に係る調整業務並びに広報等の実施。スポーツナビゲーションセンターせんだいの設置・運営
スポーツ施設等の管理・運営	仙台市陸上競技場・宮城野原公園総合運動場	81,078 指定管理者として仙台市のスポーツ施設の管理運営を行う
	その他の施設	1,052,276

・沿革

時期	内容
昭和61年9月	仙台市スポーツ振興審議会が、事業団の設立について仙台市に提言
昭和63年9月	仙台市スポーツ振興審議会が、事業団の設立要望書を仙台市に提出
平成3年3月13日	仙台市から宮城県教育委員会に事業団設立許可を申請
平成3年3月26日	宮城県教育委員会から事業団設立許可を受理 財団法人仙台市スポーツ振興事業団設立
平成3年4月1日	事業団業務開始 仙台市から、教育局所管施設の管理運営業務並びに建設局所管施設及び市民局所管施設の使用受付、使用料徴収及び還付事務を受託 (市民局所管施設：今泉運動場1箇所-3施設)
平成15年4月	スポーツ施設の所管が教育局から市民局に移管 宮城勤労者体育センター(宮城広瀬球場)が仙台市の所管となり、宮城広瀬総合運動場の一部となる
平成15年11月	評定河原球場・庭球場が仙台市建設局所管となり、供用受付等受託 事業団ホームページを開設 市民利用施設予約新システムが稼働
平成16年4月	地方自治法の一部改正により、仙台市が指定管理者制度を導入。事業団が指定管理者に指定される。 北中山コミュニティグラウンドの供用開始前の管理を受託
平成24年4月	公益法人に移行 名称変更：公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団 秋保体育館・長袋グラウンド・馬場グラウンド、中田温水プール・鉤取球場、及び陸上競技場の指定管理者が公募され、事業団は秋保体育館・長袋グラウンド・馬場グラウンドの指定管理者に再度指定される。
平成29年4月	秋保体育館・長袋グラウンド・馬場グラウンド、中田温水プール・鉤取球場、及び陸上競技場・宮城野原公園総合運動場の指定管理者が公募され、事業団は秋保体育館・長袋グラウンド・馬場グラウンド及び陸上競技場・宮城野原公園総合運動場の指定管理者に指定される。 スポーツコミッション推進室を設置する。
平成29年6月	スポーツ事業課を陸上競技場内に移転する。

(4) 指定管理者選定理由

「当該団体は、スポーツ振興の現状及び課題を的確に捉え、類似のスポーツ施設における管理運営の実績から、必要な経験、知識及び健全な財務状況に基づいた経営基盤のもと事業計画を安定して実践できる能力を有し、また、施設利用者の視点を踏まえた質の高いサービスの提供、施設利用者の増加に向けての具体的かつ有効な方策を有しているものと評価され、総合点において第 1 位となった。」との理由から、県は、平成 28 年 12 月 16 日に公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団を宮城県宮城野原公園総合運動場の指定管理者として指定している。

2. 比較財務諸表

(1) 収支表

(単位:千円)

科目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
指定管理料収入	14,100	14,100	14,490
利用料金収入	9,276	7,838	9,467
自主事業収入	250	250	258
派生業務収入	47	64	100
その他収入	10,837	11,635	4,432
合計	34,510	33,888	28,748
施設管理運営事業費			
人件費	12,129	12,355	15,817
会議費	1	0	-
旅費交通費	2	-	1
通信運搬費	55	69	79
消耗品費	380	142	446
修繕費	2,577	560	589
印刷製本費	-	29	90
光熱水費	4,621	1,800	1,234
賃借料	278	201	210
保険料	2	6	6
租税公課	821	981	989
支払負担金	83	333	42
委託料	6,008	5,968	6,109
支払手数料	45	21	61
管理経費	390	378	390
備品購入費	-	-	-
その他支出	6,637	10,782	2,283
小計(A)	34,029	33,624	28,345
スポーツ振興事業費			
会議費	-	-	32
通信運搬費	-	-	-
消耗品費	81	-	54
賃借料	-	-	-
保険料	3	18	11
諸謝金	266	245	305
支払手数料	131	-	-
小計(B)	481	263	402
合計(A)+(B)	34,510	33,888	28,748

(主な科目内容、増減内容等)

イ) 主に指定管理者の自主財源の取り崩しによる収入である。

ロ) 収入合計と支出合計を一致させるための計算上の費用を含む。

3. 施設の利用状況

(1) 利用状況

使用区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度			
宮城テニスコート	貸切	アマ一般	利用団体	81団体	83団体	99団体	
			利用人員	3,249人	2,149人	3,074人	
			観客数	527人	138人	245人	
			利用延時間	3,621時間	2,585時間	2,761時間	
		利用料金	1,618,800円	1,174,200円	1,536,250円		
		アマ生徒等	利用団体	60団体	44団体	38団体	
			利用人員	9,984人	7,999人	6,590人	
			観客数	2,518人	1,740人	1,775人	
			利用延時間	5,413時間	3,972時間	3,670時間	
		利用料金	1,184,100円	993,600円	728,550円		
		アマ以外	利用団体	1団体	-	2団体	
			利用人員	19人	-	-	
	観客数		-	-	-		
	利用延時間		3時間	-	70時間		
	利用料金	27,750円	-	101,750円			
	個人	アマ一般	利用人員	16,523人	16,192人	20,110人	
			利用延時間	8,413時間	8,380時間	10,770時間	
			利用料金	4,019,400円	3,696,600円	4,759,870円	
		アマ生徒等	利用人員	18,048人	15,845人	16,788人	
			利用延時間	5,723時間	5,913時間	6,163時間	
			利用料金	1,932,300円	1,629,800円	1,879,860円	
	付帯施設	クラブハウス	利用団体	81団体	63団体	62団体	
			利用人員	単独利用	1,500人	-	300人
				併用利用	11,694人	8,512人	8,161人
利用料金			274,360円	184,960円	175,540円		
温水シャワー		利用団体	-	-	-		
		利用人員	単独利用	-	-	-	
			併用利用	-	-	-	
		個人利用	200人	136人	248人		
利用料金		20,000円	13,600円	24,800円			
放送設備		利用団体	42団体	24団体	18団体		
		利用料金	191,920円	133,600円	103,650円		
指定管理者自主事業		利用料金体系	利用人員	-	-	-	
	利用料金		-	-	-		
	独自料金体系	利用人員	255人	259人	251人		
		利用料金	217,600円	250,000円	249,300円		
合計	有料利用人員	47,823人	42,185人	46,562人			
	観客数	3,045人	1,878人	2,020人			
	自主事業利用人員	255人	259人	251人			
	人員計	51,123人	44,322人	48,833人			
	料金収入計	9,486,230円	8,076,360円	9,559,570円			

III. 今回の監査結果

第2章. 宮城県宮城野原公園総合運動場

使用区分			平成29年度	平成30年度	令和元年度	
宮城相撲場	貸切	一般	利用団体	2団体	1団体	8団体
			利用人員	-	87人	70人
			観客数	-	50人	50人
			利用延時間	18時間	8時間	70時間
			利用料金	3,780円	-	11,520円
		生徒等	利用団体	2団体	3団体	2団体
			利用人員	134人	161人	160人
			観客数	40人	50人	30人
			利用延時間	9時間	17時間	12時間
			利用料金	800円	2,750円	1,050円
	個人	一般	利用人員	-	-	-
			利用延時間	-	-	-
			利用料金	-	-	-
		生徒等	利用人員	-	-	-
			利用延時間	-	-	-
			利用料金	-	-	-
	付帯設備	放送設備	利用団体	1団体	3団体	3団体
			利用料金	3,030円	9,090円	3,030円
	指定管理者自主事業	利用料金体系	利用人員	-	-	-
			利用料金	-	-	-
独自料金体系		利用人員	-	-	46人	
		利用料金	-	-	23,000円	
合計	有料利用人員		134人	248人	230人	
	観客数		40人	100人	80人	
	自主事業利用人員		-	-	46人	
	人員計		174人	348人	356人	
	料金収入計		7,610円	11,840円	38,600円	
宮城野原総計	有料利用人員		47,957人	42,433人	46,792人	
	無料観客		3,085人	1,978人	2,100人	
	自主事業利用人員		255人	259人	297人	
	人員計		51,297人	44,670人	49,189人	
	料金収入計		9,493,840円	8,088,200円	9,598,170円	

(主な変動要因等)

- イ) テニスコート利用人員について、平成29年度と比較して平成30年度が低水準にあるのは、主にテニスコート改修工事による休場期間があったことによる。また、平成29年度と比較して令和元年度が低水準にあるのは、主に新型コロナウイルス感染症による利用者減少による。

4. 仙台市陸上競技場との管理区分について【意見1】

本複合施設を構成する5施設(宮城球場、仙台市陸上競技場、ウォーミングアップ場、宮城相撲場、宮城テニスコート)のうち、4施設は宮城県の所有であるが、仙台市陸上競技場のみが仙台市の所有となっている。

仙台市陸上競技場は平成21年4月1日に宮城県から仙台市に譲渡されている。これは、それまで宮城県が宮城スタジアム(宮城県総合運動公園)と宮城陸上競技場(現仙台市陸上競技場)の2つの陸上競技施設を所有していたが、行政運営の効率化の観点から、公園の将来像や今後の利用調整の考え方について、県と仙台市で協議を行ってきた結果として仙台市が譲渡を受けることとなった経緯がある。

一方、譲渡後における各施設については一括して、一の指定管理者が選定されている。(柁楽天野球団が管理する宮城球場を除く)。

これは、宮城球場を除く 4 施設における指定管理者の公募において、宮城県及び仙台市が共同で一の指定管理者を募集し、選定することとしているためである。

この点、指定管理者は 4 施設の管理において、宮城県所有分と仙台市所有分に分けて別個に管理状況報告等の事務手続や区分経理を行わざるを得なくなっており、全体としては効率的と言いがたい状況となっている。

4 施設の実態としては、仙台市所有の仙台市陸上競技場と宮城県所有のウォーミングアップ場は関連性の深い施設であること、また、4 施設すべての利用者は共同の無料駐車場を利用可能となっているなどの実態を鑑みても、宮城県所有分及び仙台市所有分を実際に区分する意義は薄いと考えられる。事実、宮城県及び仙台市が共同で一の指定管理者を募集していることから、各施設の不可分性は示されていると考えられる。

県は仙台市とも共同のうえ、施設すべての仙台市への譲渡等も含めた各施設の効率的な管理に資する管理形態を勘案することが望まれる。

5. 備品の明確な管理について【意見 2】

宮城県と指定管理者が締結する「宮城県宮城野原公園総合運動場の管理運営に関する基本協定書」(平成 29 年 3 月 30 日付)(以下、本章において「協定書」とする)には、宮城県が所有し指定管理者に管理させる備品の一覧が添付されている。

今回の監査において、上記協定書を閲覧したところ、管理備品の中に「ラグビーポール」が記載されていた。当該備品について指定管理者に質問をしたところ、仙台市所有分である仙台市陸上競技場で使用するものであり、宮城県所有分の施設で使用する備品ではないとのことであった。

仙台市所有分の施設でのみ使用する備品が、宮城県と指定管理者間での管理備品とされているのは実態を適切に表しておらず、県は仙台市への譲渡を行うなど、適切な管理形態とすべきである。

6. 相撲場について【意見 3】

相撲場の利用実績は、上記「3. 施設の利用状況(1)利用状況」のとおり、年間利用者数は 300 人程度、利用料金は数万円程度である。また、その利用は高等学校総合体育大会(高総体)の大会が開催される 5~6 月頃に偏り、その他の月の利用は皆無に等しい。加えて、大会開催は年間 2、3 回のみであり、練習利用や一般利用は少なくとも平成 29 年度以降は行われていない。

公的施設とはいえこれほどまでに低い利用状況であると、県は利用水準の向上策の検討の他、廃止も視野に入れ、高総体の試合会場の代替的確保の可否や、廃止した場合の陸上競技用のウォーミングアップ場(本施設の現有箇所では足りないという利用者の意見がある)や駐車場(現状は臨時駐車場を設けることがあるなど、本施設の駐車場需要は大きい)、駐輪場などへの転換等、有効利用のための方策を検討することが望ましい。

7. 顧客アンケートについて【指摘 1】

協定書の第 29 条及び別紙 12 には、顧客アンケート結果の指定管理者から県への報告について以下のとおり示されている。

「協定書」より抜粋

(各種業務報告書)

第 29 条 乙(編注:「公益財団法人仙台市スポーツ振興財団」を指す)は、(中略)別紙 12 「事業報告書等の記載内容」により所定の事項を記載の上、各提出期限までに甲(編注:「宮城県」を指す)に提出しなければならない。

別紙 12

2 毎月の利用状況及び顧客アンケート結果等の報告(翌月 15 日まで)

(1) 毎月の利用状況(別紙様式第 6 号)

(2) 顧客からの提案、意見、苦情等の内容及び対応状況を一覧表にする。対応状況は対応日又は対応予定日も併せて記入する。(様式は任意)

この点、顧客アンケート結果の報告は毎月(翌月 15 日)まで報告すべきところ、実際には不定期にメール等で指定管理者から県に報告することどまっている。

協定書の記載に従い、顧客アンケート結果について、毎月指定管理者から県へ報告すべきである。

8. 随意契約について【意見 4】

今回の監査において、本施設の修繕に関する契約の締結が適切に実施されているかを検討するため、令和元年度に実施された修繕 8 件のうち、以下の 3 件について、関連する資料を閲覧した。

① 相撲場(土俵)

不具合の概要:土俵の劣化、状態の低下

費用:280,800円

② テニスコート(フェンス扉)

不具合の概要:片開き扉(4箇所)の開閉不具合

費用:44,000円

③ テニスコート(フェンス扉)

不具合の概要:支柱・ネットの経年劣化

費用:96,800円

特命随意契約を選択した理由について、指定管理者の意思決定資料である「物品購入(修繕)執行伺書兼物品受入通知書」を閲覧したところ、3件すべての契約は特命随意契約²により締結されていた。また、特命随意契約を選択した理由としては3件いずれも「緊急性があり実績のある業者を選定」となっていた。

当該理由の詳細について、指定管理者担当者へのヒアリングを実施したところ、例として①については定期的なメンテナンスであったものの、過去に取引実績のある業者が廃業し、かつ同業者も非常に限られる中で、実質的に選択肢が存在しなかった等、個別具体的な事情に基づき特命随意契約を選択しているとのことであった。

この点、①について実質的に契約先選択の余地がなかったとしても、それは「緊急性があり」という記載の理由とはやや異なっているものであり、実態に即した記載が求められる。また、③のように経年劣化による不具合は、利用者の安全性に係る場合には確かに緊急性があると考えられるものの、経年劣化自体は当然に予想されるべき事象であり、長期的観点からの契約の緊急性には疑問が残る。

これらすべてについて不適切とは断言しないものの、今後の契約においてこれらを前例として実質的な理由の検討を実施せず、画一的に特命随意契約としないよう留意する必要がある。

9. 平成19年度包括外部監査

宮城県の平成19年度包括外部監査「教育委員会所管を中心とした公の施設の運営状況について」(以下、本章において「平成19年度監査」とする)において、宮城野原公園総合運動場が監査対象となっている。

平成19年度監査の監査結果に対し、県が措置を実施したものについては、平成20年度の宮城県公報(平成20年11月14日及び平成21年12月25日付)において、当該監査結果に対する措置が公表されている。

9.1. 平成19年度包括外部監査及び措置の状況

以下、平成19年度監査の監査結果(結果及び意見)要約、それに対する措置の状況(平成20年度時点)、そして今回の監査時点における状況について記載する。

なお、本「9.1. 平成19年度包括外部監査及び措置の状況」記載の事項は、今回の監

² 特命随意契約とは、一般に2者以上からの見積りを取得せずに行う随意契約である。通常の随意契約と比べ、契約手続はさらに簡便だが、競争性もさらに失われる。

査結果を構成するものではなく、監査結果(「結果」及び「意見」)の定義及びその判断基準は平成 19 年度監査独自のものである。また、監査結果要約は原則として宮城県公報記載の内容と同一のものであるが、県が措置を実施しておらず公報に記載されていない一部の監査結果については、平成 19 年度監査報告書の内容を今回の監査人が独自に要約したため、必ずしも当時の監査人の意図を過不足なく表現していることを保証しない。

(1) 自転車競技場の存在意義および管理方法(結果)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

県および指定管理者と社団法人日本競輪選手会宮城県支部との関係は馴れ合いとなつていると言わざるを得ない。早急にこのような馴れ合いの状態を改めるとともに、宮城野原競技場の廃止を検討すべきである。廃止までの間は、受益者に相応の負担を求めて利用料を値上げし、代わりにメンテナンスは指定管理者が行うべきである。(平成 19 年度監査報告書 P.59)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

記載なし。

(ウ)今回の監査時点における状況

今回の監査において、宮城野原競技場(自転車競技場)はすでに廃止されている。

(2) テニスコートの利用率向上(意見)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

①テニスコートの利用状況については、休日には貸切利用が多く利用率は比較的高いが、平日は利用率が低く、終日予約のなかった日もあった。利用率を向上させるために、さらなる施策を講ずることが望まれる。

②利用者数のデータは集計しているものの、稼働率の情報管理は行われていない。テニスコートの利用率を高めるための施策を考える上でも、現状把握のために稼働率の情報管理を行うことが望まれる。(平成 19 年度監査報告書 P.60)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

①テニスコートの更なる利用率向上に向け、スクールの開催等による平日の需要掘り起こしについて、指定管理者と検討していく。

②利用者データの適切な活用について、指定管理者と検討していく。(宮城県公報 2009 号 P.13)

(ウ)今回の監査時点における状況

①今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「施設のホームページでタイムリーに空き情報を公開する、勤労者・高齢者等向けに早朝 5 時からテニスコートを開放する等、利用者の利便性を向上させ利用率を増加させる施策を講じている。」

②今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、利用者データとしては施設の規模から鑑みて、利用者数の集計のみでも適切な活用ができると判断し、稼働率の管理は行っていない旨の回答を得た。

(3) 相撲場の存在意義(意見)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

相撲場については、利用状況も低く、民間事業者や学校にも練習できる土俵はあり、当相撲場がなくなっても、競技人口が少ないことを考慮すれば県民への影響は非常に限定的であることから、施設の廃止を検討すべきである。(平成 19 年度監査報告書 P.60)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

相撲場の利用状況と経費支出を踏まえ、県内の他の施設の利用状況も見ながら、競技団体と協議を行うなど、今後の在り方について検討していく。(宮城県公報 2009 号 P.13)

(ウ)今回の監査時点における状況

今回の監査において、相撲場の利用状況及び存在意義を検討した。その結果は、P. 35「6. 相撲場について【意見 3】」参照。

(4) 会議室の有効活用(意見)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

①同施設にある会議室については、近隣に企業や各種団体などが多数あることから、貸会議室があることをパンフレットやインターネットのホームページに記載して、会議室の利用率の向上を図るべきである。

②会議室の利用料金は 30 分でも 8 時間でも 1 回 4,000 円であるが、利便性の向上や公平性の観点から、料金体系は時間当たりとするなど、より細かな区分で設定すべきである。(平成 19 年度監査報告書 P.60)

(イ) 平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

①有効活用について、指定管理者と検討していく。

②平成 21 年度、仙台市に陸上競技場を譲渡することが決まっており、会議室の利用料金の設定について、仙台市と情報交換を行い、仙台市の条例では詳細な料金設定が行われた。(宮城県公報 2009 号 P.13)

(ウ) 今回の監査時点における状況

今回の監査において、本施設パンフレットを閲覧し、貸会議室の存在が記載されていること、また利用料金も時間当たり単価として設定され記載されていることを確認した。

(5) 利用時間のパンフレット表示(意見)

(ア) 平成 19 年度監査の監査結果要約

施設の利用時間については、ホームページには記載されているものの、パンフレットには記載されていない。利用時間は利用者にとって必要な基本情報であり、パンフレットにも記載すべきである。(平成 19 年度監査報告書 P.60)

(イ) 平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

パンフレットの次回作成時に、利用時間を入れたものとするよう、指定管理者を指導していく。(宮城県公報 2009 号 P.14)

(ウ) 今回の監査時点における状況

今回の監査においてパンフレットを閲覧した。その結果、利用時間が記載されていることを確認した。

(6) 利用者の利用時間管理(意見)

(ア) 平成 19 年度監査の監査結果要約

施設の多くは時間単位の料金体系になっているにもかかわらず、テニスコートを除き、利用者の利用時間実績が管理されていない。このため、1 時間の利用料金で 2 時間利用することも可能な状態となっている。たとえば、利用開始時間を記入した利用券を利用者に交付し、終了時に利用券を回収すること等により、利用時間を把握し、適切な利用料の徴収を図るべきである。(平成 19 年度監査報告書 P.61)

(イ) 平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

利用時間の管理方法について、提案された利用券等の手法により、適切な対応と

なるよう指定管理者と検討していく。(宮城県公報 2009 号 P.14)

(ウ) 今回の監査時点における状況

本監査結果は現在の仙台市陸上競技場に対するものであり、今回の監査対象とはしていない。

(7) 駐車場の入場管理(意見)

(ア) 平成 19 年度監査の監査結果要約

宮城野原運動場に設置されている 100 台規模の駐車場は現在無料であり、利用者でなくても競技場を利用する旨申告すれば入場できる状況にあり、実際の利用者のみが利用できるような管理方法を改善すべきである。(平成 19 年度監査報告書 P.61)

(イ) 平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

記載なし。

(ウ) 今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「現在も概ね同制度ではあるが、インターホンで駐車場利用者の目的を口頭で確認し、適切でないと判断される利用者の利用を断っている。」

(8) 臨時駐車場の管理委託における地方自治法の順守(結果)

(ア) 平成 19 年度監査の監査結果要約

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、県は条例の定めるところにより指定管理者に公の施設の管理を行わせることができることとされており、県立都市公園条例第 2 条の規定により、県は指定管理者に宮城野原運動場の管理を行わせることとしている。臨時駐車場として使用している県有地は、県立都市公園条例の対象となる宮城野原運動場の一部ではないため、指定管理者に管理を行わせることができないこととなっている。

地方自治法及び県立都市公園条例の趣旨に鑑みれば、指定管理者との協定書に臨時駐車場の管理を含めることは違法であり、指定管理者と別途委託契約を締結すべきである。(平成 19 年度監査報告書 P.61)

(イ) 平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

記載なし。

(ウ) 今回の監査時点における状況

今回の監査において「宮城県宮城野原公園総合運動場の管理運営に関する基本協定書」を閲覧した。その結果、現在も同様の趣旨の記載がある事を確認した。

(9) 自主事業に関する県の承認手続不備(結果)

(ア) 平成 19 年度監査の監査結果要約

指定管理者が無償を含む独自の料金体系で自主事業を行う場合には、事前に自主事業の内容、開催日数、料金体系などについて県の事前承認を受けるよう県は指定管理者に対して指導すべきである。(平成 19 年度監査報告書 P.62)

(イ) 平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

記載なし。

(ウ) 今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「現在、各種教室等の自主事業は、原則として利用者から利用料を徴収している。また、自主事業の内容、開催日数、料金体系などは毎年度、事前に県に報告しており、その内容について承認を受けている。」

また、今回の監査において、指定管理者が平成 31 年度自主事業の計画を県に提出し、県が承認していることを書面にて確認した。

(10) 利用回数券の管理簿の作成(意見)

(ア) 平成 19 年度監査の監査結果要約

回数券のうち手提金庫に払出された分について、管理簿による受払管理が行われていない。回数券については基本的に現物と管理簿の残枚数の照合が容易に行いうる管理方法を採用することが望ましく、手提金庫保管分についても管理簿に記録を行うことが望ましい。(平成 19 年度監査報告書 P.62)

(イ) 平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

管理簿の作成等により回数券の管理が適切に行うことができるよう指定管理者を指導していく。(宮城県公報 2009 号 P.14)

(ウ) 今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、現在は管理簿を作成している旨の回答を得た。

(11) 実地たな卸しの実施および県への報告(結果)

(ア) 平成 19 年度監査の監査結果要約

指定管理者は県に帰属する物品について、毎年度 3 月末の現在高と台帳を照合の上、翌月末までに県に報告することになっているが、たな卸しは実際には実施されていない。全てが実施できない場合は、対象物件を金額基準により絞り込む等により、実施可能な規定に改訂し、実施を徹底すべきである。また、県は指定管理者に対して報告書の提出を指導し、協定書を遵守させることが必要である。(平成 19 年度監査報告書 P.62)

(イ) 平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

平成 19 年度から指定管理者が現在高と台帳の照合を実施した。(宮城県公報 2009 号 P.14)

(ウ) 今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、現在は毎年度 3 月末に照合を実施し県へ報告している旨の回答を得た。

(12) 業務委託に関する契約書案の提出(結果)

(ア) 平成 19 年度監査の監査結果要約

指定管理者が清掃、警備等個々の具体的な業務を第三者へ委託する場合には、契約する前に、その契約方法、契約書案の写しおよび仕様書等を県に提出することとしているが、実施されていない。協定書の規定は遵守すべきであり、仮に間に合わなかった場合でも速やかに事後提出すべきである。(平成 19 年度監査報告書 P.63)

(イ) 平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

平成 20 年度分から指定管理者から県への提出が行われている。また、平成 18 年度、19 年度分についても追って報告を受けた。(宮城県公報 2009 号 P.14)

(ウ) 今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、現在は契約書案の写しおよび仕様書等を県に提出している旨の回答を得た。

(13) 随意契約における相見積りの実施(意見)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

随意契約の場合 2 者以上から見積りを取ることとされているが、平成 18 年度の契約のうち 2 契約については相見積りを実施せず随意契約となっている。

少額であっても契約金額の妥当性を検証する意味から、相見積りが可能な委託契約の場合には、相見積りを実施すべきである。(平成 19 年度監査報告書 P.63)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

記載なし。

(ウ)今回の監査時点における状況

今回の監査において随意契約における相見積りの状況を確認した。その結果は P.36「8. 随意契約について【意見 4】」参照

(14) 利用者からの投書の管理体制(結果)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

①投書箱については、窓口から少し離れた隅にあるほか、箱が小さいため目立たず、投書箱に気づかない利用者があるものと思われる。より目立つ場所に設置することが望まれる。

②投書用紙については、白紙のメモであり、投書日、投書者連絡先などの欄が設けられていない。投書や記載がよりしやすいように所定の記載様式を作成することが望まれる。

③投書箱に施錠はなく、だれでも中の投書を取り出すことができる状態になっている。投書箱は施錠すべきである。

④Ⅰ投書の保管については、指定管理者によると、同施設に勤務している指定管理者職員が投書箱から投書を回収して内容を確認し、必要に応じてグランディ 21 内の指定管理者の本部に口頭で報告しているとのことであるが、本部側では口頭で受けた報告内容を記録していない。

Ⅱ投書用紙は同施設にて廃棄され、保管されていない。投書は少なくとも 1～2 年程度は施錠できる場所に保管することが望ましい。

Ⅲ回収した投書の内容は台帳にすべて記録して情報を一元管理し、対処欄を設けてアクションを記載し、利用者の向上対策などに活用すべきである。

⑤顧客からの提案、意見、苦情等の内容および対策状況を一覧にしたものについては、翌月 7 日までに県に報告することになっているが、県に何も報告しておらず、県も報告の督促は行っていない。県は指定管理者に対して報告書の提出を指導し、

協定書を遵守させることが必要である。(平成19年度監査報告書 P.61)

(イ)平成20年度措置の内容(宮城県公報)

①投書箱を、より目立つ場所に設置した。

②投書用紙を修正し作成した。

③投書箱に鍵を取り付けた。

④Ⅰ投書内容の適切な処理について指定管理者を指導した。

Ⅱ投書内容の適切な保管について指定管理者を指導した。

Ⅲ投書内容の集約と適切な対応について指定管理者を指導した。

⑤協定書に基づき適切に報告するよう指定管理者を指導した。(宮城県公報2009号 P.14)

(ウ)今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、概ね改善がなされているものの、顧客アンケート結果の県への報告について改善が十分でない点が見受けられた。

詳細は、P.36「7.顧客アンケートについて【指摘1】」参照。

第3章. 宮城県第二総合運動場

1. 施設の概要

(1) 施設の概要

宮城県第二総合運動場は、県武道館及び県合宿所を備えた施設として昭和56年4月に開設した。小中学生や一般向けの武道教室、武道指導者研修会、暑中稽古、寒稽古、青少年武道錬成大会、健康・体力づくりスポーツフェスティバル、武道教室のつどい等、誰でも目的に応じて参加可能となっている。県では武道各種目の練習や講習会・研修会等の利用に最適であるとしており、観客席も備えているため、中規模程度の東北・県レベルの大会等にも利用されている。

本施設が有する各施設の詳細は以下のとおりである。

- 宮城県武道館(開設年月:昭和56年4月25日)
柔道場、剣道場、弓道場(10人立射場)を有している。



写真 1 宮城県武道館外観



写真 2 柔道場

III. 今回の監査結果

第3章. 宮城県第二総合運動場



写真 3 剣道場



写真 4 弓道場 (10人立射場)

- 宮城県弓道場(開設年月:平成12年4月1日)
近的弓道場(12人立射場)、遠的弓道場(6人立射場)を有している。



写真 5 近的弓道場



写真 6 遠的弓道場

- 宮城県クライミングウォール(開設年月:平成14年4月1日)



写真 7 宮城県クライミングウォール

- 宮城県合宿所(開設年月:平成4年6月24日)



写真 8 宮城県合宿所

上記のほか、以前はラグビー場も存在したが、平成22年7月1日をもってラグビー場は廃止され、仙台二華高等学校の第2グラウンドとなっている。

III. 今回の監査結果

第3章 宮城県第二総合運動場

施設名	宮城県第二総合運動場		
施設所在地	宮城県仙台市太白区根岸町15-1		
根拠条例	総合運動場条例		
設置目的	スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達と福祉の増進に資するため。		
設置年月	昭和56年4月		
施設詳細	宮城県武道館	柔道場 (1階・2階)	柔道場：828平方メートル (18m×46m) ・384畳 (3試合場分) 柔道場観客席 (2階)：固定366席
		剣道場 (3階・4階)	剣道場：828平方メートル (18m×46m) ・3試合場 (4試合場可10m×10m) 剣道場観客席 (4階)：固定366席
		弓道場 (5階)	10人立射場 観客席：固定144席
	宮城県弓道場	近的弓道場	12人立射場 建築面積：1,026平方メートル 延床面積：879平方メートル
		遠的弓道場	6人立射場 建築面積：400平方メートル 延床面積：381平方メートル
	宮城県クライミングウォール	材質：FRP (繊維強化プラスチック) 高さ：15m×幅4m 2面 (可動部分6,4m) 可動角度：100度から145度 夜間照明：400W×2基	
宮城県合宿所	定員：60名 部屋数：16室 宿泊室16室 (2人部屋×2、4人部屋×14) ミーティング室16畳 食堂 (食事の提供はなし) 浴室×2 洗濯室 (洗濯機×2、乾燥機×2)		
利用時間	宮城県武道館	月曜日～土曜日：9時～21時 日曜日、祝祭日：9時～17時	
	近的弓道場	月曜日～土曜日：9時～21時 日曜日、祝祭日：9時～17時	
	遠的弓道場	9時～17時 (祝祭日含む) ※射場のみの利用は21時まで。	
	宮城県クライミングウォール	月曜日～土曜日：9時～21時 日曜日、祝祭日：9時～17時	
	宮城県合宿所	入所：15時から 退所：10時まで 門限：22時30分 消灯：23時	

(2) 指定管理者及び指定管理料

公の施設の名称	宮城県第二総合運動場		
指定管理者の名称	宮城県スポーツ協会・ミズノグループ		
募集方法	公募		
基本協定の内容	対象年度・指定管理料(税込)	平成29年度	56,600,000円
		平成30年度	56,600,000円
		平成31年度	56,600,000円
		令和2年度	56,600,000円
		令和3年度	56,600,000円
		合計	283,000,000円
当該年度の協定内容及び実績	協定期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日	
	協定日・協定金額	平成31年3月29日	57,076,000円
		令和2年3月31日	58,533,160円
	協定期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日	
	業務完了報告年月日	令和2年5月31日	
	事業報告年月日		
支出済額	58,533,160円		

(3) 指定管理者(公益財団法人宮城県スポーツ協会)について

・協会の概要

「公益財団法人宮城県スポーツ協会」は、県内のスポーツ振興に関する公益財団法人であった「宮城県体育協会」と「宮城県スポーツ振興財団」の2団体が合併し、平成30年4月1日より新たに生まれ変わった団体である。県におけるスポーツは、健康寿命の延伸や観光とも結びついた地域おこし、震災復興の絆を強くするイベントの開催など、競技・生涯スポーツの枠を超えた幅広い展開が求められている一方で、子どもの体力・運動能力の低下や成人のスポーツ実施率の低迷などの課題を抱えていた。このような社会情勢や課題に適切に対応するために、「宮城県体育協会」と「宮城県スポーツ振興財団」は合併するに至った。

統合から3年目にあたる現在も、公益財団法人宮城県スポーツ協会は、生涯スポーツの推進、競技力の向上、スポーツ環境の整備を図り、広く県民がスポーツの価値を享受し、活力に満ちた幸福で豊かなみやぎの実現に寄与することを目的として活動している。

・事業内容

宮城県スポーツ協会は、下記の5つの事業を行っている。

事業名	令和元年度 事業費(千円)	実施内容
競技スポーツ推進事業	232,199	ジュニアアスリート発掘・育成、アスリートの強化促進、国民体育大会・東北総合体育大会への選手団派遣、国民体育大会強化指定制度、スポーツ医科学との連携
生涯スポーツ推進事業	26,721	スポーツ普及促進(スポーツ教室や大会の開催)、スポーツ指導者の養成、スポーツ少年団の育成
スポーツ環境整備事業	25,960	地域スポーツ団体の支援、管理施設の利用促進、スポーツ情報提供事業、スポーツ表彰の実施
施設管理・運営事業	479,439	スポーツ施設の公益目的の貸与、公益目的以外の貸与(イベント等への貸出し)
宮城県自転車競技場管理運営等事業	57,688	宮城県自転車競技場の管理運営、スポーツ安全協会宮城県支部の業務受託、自動販売機の管理運営

(4) 指定管理者選定理由

「当該団体は、スポーツ振興の現状及び課題を的確に捉え、現管理者として当該施設の管理運営の実績から必要な経験・知識及び健全な財務状況に基づいた経営基盤のもと事業計画を安定して実践できる能力を有し、施設利用者の視点を踏まえた充実したサービスの提供と、施設の利用促進に向けて具体的かつ有効な方策等を有していると評価された。」との理由から、県は、平成28年12月16日に、旧・宮城県スポーツ振興財団(現・宮城県スポーツ協会)・ミズノグループを、宮城県第二総合運動場の指定管理者に指定している。

2. 比較財務諸表

(1) 収支計算書

(単位:千円)

科目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
指定管理料収入	56,600	56,600	58,533
利用料金収入	13,116	14,309	13,714
自主事業収入	4,009	2,742	2,479
その他収入	14	87	83
収入合計(A)	73,739	73,737	74,809
人件費			
人件費	31,667	31,330	31,084
管理費	201	192	259
人件費計	31,867	31,522	31,343
施設管理費			
消耗品費	1,104	1,539	618
修繕費	2,918	4,671	4,046
光熱水費	5,921	6,340	5,979
委託費	16,051	16,736	17,257
備品費	1,328	658	870
施設管理費計	27,320	29,944	28,769
事業運営費			
旅費交通費	-	-	24
印刷製本費	167	79	224
燃料費	752	780	692
通信運搬費	253	237	265
手数料	932	915	840
保険料	171	161	151
使用料	36	38	37
賃借料	1,204	1,194	1,205
負担金	5	5	9
会議費	64	-	-
租税公課費	2,796	2,626	2,519
事業運営費計	6,381	6,034	5,965
自主事業			
生涯スポーツ支援事業	-	3,098	1,088
選手・指導者支援育成・支援事業	638	-	-
地域スポーツ支援事業	146	-	-
協議会の開催機会提供事業	56	-	-
スポーツ環境整備事業	6,158	2,489	4,350
自主事業計	6,999	5,588	5,437
支出合計(B)	72,567	73,087	71,515
収支(A)-(B)	1,172	650	3,294

(主な科目内容、増減内容等)

- イ) 生涯スポーツ推進事業として、令和元年度は、「地方青少年なぎなた錬成大会」「大人の体力向上事業」「中国気功教室」等が実施された。
- ロ) 「スポーツ環境整備事業」の主な内容は、「ニュースポーツ用具貸出事業」であり、スポーツ団体等に用具の貸出を行うものである。

III. 今回の監査結果

第3章. 宮城県第二総合運動場

3. 施設の利用状況

(1) 利用状況

		使用区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
宮城県武道館	貸切	道場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない	利用団体 468団体	518団体	489団体
				利用人員	45,581人	47,354人	42,285人
				観客数	10,884人	11,312人	8,754人
				利用延時間	7,200時間	8,048時間	7,121時間
				利用料金	5,722,580円	6,322,520円	5,903,650円
				入場料を徴収する	利用団体	-	-
		利用人員	-	-	-		
		観客数	-	-	-		
		利用延時間	-	-	-		
		利用料金	-	-	-		
		アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収しない	利用団体	-	-	-
			利用人員	-	-	-	
	観客数		-	-	-		
	利用延時間		-	-	-		
	利用料金		-	-	-		
	入場料を徴収する		利用団体	-	-	-	
	利用人員	-	-	-			
	観客数	-	-	-			
	利用延時間	-	-	-			
	利用料金	-	-	-			
	研修室	利用団体	126団体	115団体	156団体		
		利用人員	単独利用 578人	570人	902人		
			併用利用 2,445人	1,563人	1,621人		
利用延時間		413時間	412時間	384時間			
利用料金		127,430円	109,900円	117,030円			
個人	一般	利用人員	6,596人	7,774人	7,926人		
		利用料金	1,808,500円	2,092,250円	2,158,500円		
	高校生等	利用人員	344人	298人	830人		
		利用料金	219,540円	244,920円	269,760円		
	中学生以下	利用人員	506人	378人	804人		
	利用料金	41,820円	23,280円	52,260円			
シャワー	利用人員	153人	136人	130人			
	利用料金	21,750円	25,050円	19,800円			
指定管理者自主事業		独自料金体系	利用人員	6,381人	3,660人	4,028人	
			利用料金	634,300円	173,800円	81,000円	
合計	有料利用人員		53,758人	56,510人	52,877人		
	有料観客		-	-	-		
	無料観客		10,884人	11,312人	8,754人		
	自主事業利用人員		6,381人	3,660人	4,028人		
	人員計		71,023人	71,482人	65,659人		
	料金収入計		8,575,920円	8,991,720円	8,602,000円		

III. 今回の監査結果

第3章 宮城県第二総合運動場

使用区分				平成29年度	平成30年度	令和元年度		
宮城県弓道場	近的弓道場	貸切	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない	利用団体	52団体	58団体	46団体
					利用人員	10,730人	14,789人	15,126人
					観客数	700人	600人	320人
				利用延時間	929時間	1,091時間	948時間	
				利用料金	1,460,290円	1,803,220円	1,772,530円	
				利用料金	-	-	-	
		入場料を徴収する	利用団体	-	-	-		
			利用人員	-	-	-		
			観客数	-	-	-		
			利用延時間	-	-	-		
			利用料金	-	-	-		
			利用料金	-	-	-		
	アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収しない	利用団体	-	-	-		
			利用人員	-	-	-		
			観客数	-	-	-		
		利用延時間	-	-	-			
		利用料金	-	-	-			
		利用料金	-	-	-			
	入場料を徴収する	利用団体	-	-	-			
		利用人員	-	-	-			
		観客数	-	-	-			
		利用延時間	-	-	-			
		利用料金	-	-	-			
		利用料金	-	-	-			
個人	一般			利用人員	1,466人	1,245人	1,400人	
				利用料金	65,000円	56,000円	74,750円	
	高校生等			利用人員	2,462人	3,156人	2,155人	
				利用料金	121,200円	162,480円	123,600円	
	中学生以下			利用人員	2人	3人	1人	
				利用料金	120円	120円	60円	
指定管理者自主事業	利用料金体系			利用人員	-	-	-	
				利用料金	-	-	-	
	独自料金体系			利用人員	-	-	26人	
				利用料金	-	-	-	
合計	有料利用人員				14,660人	19,193人	18,682人	
	有料観客				-	-	-	
	無料観客				700人	600人	320人	
	自主事業利用人員				-	-	26人	
	人員計				15,360人	19,793人	19,028人	
	料金収入計				1,646,610円	2,021,820円	1,970,940円	
宮城県弓道場	遠的弓道場	貸切	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない	利用団体	41団体	59団体	65団体
					利用人員	2,826人	2,732人	2,654人
					観客数	50人	15人	369人
				利用延時間	282時間	501時間	555時間	
				利用料金	280,080円	514,480円	602,720円	
				利用料金	-	-	-	
		入場料を徴収する	利用団体	-	-	-		
			利用人員	-	-	-		
			観客数	-	-	-		
			利用延時間	-	-	-		
			利用料金	-	-	-		
			利用料金	-	-	-		
	アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収しない	利用団体	-	-	-		
			利用人員	-	-	-		
			観客数	-	-	-		
		利用延時間	-	-	-			
		利用料金	-	-	-			
		利用料金	-	-	-			
	入場料を徴収する	利用団体	-	-	-			
		利用人員	-	-	-			
		観客数	-	-	-			
		利用延時間	-	-	-			
		利用料金	-	-	-			
		利用料金	-	-	-			
個人	一般			利用人員	253人	180人	359人	
				利用料金	36,250円	24,000円	50,000円	
	高校生等			利用人員	113人	119人	80人	
				利用料金	13,560円	9,600円	7,560円	
	中学生以下			利用人員	333人	72人	253人	
				利用料金	10,320円	3,840円	11,160円	
指定管理者自主事業	利用料金体系			利用人員	-	-	-	
				利用料金	-	-	-	
	独自料金体系			利用人員	7,590人	5,912人	5,591人	
				利用料金	3,374,200円	2,536,500円	2,397,600円	
合計	有料利用人員				3,525人	3,103人	3,346人	
	有料観客				-	-	-	
	無料観客				50人	15人	369人	
	自主事業利用人員				7,590人	5,912人	5,591人	
	人員計				11,165人	9,030人	9,306人	
	料金収入計				3,714,410円	3,088,420円	3,069,040円	

III. 今回の監査結果

第3章 宮城県第二総合運動場

使用区分			平成29年度	平成30年度	令和元年度	
宮城県クライミングウォール	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない	利用団体	3団体	5団体	-
			利用人員	97人	267人	-
			観客数	30人	84人	-
			利用延時間	99時間	123時間	-
			利用料金	23,070円	12,610円	-
		入場料を徴収する	利用団体	-	-	-
			利用人員	-	-	-
			観客数	-	-	-
			利用延時間	-	-	-
			利用料金	-	-	-
	アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収しない	利用団体	-	-	-
			利用人員	-	-	-
			観客数	-	-	-
			利用延時間	-	-	-
			利用料金	-	-	-
		入場料を徴収する	利用団体	-	-	-
			利用人員	-	-	-
			観客数	-	-	-
利用延時間			-	-	-	
利用料金			-	-	-	
個人	一般	利用人員	77人	47人	26人	
		利用料金	63,140円	41,820円	19,680円	
	高校生等	利用人員	2人	1人	2人	
		利用料金	820円	410円	820円	
	中学生以下	利用人員	67人	58人	21人	
		利用料金	13,400円	11,600円	4,200円	
指定管理者自主事業	利用料金体系	利用人員	-	-	-	
		利用料金	-	-	-	
	独自料金体系	利用人員	-	9人	-	
		利用料金	-	31,500円	-	
合計	有料利用人員		243人	373人	49人	
	有料観客		-	-	-	
	無料観客		30人	84人	-	
	自主事業利用人員		-	9人	-	
	人員計		273人	466人	49人	
	料金収入計		100,430円	97,940円	24,700円	

使用区分			平成29年度	平成30年度	令和元年度	
宮城県合宿所	宿泊室	一般	利用人員	1,561人	1,385人	1,711人
			利用料金	1,238,800円	1,124,800円	1,347,860円
		高校生等	利用人員	1,605人	1,299人	870人
		利用料金	906,400円	783,200円	532,320円	
	中学生以下	利用人員	539人	629人	302人	
		利用料金	270,800円	285,200円	134,000円	
	リネン代	利用人員	-	-	-	
		利用料金	666,300円	654,900円	504,600円	
	合計	利用人員		3,705人	3,313人	2,883人
		自主事業利用人員		-	-	-
人員計			3,705人	3,313人	2,883人	
料金収入計			3,082,300円	2,848,100円	2,518,780円	
付帯設備	利用団体	単独利用	-	-	-	
		併用利用	-	-	-	
	利用料金	単独利用	-	-	-	
		併用利用	5,100円	2,790円	6,960円	

合計	有料利用人員	75,891人	82,492人	77,837人
	有料観客	-	-	-
	無料観客	11,664人	12,011人	9,443人
	自主事業利用人員	13,971人	9,581人	9,645人
	人員計	101,526人	104,084人	96,925人
料金収入計	17,124,770円	17,050,790円	16,192,420円	

(主な変動要因等)

イ) 宮城県弓道場(近的弓道場)について、平成29年度の有料利用人員が低水準にあるのは、インターハイの練習会場として施設全体を貸切にしていた月が含ま

れることによる(全館貸切による人員は重複しないように計上しているため)。

4. クライミングウォールについて【意見5】

クライミングウォールは、平成13年度に宮城県で開催された国民体育大会仮施設として川崎町に設置されたものであり、その後、施設有効利用の観点から、現在の本施設に移設されたものである(移設コストは28,072千円)。また、指定管理者へのヒアリングによると、年間修繕維持費は毎年概算で50万円程度とのことである。

P.53「3. 施設の利用状況」に記載のとおり、クライミングウォールの年間利用者は、新型コロナウイルス感染症の影響が予想される令和元年度を差し引いても、200～400人程度であり、1日あたりで換算すると1人程度の利用に留まっている。また利用料金は10万円程度と、年間修繕維持費50万円には遠く及んでいない。

利用水準が低水準に留まっている理由としては、以下のような点が考えられる。

- ① 本クライミングウォールの利用にあたっては、必ず2名以上のチームで、その内1名は「利用責任者証」保持者でなくてはならないとされており、一般利用のハードルが高い。
- ② 本クライミングウォールの仕様が現行の競技ルールに一致しておらず、大会利用はもとより、競技用の練習目的にも適していない。

この点、①については競技の性質上、安全性確保のためにはやむを得ないといえ、利用者増のためのルール変更は難しいと考えられる。また、②については、仮に現行競技ルールに沿う改修を実施する場合、壁面全体のフラット化など、新規設置に匹敵するコストが必要となると考えられる。現行競技ルールに沿うクライミングウォール施設は県内民間施設だけでも複数あり、公的施設として、多額のコストを掛け改修を実施する意義は乏しいと考えられる。

以上より、クライミングウォールには当時の国民体育大会施設の記念的意義はあるものの、有効利用は今後も期待し難く、年間修繕維持費50万円程度(今後の老朽化により、当然に増額する可能性もある)を投じてまで維持すべきものかどうかには疑念がある。県は利用水準の向上策の他、廃止・取り壊しを含めた広い選択肢から措置を検討することが望ましい。

5. 週末の教室開催について【意見6】

現在、宮城県第二総合運動場では、自主事業として、平日に、中国気功教室や、ヨガ、ズンバ、バレトン等の各種教室を開催している。1回500円で、予約なしで気軽に参加できるという点が魅力である。宮城県第二総合運動場のホームページで、その月の教室開

催スケジュールも確認できる。週末は大会等があるため、各種教室は主に平日に開催されており、参加者は主婦層や高齢者が中心となっている。以前は、遠的弓道場にて教室を開催していたが、新型コロナウイルス感染症の流行後は、武道館の広い空間を利用し、利用者同士の間隔を十分に空けるように対策がなされている。

一般のカルチャーセンターのように、入会金や数カ月分の参加料などまとまった料金を払わなければならなかったり、開始時期を逃すと途中から始められなかったりするような教室と比較すると、予約不要、かつ、ワンコインで、県民が気軽に趣味やスポーツを楽しめる教室開催は大変良いアイデアであると考えられる。

しかし、平日のみの開催の場合、当然のことながら、社会人や学生等は参加が難しくなり、参加者層が限定されてしまう。より多くの県民に宮城県第二総合運動場の存在を身近なものと感じてもらうためには、土曜日にも教室を開催し、是非、社会人や学生が教室に参加する機会を与えてほしい。大会が開催される週末の実施は難しいであろうが、武道館の貸切利用がない日や、閑散期に施設を有効活用するために、気功やヨガ教室を開催すれば、幅広い年齢層に足を運んでもらえるはずである。指定管理者は開催に向け前向きに検討して頂きたい。

6. 利用者アンケートの積極的実施と事業報告書への反映【意見7】

平成29年、30年、令和元年度の事業報告書において、「利用者アンケートについて」という項目があるが、いずれも「利用者アンケートに対する利用者回答はございませんでした。」の旨が記載されている。この点に関し、指定管理者に確認したところ、紙のアンケート用紙はあるものの、利用者は何らかの要望等がある場合には、口頭で窓口で意見を伝えるに来てくれるため、利用者から紙のアンケートに対する回答は得られていないとのことである。

利用者アンケートを実施するメリットは、「利用者目線」で施設の状況を見ることができ、口頭で要望やクレームを言うことを好まない利用者の意見も把握できることにある。窓口で要望を言いに来てくれる利用者はごく一部であるため、紙のアンケートを活用すれば、その他の大多数の利用者から貴重な意見を頂ける可能性がある。利用者の目線でしかわからないような施設の不備、不便さが、アンケートによって明らかになれば、それを修繕計画策定の際に活用することができる。

指定管理者は、武道館の無料開放イベントの際にはアンケートを実施しているが、今後は、イベント時のみならず、大会参加者や、弓道の練習利用者、平日の教室利用者等にも、受付時や終了時に積極的にアンケート用紙への記入をお願いしてはどうだろうか。また、事業報告書には、たとえ紙のアンケートの回答がなかったとしても、窓口で寄せられた利用者からの意見、要望、クレームを記載するなどして、現在、利用者たちが施設に対しどのように考えているかを、県も把握できるようにすべきである。

7. 事業計画書と事業報告書の整合性について【意見8】

本施設の指定管理者は、毎年度開始前に事業計画書を、毎年度末後には事業報告書を県に提出している。事業計画書の内容には、年度実施予定の個別事業名、その内容、対象、参加者の計画人数等(団体数、チーム数等の場合もある)が記載されている。また、事業報告書では、当該個別事業に対する計画人数が再掲されるとともに、実績人数が記載され、個別事業が期待されたとおりの成果を挙げたかどうかの判断基準となる。

今回の監査において、「平成31年度事業計画書」及び、それに対応する「令和元年度事業報告書」を閲覧した。その結果、以下の個別事業について、事業計画書に記載された計画人数等と、事業報告書に再掲される計画人数等に不整合があることが判明した。

個別事業名	平成31年度事業計画	令和元年度事業報告書	
	計画人数等	計画人数等	実績
施設の管理運営・貸与事業(公益目的の貸与)	96,000人	86,000人	87,154人
施設の管理運営・貸与事業(公益目的以外の貸与)	4,000人	200人	126人

以上のとおり、事業計画書と事業報告書間で計画人数等が異なる個別事業が散見された。

事業遂行において、計画したとおりの成果が挙げられることはむしろ珍しいことであり、差異が出ることは当然である。問題は、計画と実績に差異がどれだけ生じているか正確に把握し、来期事業へのフィードバックへと活かせるかどうか、という点である。この点、上記の個別事業は当初の計画人数等の再掲が不適格であることから、比較可能性を損ねている。

このような状況において、県は事業計画書と事業報告書を比較検討し、指定管理者に対して効果的かつ適切な指導を実施できているかについては疑問があるといわざるを得ない。事業計画書と事業報告書の対応関係に矛盾がないよう指導することが望ましい。

8. 平成19年度包括外部監査

宮城県の平成19年度包括外部監査「教育委員会所管を中心とした公の施設の運営状況について」(以下、本章において「平成19年度監査」とする)において、宮城県第二総合運動場が監査対象となっている。

平成19年度監査の監査結果に対し、県が措置を実施したものについては、平成20年度の宮城県公報(平成20年11月14日及び平成21年12月25日付)において、当該監査結果に対する措置が公表されている。

8.1. 平成19年度包括外部監査及び措置の状況

以下、平成19年度監査の監査結果(結果及び意見)要約、それに対する措置の状況(平成20年度時点)、そして今回の監査時点における状況について記載する。

なお、本「8.1. 平成19年度包括外部監査及び措置の状況」記載の事項は、今回の監

査結果を構成するものではなく、監査結果(「結果」及び「意見」)の定義及びその判断基準は平成 19 年度監査独自のものである。また、監査結果要約は原則として宮城県公報記載の内容と同一のものであるが、県が措置を実施しておらず公報に記載されていない一部の監査結果については、平成 19 年度監査報告書の内容を今回の監査人が独自に要約したため、必ずしも当時の監査人の意図を過不足なく表現していることを保証しない。

(1) 近的弓道場の存在意義(意見)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

弓道場については、平日利用がほとんどない外の弓道場も原則として開館しておかなければならないが、現実として平日の利用者が望めないのであれば、条例変更手続を経て外の弓道場の休業日を増やすなどの対応も検討すべきである。外の弓道場の利用率を高め、武道館そのものの利用価値を高めるには、武道館内の弓道場を他の競技で利用する施設に改装することも検討に値する。(平成 19 年度監査報告書 P.68)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

武道館内、屋外の弓道場の利用状況を踏まえ、利用率の向上を含め、競技団体や指定管理者と施設のあり方について検討していく。(宮城県公報 2009 号 P.15)

(ウ)今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「現在は近的弓道場について、弓道以外の武道等でも利用できるよう開放しており、ほぼすべての営業日において利用がある状況である。」

(2) 遠的弓道場の存在意義(意見)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

①遠的弓道場については、主な利用者が国民体育大会に選抜された選手であるという状況および近的弓道競技の控室での利用が多い現状に鑑み、遠的弓道場の利用率の向上と利用のあり方について検討すべきである。

②特殊な競技スポーツであることから、利用者が限定的である現状においては、公平性の観点から県民負担(指定管理料)よりも利用者負担の比重がより多く求められるものと考えられる。したがって、利用料金の引上げが求められる。

③指定管理者が毎年県に提出している施設利用状況一覧表については、整合性が取れていない数字が記載されているにもかかわらず、指定管理者も県の担当者も

何ら疑念を抱かず訂正もなされていないものがあった。指定管理者は施設利用状況一覧表を正確に作成すべきであり、県の担当者も検証すべきである。(平成 19 年度監査報告書 P.68)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

①県内唯一の施設である遠的弓道場について、その有効活用を図るため、利用率の向上策を指定管理者と検討していく。

②競技施設としての位置付けがあることから、利用率の向上を図ることを基本とし、平成 22 年 7 月の再オープンに向け、利用料金見直しも含め、指定管理者と検討していく。

③施設利用状況報告は精査の上、提出するように指定管理者を指導するとともに、その的確な把握に努めていく。(宮城県公報 2009 号 P.15)

(ウ)今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「利用料金は平成 19 年度監査当時の 260 円からは減少させ 250 円としているものの、遠的弓道場を弓道以外の武道等でも利用できるよう開放する等、利用率増加のための施策を講じている。」

また、今回の監査において、指定管理者が県に提出する令和元年度事業報告書記載の利用状況報告書を閲覧した。その結果、特段の不整合は見受けられなかった。

(3) ラグビー場の存在意義(意見)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

ラグビー場については、ほとんどの場合、子どものためのサッカー教室として使用されることから、ラグビー競技を実施するという本来の目的が既に失われている状況である。ラグビー施設としての利用廃止について検討すべきである。また、同施設が設置されている地域は住宅街にあり、実売却額は十数億円以上の規模となることが見込まれることから、将来売却も視野に入れて検討すべきである。(平成 19 年度監査報告書 P.70)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

団体種目の施設として、競技力向上の観点からも、利用拡大に向けた検討を行っていく。(宮城県公報 2009 号 P.15)

(ウ)今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「平成 22 年 7 月にラグビー場は廃止され、付近の学校グラウンドとして利用されており、現在は指定管理対象となっていない。」

(4) クライミングウォールの存在意義(意見)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

クライミングウォールについては、特殊なスポーツであり、特定の個人の利用に限られていることおよび県内の民間施設にもクライミングウォールがあることから、県がクライミングウォールを設置しておく必要性は非常に乏しい。当該施設の取壊し等、早期に措置を検討すべきである。(平成 19 年度監査報告書 P.71)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

クライミングウォールは特殊ではあるが団体種目の施設であり、施設の維持費等も勘案しながら、当面は利用促進を図っていく。(宮城県公報 2009 号 P.15)

(ウ)今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況について、指定管理者へ質問した。その結果は P.56「4. クライミングウォールについて【意見 5】」参照。

(5) 合宿所の利用人数の不適切な集計および存在意義(結果)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

①合宿所の利用人数については、1 人 1 泊 2 日の場合に 2 人とカウントしたものである。合宿所の利用人数は泊数でカウントすべきであり、集計方法が不適切である。

②合宿所の稼働率は部屋単位では把握されていないため、年間収容人数は 18,480 人を基に稼働率を算出したところ、推測実数 2,000 人ベースで 10.8%であり、合宿所の利用水準はまったく低いと言わざるを得ない。合宿所の廃止を検討すべきである。(平成 19 年度監査報告書 P.72)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

①利用者の延べ日数で報告を受けていたが、適切な集計を行うよう指定管理者を指導した。

②平成 20 年度から合宿所の利用者を第二総合運動場利用に限らず広く受け入れ、利用者の増加を図った。(宮城県公報 2009 号 P.16)

(ウ) 今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「①について、現在、合宿所の利用人数は泊数でカウントしている。

②について、県内でのスポーツ実施を目的とする者であれば、例え合宿所以外の第二総合運動場施設を利用しない者であっても宿泊できるよう制度を変更した。これを受け、現在も全体の利用水準自体は低調ではあるものの、合宿所のみの利用割合が大幅に増加しており、一定の成果はあったと考えている。」

(6) 合宿所の料金水準の引上げ(意見)

(ア) 平成 19 年度監査の監査結果要約

合宿所の宿泊収入については、合宿所で発生した直接経費の半分程度しか回収できていない、県の施設である以上、利益を生むことまで求めるものではないが、県民負担を考えれば、直接経費程度は回収できる料金体系を検討すべきである。(平成 19 年度監査報告書 P.73)

(イ) 平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

平成 20 年 10 月から利用料金水準を引き上げ、収益の改善を図った。(宮城県公報 2009 号 P.16)

(ウ) 今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「現在は宮城県の条例で定められた上限の料金に設定し、可能な限りの収益改善を図っている。」

(7) アンケート調査の実施方法と結果の分析(意見)

(ア) 平成 19 年度監査の監査結果要約

①同施設の利用料金は全般的に安いと思われるが、アンケート調査によれば高い

というクレームが散見された。一般的に利用料金が高いという場合、絶対的に高いという場合は別にして、前年度から若干でも値上がりした場合や金額に比してサービスが悪い場合がある。したがって、利用者を増加させるため(減少させないため)、この理由を分析し何故利用者が高いという意思表示をしているのか確認する必要がある。

②指定管理者独自でもアンケート調査を行っているが、その日時は1月5日～7日の武道の寒稽古の時であったため、受講者268名中31名から受領したアンケートは、10歳代の子供が29名と偏った回答になっている。冬だけではなく他の季節や異なる世代など、何日かに分けて多くの方からアンケートを徴収する必要がある。(平成19年度監査報告書P.73)

(イ)平成20年度措置の内容(宮城県公報)

①アンケートの実施結果を踏まえ、その活用について指定管理者と検討していく。

②独自アンケートの実施についても、各種大会開催時において協力を得るなど、指定管理者と検討していく。(宮城県公報2009号P.16)

(ウ)今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「①について、現在では利用料金が高いというクレームはほぼ見受けられない。

②について、現在は時期を限定せず意見徴収やアンケートを実施している。」

(8) 実地たな卸しの実施および県への報告(結果)

(ア)平成19年度監査の監査結果要約

実地たな卸しについては、県から指定管理者に物品の提示がなされていないため、指定管理者は県に帰属する物品について、毎年度3月末の現在高と照合の上、翌月の末日までに県に報告することができない状態となっている。県は早急に備品・重要物品一覧表等と現物に差異がないことを確認し、管理委託物品を特定した上で、速やかに指定管理者への引継ぎを完了すべきである。(平成19年度監査報告書P.74)

(イ)平成20年度措置の内容(宮城県公報)

管理委託物品を確認し、指定管理者に引継ぎを行う。(宮城県公報2009号P.16)

(ウ)今回の監査時点における状況

今回の監査において協定書を閲覧し、「重要物品一覧」及び「備品一覧表」によ

て、管理委託物品が特定されていることを確認した。

(9) 武道館のボイラー更新によるコスト削減(意見)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

武道館に付設されているボイラーについては、経年劣化による故障が多く、平成 17～18 年度において、本体主要構成部分を 3 度修繕しており、その修繕費も毎回 1,300 千円程度要している状況である。修繕のみで対応した場合のコストと比較検討すべきではあるが、このような状況を鑑みると、至急旧ボイラーを撤去して、新ボイラーを設置したほうがトータルコストを抑制できると思料される。(平成 19 年度監査報告書 P.74)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

県の財政事情があり、可能な範囲で修繕による対応をせざるを得ない状況であるが、今後、故障が起こった場合は、新ボイラーの予算要求を行っていく。(宮城県公報 2009 号 P.16)

(ウ)今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「ボイラーは平成 21 年 5 月に廃止され、エアコンが設置された。」

(10) 施設管理運営システムのパスワード設定(意見)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

施設利用者の利用申込等を管理している施設管理運営システムについては、パスワードが設定されておらず、入力担当者以外の者でも容易にアクセスできる状況にある。入力者以外の者がデータにアクセスできないように、システムにパスワードを設定するなどの対応をすべきである。(平成 19 年度監査報告書 P.74)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

指定管理者において、平成 19 年度に対応した。(宮城県公報 2009 号 P.16)

(ウ)今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

Ⅲ. 今回の監査結果

第3章. 宮城県第二総合運動場

「現在は、施設管理運営システムにパスワードを設定している。当該パスワードは月に一度更新されている。」

第4章. 宮城県総合運動公園(グランディ・21)

1. 施設の概要



写真 1 宮城県総合運動公園

(1) 施設の概要

宮城県総合運動公園は、21 世紀に向けた県のスポーツ・レクリエーションの拠点として 146.1ha の土地に、国際大会をはじめとした国内外の大規模なスポーツ大会が開催できる競技施設と、幼児から高齢者までが楽しめるレクリエーション施設を併せて整備された。豊かな緑にあふれた「県民の森」(約 410ha)に隣接するという立地特性を生かし、森林、川、池などの自然の要素を取り込みながら公園環境を創出している。

平成 13 年には、本施設をメイン会場とする宮城国体が、翌平成 14 年にはワールドカップサッカーが開催された。

本施設が有する各施設の詳細は以下のとおりである。

➤ 宮城スタジアム(キューアンドエースタジアムみやぎ)



写真 2 宮城スタジアム(第1種公認陸上競技場)

スタジアム(第1種公認陸上競技場)の他、補助競技場(第3種公認陸上競技場)、投てき場を有している。

➤ 総合体育館(セキスイハイムスーパーアリーナ)

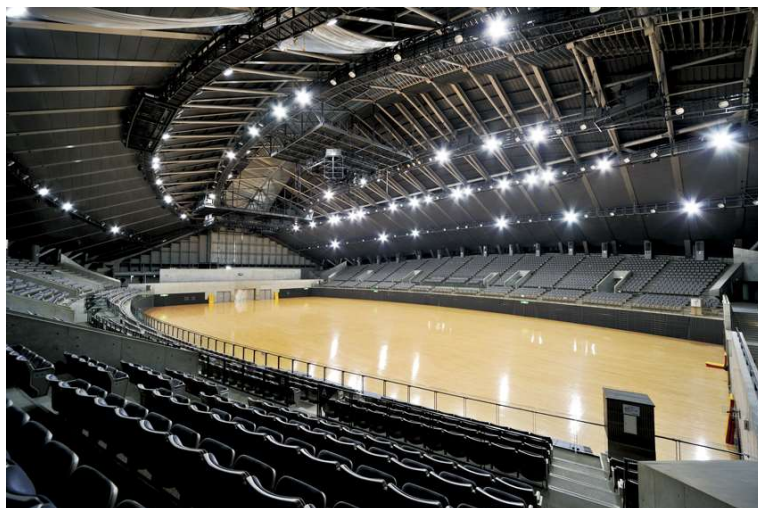


写真 3 総合体育館(メインアリーナ)

メインアリーナ(固定席 4,919 席、可動席 2,052 席)、サブアリーナ(固定席 474 席)を有している。

➤ テニスコート



写真 4 テニスコート (砂入り人工芝コート)

全天候アクリル系ハードコート6面、砂入り人工芝コート10面を有している。

➤ 総合プール(セントラルスポーツ宮城G21 プール)

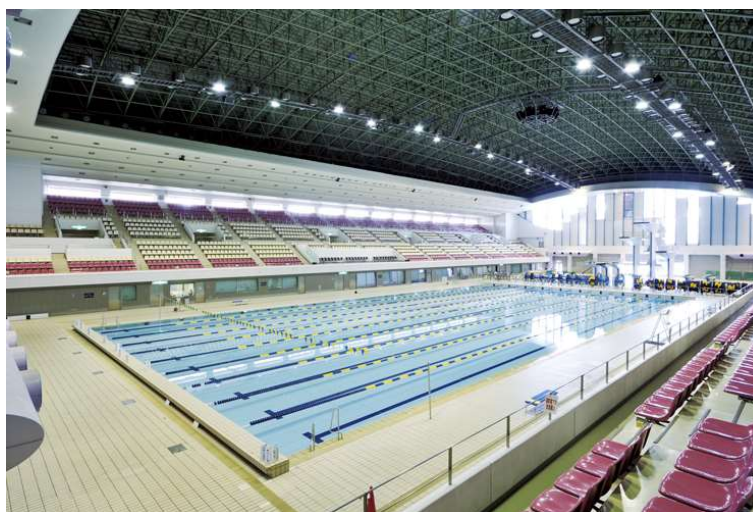


写真 5 総合プール (メインプール)

メインプール(2,673席)、飛込プール、サブプール(87席)を有している。

- 宮城県サッカー場(みやぎ生協めぐみ野サッカー場)



写真 6 宮城県サッカー場 (A グラウンド)

宮城県総合運動公園の近隣に位置し、A グラウンド(天然芝、収容人数 10,000 人)、B グラウンド(天然芝、収容人数 5,500 人)、C グラウンド(人工芝)の 3 グラウンドを有している。

宮城県総合運動公園の外部施設ではあるが、地理的關係を考慮し、管理運営上は一体の施設として取り扱われている。

- 宮城県合宿所(リフレッシュ・プラザ)



写真 7 宮城県合宿所

部屋数 36 室を有している。

III. 今回の監査結果

第4章. 宮城県総合運動公園

施設名		宮城県総合運動公園 (グランディ・21)		
施設所在地		宮城県宮城郡利府町菅谷字館40-1		
根拠条例		県立都市公園条例、総合運動場条例		
設置目的		スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達と福祉の増進に資するため。		
設置年月		平成7年11月		
施設詳細	キューアンドエースタジアムみやぎ	スタジアム 第1種公認陸上競技場	400mトラック×9レーン (全天候舗装) 芝面：71m×107m (7,597平方メートル) 収容人員：49,000人 (東北最大規模)	
		補助競技場 第3種公認陸上競技場	400mトラック×8レーン (全天候舗装) 芝面 67m×100m (6,700平方メートル)	
		投てき場	公認投てき場 助走部全天候型舗装 芝面：74m×140m (10,360平方メートル)	
	セキスイハイムスーパーアリーナ (宮城県総合体育館)	メインアリーナ	フロア面積：3,740平方メートル ・バスケットボール 4面 ・バレーボール 6面 観客席 ・固定席：4,919席 ・貴賓席：44席 ・車イス席：24席 ・可動席：2,052席	
		サブアリーナ	フロア面積：843平方メートル ・バスケットボール 1面 ・バレーボール 2面 観客席 ・固定席：474席	
	セントラルスポーツ宮城G21プール (総合プール)	メインプール	50m×25m ・水深0.00～3.00m ・日水連50m公認プール (国際) 8コース ・日水連25m公認プール 8コース×2 ・競泳、水球、シンクロナイズドスイミング ・観客席：3,000席 (うち75席は障害者対応席)	
		サブプール	25m×18m ・水深1.20～1.45m ・日水連25m公認プール 8コース ・競泳 ・観客席：66席	
		飛込プール	25m×22m ・水深4.04～5.10m ・日水連飛込公認プール (国際) ・飛込台：10m台1基・7.5m台1基・5m台1基・3m板2基・1m板2基	
	合宿所 (リフレッシュプラザ)	建築面積：1,706.91平方メートル 延床面積：3,289.77平方メートル 収容定員：196名 部屋数：36室 (和室10室、洋室16室、二段ベッド10室)		
	テニスコート	コート	全天候型アクリル系ハードコート6面 (一部休止中) 砂入り人工芝コート10面	
		クラブハウス	男女更衣室、シャワー、トイレ、会議室 1室8名程度	
	みやぎ生協めぐみ野サッカー場	Aグラウンド (天然芝)	面積：12,035平方メートル メインスタンド 3,300人 (車椅子12) バックスタンド (芝) 6,700人	
		Bグラウンド (天然芝)	面積：12,035平方メートル メインスタンド 1,600人 (車椅子12) バックスタンド (芝) 3,900人	
		Cグラウンド (ロングパイル人工芝)	面積：8,793平方メートル	

(2) 指定管理者及び指定管理料

公の施設の名称		宮城県総合運動公園		
指定管理者の名称		宮城県スポーツ協会・ 同和興業・セントラルスポーツグループ		
募集方法		限定公募		
基本協定の内容	対象年度・ 指定管理料(税込)	平成29年度	556,000,000円	
		平成30年度	556,000,000円	
		平成31年度	556,000,000円	
		令和2年度	556,000,000円	
		令和3年度	556,000,000円	
		合計	2,780,000,000円	
協定期間		平成29年4月1日～令和4年3月31日		
当該年度の協定内容及び実績	協定日・協定金額	平成31年3月29日	564,271,000円	
		令和2年3月31日	618,614,839円	
	協定期間		平成31年4月1日～令和2年3月31日	
	業務完了報告年月日		令和2年5月31日	
	事業報告年月日		令和2年5月31日	
支出済額		618,614,839円		

- (3) 指定管理者(公益財団法人宮城県スポーツ協会)について
P.46「第3章. 宮城県第二総合運動場」と同様のため省略。

(4) 指定管理者選定理由

「当該団体は、スポーツ振興の現状及び課題を的確に捉え、現指定管理者として宮城県総合運動公園の管理運営の実績に加え、類似施設の管理運営の実績から必要な経験・知識及び健全な財務状況に基づいた経営基盤のもと事業計画を安定して実践できる能力を有し、適正かつ確実な維持管理を行うことができ、施設の利用促進に向けて具体的かつ有効な方策等を有していると評価された。」との理由から、県は、平成28年12月16日に、旧・宮城県スポーツ振興財団(現・公益財団法人宮城県スポーツ協会)・同和興業・セントラルスポーツグループを宮城県総合運動公園の指定管理者に指定している。

2. 比較財務諸表

(1) 収支報告書(宮城県総合運動公園)

(単位:千円)

科目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
指定管理料収入	536,825	546,548	599,757
利用料金収入	297,218	348,515	286,180
自主事業収入	59,157	56,712	47,775
その他収入	19,419	18,227	16,833
収入合計(A)	912,618	970,001	950,545
人件費			
人件費	142,337	157,178	138,866
管理費	20,781	8,200	41,376
人件費計	163,118	165,378	180,242
施設管理費			
消耗品費	18,150	22,818	15,808
修繕費	51,233	78,149	54,246
光熱水費	171,394	174,725	172,601
委託費	203,206	217,203	205,871
保守点検費	165,925	165,931	166,945
備品費	16,528	22,697	14,549
管理費	13,311	10,303	17,386
施設管理費計	639,746	691,826	647,405
事業運営費			
旅費交通費	1,248	1,231	970
印刷製本費	364	1,734	358
燃料費	72	88	139
通信運搬費	2,059	2,327	2,473
手数料	2,515	2,514	2,254
保険料	1,386	1,241	1,262
使用料	384	395	442
賃借料	5,078	3,760	4,223
負担金	333	368	10,053
交際費	-	86	59
会議費	326	1,063	308
租税公課費	13,214	12,928	12,581
広告宣伝費	4,183	4,947	4,457
管理費	4,509	4,509	6,560
事業運営費計	35,672	37,189	46,141

イ

ロ

ハ

Ⅲ. 今回の監査結果

第4章. 宮城県総合運動公園

(単位:千円)

科目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
自主事業			
生涯スポーツ支援事業	-	3,554	1,624
選手・指導者育成支援事業	1,158	-	-
地域スポーツ支援事業	1,399	-	-
競技会開催機会の提供事業	764	-	-
スポーツ環境整備事業	5,788	8,253	9,709
フィットネス事業	56,915	56,915	56,843
自主事業計	66,023	68,722	68,175
支出合計(B)	904,558	963,115	941,963
収支(A)-(B)	8,060	6,887	8,582

(主な科目内容、増減内容等)

- イ) 平成30年度は、人気アイドルグループのコンサート実施の影響で増加した。
- ロ) 平成30年度は、「宮城スタジアム周辺舗装工事(29,970,000円)」を実施したため、平成29年度や令和元年度に比べ修繕費が多く発生している。
- ハ) 令和元年度は、6月に麒麟チャレンジカップがあり、その負担金が発生したことにより負担金が前年度と比較し著しく増加した。

(2) 収支報告書(宮城県サッカー場)

(単位:千円)

科目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
指定管理料収入	19,175	9,452	18,858
利用料金収入	6,062	6,866	5,917
収入合計(A)	25,238	16,318	24,775
人件費			
人件費	6,224	3,771	10,927
管理費	588	72	1,080
人件費計	6,812	3,843	12,007
施設管理費			
修繕費	7,348	194	756
光熱水費	4,384	4,717	4,439
委託費	3,349	3,983	3,235
保守点検費	2,736	2,730	3,178
備品費	-	225	-
管理費	480	497	446
施設管理費計	18,297	12,346	12,053
事業運営費			
燃料費	43	29	-
通信運搬費	86	100	84
手数料	-	-	105
租税公課費	-	-	526
事業運営費計	129	129	715
支出合計(B)	25,238	16,318	24,775
収支(A)-(B)	-	-	-

(主な科目内容、増減内容等)

- イ) 指定管理者は、サッカー場で発生した支出に合わせてサッカー場に指定管理料を配分している。平成30年度は支出が少なかったため、サッカー場に配分された指定管理料が著しく減少した。

3. 施設の利用状況

(1) 利用状況

宮城スタジアム

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実利用人数	98,421人	116,775人	42,758人
有料観客	5,777人	56,159人	39,684人
無料観客	72,973人	34,462人	22,212人
自主事業利用人数	15,419人	22,940人	8,357人
人数計	192,590人	230,336人	113,011人
料金収入計	11,390,583円	41,168,739円	22,427,819円

総合体育館

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
有料利用人員	150,333人	118,204人	111,987人
有料観客	375,718人	401,223人	343,722人
無料観客	80,480人	100,126人	85,858人
自主事業利用人員	37,842人	43,897人	38,616人
人員計	644,373人	663,450人	580,183人
料金収入計	259,196,464円	276,634,076円	230,614,517円

総合プール

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
有料利用人員	71,963人	62,592人	64,707人
有料観客	-	-	-
無料観客	40,945人	27,779人	25,206人
自主事業利用人員	44,912人	44,937人	42,356人
人員計	157,820人	135,308人	132,269人
料金収入計	57,629,504円	56,240,952円	53,124,127円

テニスコート

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実利用人数	5,727人	17,293人	18,694人
無料観客	127人	1,453人	1,499人
自主事業利用人数	113人	2,681人	2,070人
人数計	5,967人	21,427人	22,263人
料金収入計	2,017,240円	8,706,551円	8,747,551円

合宿所

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用人数	14,914人	13,282人	11,557人
料金収入計	25,991,250円	22,476,720円	19,040,900円

ホ
ホ

サッカー場

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
有料利用人員	38,686人	36,301人	31,931人
有料観客	3,285人	5,852人	3,377人
無料観客	41,856人	28,954人	28,146人
自主事業利用人員	-	-	224人
人員計	83,827人	71,107人	63,678人
料金収入計	6,062,190円	6,865,905円	5,917,015円

へ
へ

(主な変動要因等)

- イ) 宮城スタジアムの平成30年度の利用水準が高水準にあるのは、主にスタジアムコンサートの開催による。また、令和元年度が低水準にあるのは、主にオリンピックに向けた改修工事により施設供用ができなかったことによる。
- ロ) 総合体育館の令和元年度の利用水準が低水準にあるのは、主に新型コロナウイルス感染症によるコンサート、就職イベント、各種大会の減少やトレーニングルームの利用休止による。
- ハ) 総合プールの平成29年度の利用水準が高水準にあるのは、主にインターハイ開催による。
- ニ) テニスコートの平成29年度の利用水準が低水準にあるのは、主にコート面の劣化に伴う改修工事による施設開放日減少による。
- ホ) 合宿所の令和元年度の利用水準が低水準にあるのは、主に新型コロナウイルス感染症によるキャンセルの他、オリンピックに向けた改修工事により宮城スタジアムを併用したスポーツ合宿の利用減少による。
- ヘ) サッカー場の令和元年度の利用水準が低水準にあるのは、主に宮城県内の日本フットボールリーグ所属チームが1チームに減少したことや、東北規模以上の大会数が減少したことによる。

4. 老朽化したテニスコートの廃止【意見9】

現在、宮城県総合運動公園(グランディ・21)にはテニスコートが全部で16面ある。10面は、砂入り人工芝コートで、残り6面はハードコートである。しかし、ハードコート6面のうち、3面はコートの老朽化、震災の影響でクラックが入ってしまい、使用できない状態である。使用不可のハードコート3面については、なくても特に支障がないということで修繕予定はなく、テニスコートの入口は施錠され誰も入れないようにしている。もともとはハードコートが16面であったが、震災の影響でコートに亀裂が入り、国の災害復旧事業により補

修をしたものの、結局、再びコートに亀裂が入ってしまった。大会運営に必要な数は10面であるため、県は、10面のみを人工芝に替え、残り6面はハードコートのままにし、その結果、現在ハードコート3面のみが使用可能となっている。使用不可のハードコートを観察したところ、クラックが相当激しく、コート上で草が伸びっぱなしであった。



写真8 ハードコートのクラック



写真9 現在使用されておらず草が伸びた状態のハードコート

ハードコート利用者が少なく、3面がなくとも運営に支障がないとのことであるが、利用者の目に付く場所に、老朽化したテニスコートを放置しておくことは好ましくない。しかし、全面補修の必要性があるかといえ、ハードコートの利用状況を鑑みると、全面補修する必要性は乏しいといえ、他の活用方法を考えることが望ましい。なお、宮城県総合運動公園の広い敷地からすると、あの土地にさらに何かを追加する必要性は乏しく、老朽化したコートを撤去して更地にすることも選択肢として考えられる。指定管理者側でも、使用禁止のコートをそのままにしておく利用者から「なぜ修繕しないのか」という問い合わせがくる可能性があるため、県に、コート3面の廃止もしくは再活用の要望を提出したとのことであった。しかし、現在のところ、今後の方針は決まっていない。今後オリンピックによって多くの人が公園を訪れることを想定すると、やはり老朽化し、草が生えている状態のテニスコートを放置しておくことは好ましくないため、県には早急に対応して頂きたい。

5. サッカー場周辺の高木の管理の必要性【意見 10】

宮城県サッカー場では、「百万本植樹事業」として、サッカー場の周りに木を多数植えている。指定管理者によると、その木々が現在はかなりの高さとなり、中には倒木の危険性があるものも存在するとのことである。実際、令和元年に台風19号が発生した際に、サッカー場のCグラウンドで倒木が起きたことから、令和2年に倒木の伐採を指定管理者側で実施した(伐採費用は1本あたり16万円程度)。現在、指定管理者側では業者に高木の管理等の委託はしておらず、職員が巡回し、倒木の危険が高い木をチェックしている。すべての木を伐採する必要はないが、倒木の危険が高い木のみでも伐採するとなれば相当の費用がかかると見込まれる。

サッカー場の周辺には住居もあることから、今後また倒木が発生すれば、近隣住民にも被害が及ぶ可能性もある。指定管理者側においては、高木の伐採に関する具体的な見積もりをとり、次の台風が発生する前に、県に具体的な対策を講じるよう働きかける必要がある。

6. 人口芝のサッカーコート【意見 11】

宮城県サッカー場にはAコート、Bコート、Cコートの3つのコートがある。A、Bコートは天然芝であるが、Cコートだけは人口芝である。Cコートはもともとクレーコートであったのを、土の上に人工芝を敷き詰めたとのことである。天然芝は養生期間が必要なため、週に2日ほどしか使えないのに対し、人工芝は制限なく使えるという利点がある。しかし、Cコートの人工芝は、冬になると霜の影響で地面が浮き上がってしまうため、現在、地面が平らではなく、やや起伏のある状態である。

Ⅲ. 今回の監査結果
第4章. 宮城県総合運動公園



写真 10 Cグラウンドの人工芝

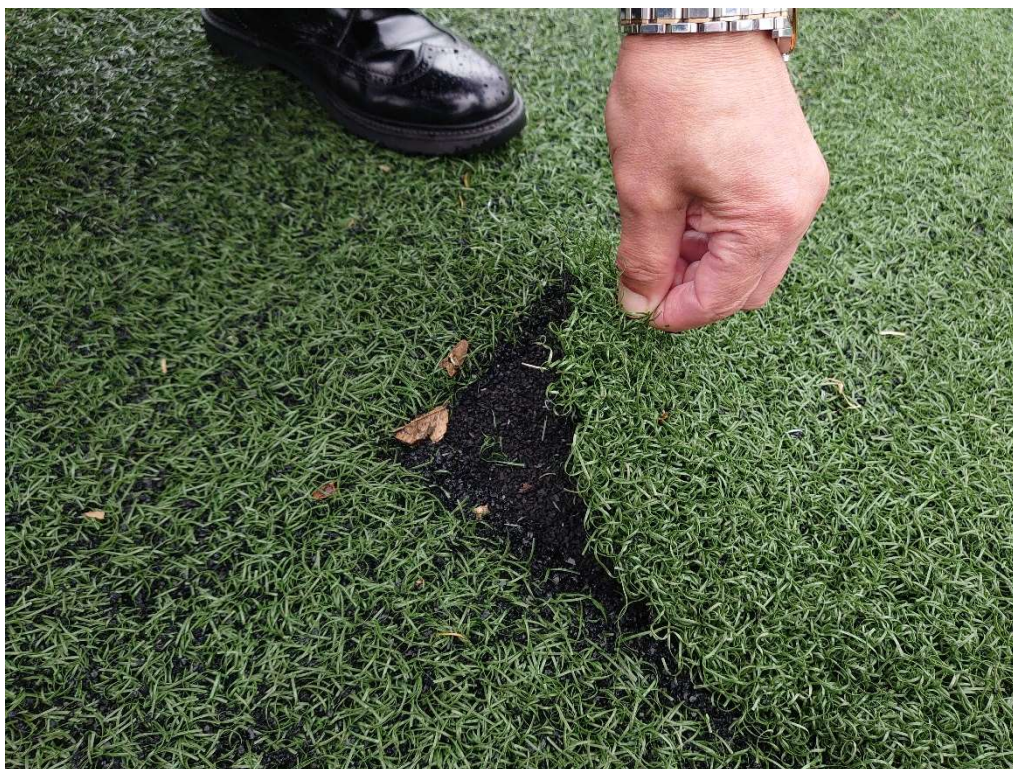


写真 11 補修した箇所

上記のように、補修をした箇所も、はがれてきてしまい、サッカー場利用者がつまずいで転んでしまう可能性もある。長年サッカー場を利用している利用者は、グラウンドの状況を仕方ないと受け入れて使っているとのことであるが、やはり一部の利用者からグラウンドを何とかしてほしいとの要望も出ている。しかし、指定管理者側でできることは県に要望を提出することのみであり、具体的な解決策は見いだせていないのが現状である。地盤が土である限り、今後も天候によってグラウンドはどんどん劣化していく。そのため、部分的な補修では十分ではなく、地盤をコンクリートにする必要がある。サッカー場の高い稼働率を鑑みると、グラウンドの修繕を優先的に実施してもよいのではなかろうか。

7. サッカー場の雨漏り【意見 12】

サッカー場の附帯施設を視察したところ、雨漏りをしている箇所が多数みられた。宮城県サッカー場は昭和 63 年に建設され、すでに 30 年以上経過しているため、施設は老朽化が激しいが、特に、天井の雨漏りは深刻である。指定管理者から提供された資料によると、写真のように、指定管理者側で応急処置をしている箇所が全部で 16 箇所あった。



写真 12 雨漏りの補修箇所例 1



写真 13 雨漏りの補修箇所例 2



写真 14 雨漏りによって生じたシミ

写真 14 のように、雨漏りの影響で、本部室内や廊下の天井には大きなシミができていた。雨漏りが発生する度に、指定管理者はホースやビニール袋で補修をし(写真 12・13 参照)、バケツやゴミ箱に雨水をためて何とかしのいでいる状況である。普段の雨にはこのような応急処置で対応ができて、台風の際は、建物内が水浸しになってしまうとのことである。サッカー場の職員や専属の業者の対応により、台風による水浸しによって利用者に被害が及んだということはない。しかし、今後も台風が来るたびに大雨で建物内が水浸しになることは確実であり、早急な修繕が必要である。

現状、サッカー場を大規模修繕するか、移転するかは県において検討中であり、今後の方針が明確に定まっていないため、指定管理者側としては応急処置以外の対策がで

きずにいる。利用者や職員の安全確保のためにも、このような深刻な雨漏りは他の修繕に優先して行われるべきであるため、県側で、先延ばしにせず、一刻も早く対策を講じなくてはならない。

8. 利用状況報告書の記載について【指摘2】

今回の監査において、近年における本施設の利用状況を把握するため、平成29年度から令和元年度にかけての3年度分における「宮城県総合運動公園利用状況報告書」を閲覧した。その結果、平成29年度及び平成30年度の宮城県サッカー場の利用料金について、毎月の金額を合算した数値が年度合計と一致しておらず、収支報告書とも不整合である事が判明した。指定管理者担当者へのヒアリングを実施したところ、「宮城県総合運動公園利用状況報告書」作成時において、特定の月の利用料金について誤って0円と記載してしまい、不整合が生じたとのことであった。

利用状況報告書は、公共施設が有効かつ効率的な使用がなされているかの重要な判断材料となることから、正確な記載をすべきである。

9. 事業計画書と事業報告書の整合性について【意見13】

本施設の指定管理者は、毎年度開始前に事業計画書を、毎年度末後には事業報告書を県に提出している。事業計画書の内容には、年度実施予定の個別事業名、その内容、対象、参加者の計画人数等(団体数、チーム数等の場合もある)が記載されている。また、事業報告書では、当該個別事業に対する計画人数が再掲されるとともに、実績人数が記載され、個別事業が期待されたとおりの成果を挙げたかどうかの判断基準となる。

今回の監査において、「平成31年度事業計画書」及び、それに対応する「令和元年度事業報告書」を閲覧した、その結果、以下の個別事業について、事業計画書に記載された計画人数等と、事業報告書に再掲される計画人数等に不整合があることが判明した。

個別事業名	平成31年度事業計画	令和元年度事業報告書	
	計画人数等	計画人数等	実績
ジュニアスポーツパワーアップ事業	900人	1,200人	2,756人
強化体制構築事業	100人	12競技団体	16競技団体
指導者育成事業	100人	7競技団体	13競技団体
宮城ヘルシー支援事業	5,000人	7ブロック	7ブロック
体育施設等ネットワーク事業	-	35団体	35団体
施設の管理運営・貸与事業	692,000人	490,000人	408,403人

以上のとおり、事業計画書と事業報告書間で計画人数等が異なる、その単位が異なる、またそもそも記載がない個別事業が散見された。

事業遂行において、計画したとおりの成果が挙げられることはむしろ珍しいことであり、差異が出ることは当然である。問題は、計画と実績に差異がどれだけ生じているか正確に把握し、来期事業へのフィードバックへと活かせるか、という点である。この点、以上の個別事業は当初の計画人数等の再掲が不適合であることから、比較可能性を損ねている。

このような状況において、県は事業計画書と事業報告書を比較検討し、指定管理者に対して効果的かつ適切な指導を実施できているかについては疑問があるといわざるを得ない。事業計画書と事業報告書の対応関係に矛盾がないよう指導することが望ましい。

10. 平成 19 年度包括外部監査

宮城県の平成 19 年度包括外部監査「教育委員会所管を中心とした公の施設の運営状況について」(以下、本章において「平成 19 年度監査」とする)において、宮城県総合運動公園が監査対象となっている。

平成 19 年度監査の監査結果に対し、県が措置を実施したものについては、平成 20 年度の宮城県公報(平成 20 年 11 月 14 日及び平成 21 年 12 月 25 日付)において、当該監査結果に対する措置が公表されている。

10.1. 平成 19 年度包括外部監査及び措置の状況

以下、平成 19 年度監査の監査結果(結果及び意見)要約、それに対する措置の状況(平成 20 年度時点)、そして今回の監査時点における状況について記載する。

なお、本「10.1. 平成 19 年度包括外部監査及び措置の状況」記載の事項は、今回の監査結果を構成するものではなく、監査結果(「結果」及び「意見」)の定義及びその判断基準は平成 19 年度監査独自のものである。また、監査結果要約は原則として宮城県公報記載の内容と同一のものであるが、県が措置を実施しておらず公報に記載されていない一部の監査結果については、平成 19 年度監査報告書の内容を今回の監査人が独自に要約したため、必ずしも当時の監査人の意図を過不足なく表現していることを保証しない。

(1) グランディ 21 の存在意義(意見)

(ア) 平成 19 年度監査の監査結果要約

①グランディ 21 は宮城県サッカー場と一括して指定管理としているが、サッカー場と支出区分の把握を行っていない。県はグランディ 21 の各施設について収支の状況を把握し、存在意義、経済性、効率性等の確認情報として活用すべきと考える。

②平成 18 年度の施設毎の利用状況については、利用者数のデータは把握しているものの、利用率を数値化したデータはない。利用者数のみでは施設の利用状況が必ずしも判然としないため、施設の実態に応じた利用率を把握すべきである。

③各施設とも、必ずしも十分満足できる利用水準とは言えない状況であることから、今後の利用状況の大幅な改善が見込まれない場合には、施設の解体を含め、県は抜本的な見直しを検討する必要がある。現状を直視し、今何をなすべきか、再検討する必要があると考える。(平成 19 年度監査報告書 P.41)

(イ) 平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

①グラندي 21 とサッカー場は総合運動公園としては一体であるが、指定管理者は、平成 19 年度から両者の収支区分を行った。

各施設毎の収支区分については、合理的な区分の可否も含めて、今後検討する。

②よりわかりやすいデータの作成について、指定管理者と検討していく。

③グラندي 21 は、本県スポーツ施設の中核をなすシンボリックな存在であり、各種競技大会に利用されており、県内でこれを全て代替できる施設は他にないことから、施設の解体は考えていない。施設全体の利用者数は増加傾向にあるので、各施設の利用水準の向上について、指定管理者と検討していく。(宮城県公報 2009 号 P.11)

(ウ) 今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「①について、現在は両者を区分している。

②について、現在は施設稼働率を集計している。

③について、基本的には当時の措置の内容と同方針である。当時と比較してキリンチャレンジカップやコンサート等での活用実績も多く、また県の広域(暫定)・仙台圏域防災拠点でもあり、スポーツ以外でも重要な役割を果たしている。」

(2) 渋滞緩和策(意見)

(ア) 平成 19 年度監査の監査結果要約

宮城スタジアムや総合体育館でのイベント開催時においては、終了後の渋滞が利用者の不満となっている。渋滞時間は短縮化されているようであるが、渋滞時間は依然利用者の不満の種となっているため、県は道路整備業も含めて抜本的な渋滞緩和策を講ずる必要に迫られていると考える。(平成 19 年度監査報告書 P.47)

(イ) 平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

交通網の整備がなされていない場所に位置しており、これは、施設整備段階での問題が大きいと考えるが、イベント開催時の渋滞緩和に向け、交通アクセスの整備について、関係部署に働きかけていく。(宮城県公報 2009 号 P.11)

(ウ) 今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「渋滞対策を含む道路整備として、正門外T字路右折レーンの整備を令和元年度実施している。また、指定管理者としては、送迎用駐車場の確保、シャトルバスの輸送方法の確立、警察署との交通整理の会議・信号調整の依頼等の各種施策を実施している。」

(3) 宮城スタジアムの平日および冬季閉館の検討(意見)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

①宮城スタジアムの利用状況に鑑み、平日は貸切のみの利用に限定し、貸切予約のない日は閉館することで相当の費用削減を見込むことができる。

②冬季は休日であっても貸切の利用水準が低く、費用削減効果の観点からも、冬季期間限定の全面閉館も検討する必要があると考える。(平成 19 年度監査報告書 P.47)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

①県民への継続的な施設利用機会の確保を考えると、平日の貸切利用のみの限定は難しいが、それによる経費節減効果を勘案しながら、その是非について指定管理者と検討していく。

②県民への継続的利用機会の確保を前提に、その経費節減効果を勘案しながら、その是非について指定管理者と検討していく。(宮城県公報 2009 号 P.11)

(ウ)今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「当時の検討の結果、県民への継続的利用機会の確保を重視し、現在も原則として平日及び冬季であっても開館している。」

(4) テニスコートの利用率向上(意見)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

①テニスコートについては、休日には貸切利用が多く利用度は比較的高いが、平日は利用度が低い。利用度を向上させるために、さらなる施策を講ずることが望まれる。

②利用者数のデータは集計しているものの、事業計画書に記載しているような稼働率の情報管理は行われていない。今後の利用率向上の施策を考える上でも現状把握は必要不可欠であり、稼働率の情報管理を行うことが望まれる。(平成 19 年度監査報告書 P.48)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

①テニスコートについて、スクール等ソフト面の充実による平日の利用者増加に向けた対応策を、指定管理者に指導していく。

②利用者データの適切な活用について、指定管理者と検討していく。(宮城県公報 2009 号 P.11)

(ウ)今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、現在は稼働率の情報管理を実施している旨の回答を得た。なお、平成 29 年度から令和元年度の稼働率は以下のとおりである。

年度	営業日数 (平日)	稼働日数 (平日)	稼働率 (平日)	営業日数 (土日祝)	稼働日数 (土日祝)	稼働率 (土日祝)	営業日数 (合計)	稼働日数 (合計)	稼働率 (合計)
平成29年度	134日	123日	91.8%	74日	68日	91.9%	208日	191日	91.8%
平成30年度	212日	204日	96.2%	112日	109日	97.3%	324日	313日	96.6%
令和元年度	212日	205日	96.7%	114日	113日	99.1%	326日	318日	97.5%

以上のとおり近年は、テニスコートの改修工事(ハードコートから人工芝への張替)等の成果により平日、休日ともに稼働率は9割を超えている。

(5) 総合体育館メインアリーナの一般開放(結果)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

メインアリーナは貸切のみの利用とし、一般開放は行っていないが、一般開放を認めている県立都市公園条例違反である。県は指定管理者に対して、条例を遵守し、一般開放するように指導すべきである。その上で、費用対効果に鑑みて、貸切のみの利用が望ましいという利用状況であれば、条例を改正し、貸切利用に限定することも考えられる。(平成 19 年度監査報告書 P.48)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

管理運営の都合上、運用では一般利用は支障がなければ、まずサブアリーナを利用してもらうことにしている。指定管理者のホームページやちらしに紛らわしい記載があったので、修正を行った。(宮城県公報 2009 号 P.11)

(ウ)今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「現在も、メインアリーナは一時的に無料開放することはあるものの、通常の一般利用は原則としてサブアリーナを利用してもらう方針である。」

(6) サッカー場のパンフレットの記載不備(意見)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

サッカー場のパンフレットについては、利用の促進を図るため、利用時間や利用料金も記載した上で、サッカー場やグランディ 21 の利用者向けにパンフレットを備付けることが望まれる。(平成 19 年度監査報告書 P.48)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

記載内容を追加したパンフレットを平成 20 年度に作成し、備え付けた。(宮城県公報 2009 号 P.12)

(ウ)今回の監査時点における状況

今回の監査において、実際にパンフレットが存在することを確認した。

(7) 施設内での広告収入の獲得(意見)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

年間入場者数が 940 千人もある施設が広告価値ゼロとは考えにくく、様々な広告媒体を検討することで、広告収入を得ることができるものと思われる。広告収入獲得に向けて、県および指定管理者のさらなる努力が望まれる。(平成 19 年度監査報告書 P.48)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

広告収入を得るためには、J リーグなど定期的にテレビ放映されるような試合や大きな大会、競技会などの開催をはじめとした有料観客の増加が必要と考えられる。都市公園条例が改正され、広告の許可が来年度から指定管理者の収入になることから、その増加に向け指定管理者に働きかけていく。(宮城県公報 2009 号 P.12)

(ウ)今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を県担当者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「平成 19 年度以降、総合体育館(平成 19 年～)・総合プール(平成 26 年～)・宮城スタジアム(平成 26 年～)・宮城県サッカー場(平成 28 年～)について、ネーミングライツを導入し、広告収入の確保に努めている。

また、随時の広告収入としては、大会・イベント時における企業名入りの看板・横断幕等の設置許可に対する収入も得ている状況である。

今後、施設を活用した更なる広告収入の獲得に向け、引き続き取り組んでいきたい。」

(8) 自主事業に関する県の承認手続の不備(結果)

(ア)平成19年度監査の監査結果要約

指定管理者は、県営施設を利用した各種スポーツ教室、イベント開催などの自主事業については利用料を独自の料金体系や開催日数で実施しているが、県に提出している事業計画書には、独自料金体系や開催日数などは記載されていない。

県は指定管理者に対して、自主事業の料金体系および開催日数に関して県の承認を受けるように指導すべきであると考え。(平成19年度監査報告書P.49)

(イ)平成20年度措置の内容(宮城県公報)

記載なし。

(ウ)今回の監査時点における状況

今回の監査において、指定管理者が県に提出している平成31年度自主事業実施計画を閲覧した。その結果、独自料金体系および開催日数の記載は見受けられなかった。

(9) レストランの目的外使用料の算定根拠の透明性(結果)

(ア)平成19年度監査の監査結果要約

県はグランディ21のレストランを運営するA社に対して、「概算で年間500千円」を参考に使用料を決定しているが、なぜ妥当なのかについて論拠が曖昧である。また、合宿所の厨房については、県の規程が無いにもかかわらず全額免除されている。

県は民間団体に対する使用料に関して、基本的には規程を順守すべきであり、それができないのであれば、その根拠を明確に示した上で、異なった使用料を算出すべきである。(平成19年度監査報告書P.49)

(イ)平成20年度措置の内容(宮城県公報)

記載なし。

(ウ)今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を県担当者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「現在の使用料(年間)は396千円である。本使用料は県立都市公園条例別表第4の規定に基づき算定したものである」

(10) 条例以外の利用料金減免の基準の明確化と公表(結果)

(ア) 平成19年度監査の監査結果要約

①指定管理者の判断に委ねられている各種の減免対象については、当該基準が不明確であることから明確化することが望まれる。

②条例以外の利用料金減免の基準については、減免基準を明確化した上で、インターネットのホームページへの掲載や料金表への掲載等により公表すべきである。

(平成19年度監査報告書 P.50)

(イ) 平成20年度措置の内容(宮城県公報)

①指定管理者から減免に係る承認申請があった場合は、公平公明性を確保できるように対応していく。

②協定書に基づき、利用料金の周知を図るよう指定管理者に指導していく。(宮城県公報 2009号 P.12)

(ウ) 今回の監査時点における状況

今回の監査において、「減免基準」を閲覧し、減免対象の基準が明確化されていることを確認した。また、同様の基準がホームページに記載されていることを確認した。

(11) 利用料金入金停止処理の解除(結果)

(ア) 平成19年度監査の監査結果要約

会計年度を跨いだ前受収益とならないようにするため、平成19年3月末においても、4月の利用申込者に対して利用料の前納を3月中に行わないように指示しており、4月の利用料は4月になってから入金されているが、3月中の支払であっても、収支計算書上は4月の収入扱いとすれば足りることであり、利用者に対して支払いを遅らせるような指示を行うべきではない。(平成19年度監査報告書 P.51)

(イ) 平成20年度措置の内容(宮城県公報)

前受金として処理するよう指定管理者を指導していく。(宮城県公報 2009号 P.12)

(ウ) 今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「現在は前受金として処理しており、利用者に対して支払いを遅らせるような指示は原則として行っていない。」

(12) グランディ 21 とサッカー場の収支区分の把握(結果)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

指定管理料以外の収支は、収支計算書上、グランディ 21 とサッカー場とに区分掲記することとなっているが、指定管理者はサッカー場を区分掲記せず、グランディ 21 に一括記載しており、協定書違反となっている。必要な決裁手続を経て、協定書の変更を速やかに行うべきである。(平成 19 年度監査報告書 P.51)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

平成 19 年度から両者の収支区分を実施した。(宮城県公報 2009 号 P.12)

(ウ)今回の監査時点における状況

P.83「グランディ 21 の存在意義(意見)」参照

(13) 休業日に関する県の承認手続(結果)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

指定管理者は、休業日に関して次のような変更申請を県に行い、許可を得ている。

「なお、県または指定管理者が臨時的に修繕や点検等が必要と判断した場合や特殊な事情により、施設を利用する必要がある場合には、団体や個人の利用を制限することがある。」

なお書きに基づき指定管理者の判断で休業できることとするは、休業日や利用時間について変更する場合は知事の許可が必要としている条例の趣旨に反するものであり、県はこのような変更を許可すべきではない。(平成 19 年度監査報告書 P.51)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

記載なし。

(ウ)今回の監査時点における状況

今回の監査において、指定管理者が県に提出している資料「宮城県総合運動公園施設及び宮城県サッカー場の休業日について」を閲覧した。その結果、条例規定以外の休業日は、法定点検に伴う全館停電日(9 月又は 10 月の内 3 日間)」と、比較的具体かつ限定的なものとなっていることを確認した。

(14) ワールドカップ記念展示ルームの必要性の検討(意見)

(ア) 平成 19 年度監査の監査結果要約

宮城スタジアム1階に開設されているワールドカップ記念展示ルームについては、県は展示室の必要性を再度検討し、引続き設置するのであれば、館内やホームページでのアピールを通じて、利用促進を図るべきである。(平成 19 年度監査報告書 P.52)

(イ) 平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

展示室は引き続き必要であるが、その場所や展示内容の充実も含め、PR方法を指定管理者や関係団体と検討していく。(宮城県公報 2009 号 P.12)

(ウ) 今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「現在、展示室は廃止され会議室となっている。展示物はロビーに移転している。」

(15) 利用者からの投書の適時報告および投書箱の施錠管理(結果)

(ア) 平成 19 年度監査の監査結果要約

①利用者からの投書を含む顧客アンケート状況およびその対応方針・結果については、当月分を翌月 7 日までに県に報告することとなっているが、1 年間分をまとめて報告している。県は指定管理者に対して、協定書に従い、毎月報告するように指導すべきである。

②投書箱に施錠はなく、誰でも中の投書を取り出すことができる状態になっている。投書箱は施錠すべきである。(平成 19 年度監査報告書 P.52)

(イ) 平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

①協定書に基づき、顧客アンケートの状況等を毎月報告するよう指定管理者を指導した。

②指定管理者は、鍵のついた投書箱を設置した。(宮城県公報 2009 号 P.12)

(ウ) 今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「現状、顧客アンケートの状況等を毎月 15 日に県に報告している。また、投書箱は鍵のついたものになっている。」

(16) 指定管理施設の範囲の明確化(結果)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

指定管理施設の範囲については、宮城県総合運動公園指定管理者基本協定書に記載がなく、県から別途、図面が示されているものである。しかしながら指定管理者の権限と責任の範囲を明確にするために、当該図面を協定書に添付すべきである。(平成 19 年度監査報告書 P.53)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

指定管理者募集の説明会において、範囲を明確にした図面を資料として提供しているが、基本協定書への図面の添付については、次期指定管理者との協定において検討していく。(宮城県公報 2009 号 P.12)

(ウ)今回の監査時点における状況

今回の監査において、協定書を閲覧し、指定管理施設の範囲を示す図面が添付されていることを確認した。

(17) 財団法人スポーツ安全協会との事務受託契約手続および指定管理会計化(結果)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

①財団法人スポーツ安全協会宮城県支部からの受託料については、事実上、事務所の家賃と考えられることから、受託料を一般会計上の収入ではなく、指定管理者会計上の受託事務収入とすべきであり、当該収入分だけ県から収受する指定管理料から差引かれるべきものである。

②実質は公の施設の場所貸しであることから、県の目的外使用許可が必要と考えられるが、当該許可を得ていない。県は当財団に対して、目的外使用の手続を採ることおよび指定管理者会計上の収入とするよう指導すべきである。(平成 19 年度監査報告書 P.53)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

①受託事業については、公益法人としての財団の事業であることから、その適切な実施について指導していく。

②目的外使用許可の手続が必要であり、平成 20 年度から申請に基づき使用許可を行った。(宮城県公報 2009 号 P.13)

(ウ) 今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「現在も引き続き、指定管理者は県に目的外使用許可申請を提出している。」

(18) 実地たな卸しの実施および県への報告(結果)

(ア) 平成 19 年度監査の監査結果要約

実地たな卸しについては、指定管理者は、期末時点の財産管理台帳の写しを県から入手しておらず、平成 18 年度において期末財産について実査の実施および物品現在高の県への報告を実施していなかった。

管理すべき資産には管理シールを貼り付けるなどして、実査を容易に実施できるようにし、年度末に一時にできなくとも年度を通して一度は台帳と現物の照合を実施すべきである。また、その場合には基本協定書を実際に運用できるように変更すべきである。(平成 19 年度監査報告書 P.53)

(イ) 平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

指定管理者に協定書に基づき台帳と現物の照合を行なうよう指導する。(宮城県公報 2009 号 P.13)

(ウ) 今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「平成 22 年度より、協定書に基づき毎年度末に台帳と現物の照合を実施し県に報告している。また、管理すべき資産には県から備品シールを入手し貼り付けている。」

(19) 鉄塔のメンテナンスの必要性の検討(意見)

(ア) 平成 19 年度監査の監査結果要約

各施設に給水する鉄塔については、鉄塔に錆化防止の塗装を行っていないため、老朽化が進行している。塗装作業には 80 百万円程度を要するとのことであるが、老朽化を防止し、トータルコストを抑制するため、塗装工事を行う必要性について県は早急に経済計算を行うとともに、安全性確認のため耐震診断も行う必要がある。(平成 19 年度監査報告書 P.53)

(イ) 平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

塗装工事の経費と緊急性の有無を考えると、現在の県の財政状況のもとでは早急に塗装工事を行うことは困難であるが、今後、状況を確認しながら、関係部課と施設管理の在り方等について検討していく。(宮城県公報 2009 号 P.13)

(ウ) 今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「平成 29 年度に鉄塔の塗装工事を実施している。また、施設全体として県土木部営繕課による県有建築物保全点検を 3 年に一度実施している。」

第5章. 宮城県仙南総合プール(ヒルズ県南総合プール)

1. 施設の概要

(1) 施設の概要

宮城県仙南総合プールは、平成 13 年に開催された「新世紀みやぎ国体夏季大会水球競技会」の会場とするため、平成 11 年 4 月に可動床式の屋内水球プールとして完成した。

平成 18 年 4 月より「宮城県仙南総合プール」と名称を変更し、運営母体も宮城県が指定管理制度を導入し、現在はセントラルスポーツ株式会社が指定管理者として管理運営を行っている。これにより、民間と同等とされるスポーツクラブが併設され、半面が民間のスイミングスクール、半面を一般開放(通常のプールとしての利用)として利用されている。また、平成 26 年 4 月 1 日からは愛称として、ヒルズ県南総合プールとも呼称されている。

水球施設としては、直近で平成 29 年度に国民体育大会の会場となるなど、各種大会で利用されることがあるものの、毎年度安定した開催実績は無く、近接する宮城県柴田高等学校水球部が練習場として使用することが主である。



写真 1 宮城県仙南総合プール外観

III. 今回の監査結果

第5章. 宮城県仙南総合プール（ヒルズ県南総合プール）



写真 2 屋内水球プール

項目		内容	
施設名		宮城県仙南総合プール（ヒルズ県南総合プール）	
施設所在地		宮城県柴田郡柴田町本船迫字十八津入地内	
根拠条例		総合運動場条例	
設置目的		スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達と福祉の増進に資するため。	
開設		温水プール	平成11年4月
		トレーニングセンター	昭和62年4月
施設詳細	温水プール	35m×25m 13コース（競泳25mプール・水球公認プール） 真空式温水ヒーターによる温水・空調システム付 可動床式水深 水球使用時 2.1m 競泳使用時 1.4m 一般使用時 1.2m	
	会議室	大：38人、小：12人	
	トレーニングセンター	合宿室：和11畳×2室 研修室：45人	
利用時間		・平日 午前9時から午後9時まで ・日曜日・祝日 午前11時から午後7時まで	

(2) 指定管理者及び指定管理料

公の施設の名称		宮城県仙南総合プール	
指定管理者の名称		セントラルスポーツ株式会社	
募集方法		公募	
基本協定の内容	対象年度・ 指定管理料(税込)	平成29年度	33,000,000円
		平成30年度	30,500,000円
		平成31年度	30,300,000円
		令和2年度	30,100,000円
		令和3年度	30,060,000円
		合計	153,960,000円
協定期間		平成29年4月1日～令和4年3月31日	
当該年度の協定内容及び実績	協定日・協定金額	平成31年3月29日	30,580,000円
		令和2年3月31日	31,632,882円
	協定期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日	
	業務完了報告年月日 事業報告年月日	令和2年5月31日	
支出済額		31,632,882円	

(3) 指定管理者について

平成29年3月までは、陽光セントラル共同企業体が宮城県仙南総合プールの指定管理者であったが、平成29年4月1日より現在まで、セントラルスポーツ株式会社が

Ⅲ. 今回の監査結果

第5章. 宮城県仙南総合プール（ヒルズ県南総合プール）

指定管理者となっている。セントラルスポーツ株式会社は、主にフィットネスクラブの運営、子供のためのスクール事業等を行っている。

(4) 指定管理者選定理由

県は、「当該団体は、現管理者の構成員として当該施設の管理運営の実績に加え、類似施設の管理運営の実績から当該施設の管理運営に必要な経験・知識及び健全な財務状況に基づいた経営基盤のもと事業計画を安定して実践できる能力を有し、自社のノウハウを活かしたコスト削減により、従来よりも経済的に施設の効用を発揮して、効率的な管理ができると評価され、多くの項目において優れ、総合得点で他団体を上回った。」との理由により、平成28年12月16日にセントラルスポーツ株式会社を宮城県仙南総合プール(ヒルズ県南総合プール)の指定管理者に選定した。

2. 比較財務諸表

(1) 指定管理者収支計算書

(単位:千円)

科目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用料金収入	9,046	9,657	8,992
指定管理料収入	33,000	30,500	30,580
その他の収入	14,148	15,039	14,342
本社負担金	4,785	1,814	872
収入合計	60,979	57,010	54,786
人件費	17,620	20,895	18,617
旅費交通費	1,072	941	638
消耗品費	631	538	1,088
修繕費	2,111	1,860	1,890
印刷製本費	-	-	-
燃料費	-	-	-
光熱水費	23,102	23,759	22,939
通信運搬費	210	274	341
手数料	-	-	-
保険料	-	-	-
委託費	7,225	6,699	7,763
使用料	105	105	107
賃借料	28	28	29
原材料費	-	-	-
負担金	-	-	-
租税公課費	5	3	2
メンテナンス費	172	832	455
事務用品費	22	162	102
雑費	7,487	608	627
初期投資費用	1,190	306	188
支出合計	60,979	57,010	54,786
収支(収入-支出)	-	-	-

Ⅲ. 今回の監査結果

第5章. 宮城県仙南総合プール（ヒルズ県南総合プール）

（主な科目内容、増減内容等）

- イ) 主に自主事業に係る収入から同支出を差し引いた金額である。
- ロ) 本来の収支はマイナスであるが、指定管理者が決算損失補填金として損失分を負担している(収入欄の「本社負担金」)ため、最終的に収支がゼロになっている。

III. 今回の監査結果

第5章. 宮城県仙南総合プール（ヒルズ県南総合プール）

3. 施設の利用状況

(1) 利用状況

使用区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度		
プール	貸切使用 入場料を 徴収しない場合	全面	団体数	21団体	21団体	20団体
			利用人数	5,176人	3,678人	3,386人
			観客数	2,280人	2,160人	2,995人
			延時間	300時間	284時間	229時間
			利用料金	413,200円	817,620円	1,230,360円
		A面(8コース)	団体数	23団体	7団体	20団体
			利用人数	2,108人	1,070人	2,183人
			観客数	-	-	-
			延時間	269時間	98時間	194時間
		B面(5コース)	利用料金	438,185円	377,575円	345,600円
			団体数	11団体	13団体	28団体
			利用人数	1,766人	2,298人	4,805人
			観客数	-	-	13人
		1コース	延時間	60時間	127時間	229時間
			利用料金	198,000円	433,200円	737,105円
			団体数	60団体	40団体	33団体
	利用人数		9,033人	5,493人	3,108人	
	個人使用	一般	観客数	-	-	-
			延時間	571時間	314時間	462時間
		高校生以下	利用料金	1,023,330円	801,895円	229,710円
利用人数			9,471人	9,321人	9,014人	
指定管理者 自主事業	利用料金体系	利用料金	4,826,900円	5,007,550円	4,317,450円	
		利用人数	1,507人	1,745人	1,549人	
	独自料金体系	利用料金	294,400円	305,800円	293,352円	
		利用人員	-	-	-	
合計	利用料金体系	利用人員	-	-	-	
		利用料金	-	-	-	
	独自料金体系	利用人員	19,115人	17,920人	16,336人	
		利用料金	33,065,908円	28,801,130円	29,134,493円	
	利用人数	29,061人	23,605人	24,045人		
	有料観客数	-	-	-		
無料観客数	2,280人	2,160人	3,008人			
自主事業利用人員	19,115人	17,920人	16,336人			
利用人員計	50,456人	43,685人	43,389人			
利用料金収入	40,259,923円	36,544,770円	36,288,070円			

III. 今回の監査結果

第5章. 宮城県仙南総合プール（ヒルズ県南総合プール）

使用区分				平成29年度	平成30年度	令和元年度	
会議室	大会議室	団体数		19団体	13団体	18団体	
		利用人員	単独利用	58人	299人	754人	
			併用利用	1,285人	-	180人	
		延時間		216時間	96時間	139時間	
	利用料金		53,550円	42,330円	58,395円		
	小会議室	団体数		1団体	3団体	1団体	
		利用人員	単独利用	-	30人	10人	
			併用利用	130人	-	-	
		延時間		92時間	8時間	2時間	
	利用料金		-	4,080円	1,020円		
小計	利用人員計		58人	329人	764人		
	利用料金収入		53,550円	46,410円	59,415円		
トレーニングセンター	貸切使用	団体数		-	1団体	1団体	
		利用人数		-	16人	20人	
		延時間		-	16時間	2時間	
		利用料金		-	10,560円	13,200円	
	個人使用	一般	利用人数		4,128人	4,659人	4,085人
			利用料金		1,211,700円	1,342,500円	1,178,260円
		高校生等	利用人数		355人	297人	269人
			利用料金		69,200円	52,600円	43,620円
		中学生以下	利用人数		62人	76人	125人
			利用料金		9,300円	11,400円	18,580円
	指定管理者 自主事業	利用料金体系	利用人員		-	-	-
			利用料金		-	-	-
		独自料金体系	利用人員		5,986人	5,753人	5,449人
			利用料金		3,763,826円	3,736,672円	4,151,963円
	研修室	団体数		5団体	-	-	
		利用人員	単独利用	48人	-	-	
			併用利用	130人	-	-	
		延時間		104時間	-	-	
	利用料金		14,520円	-	-		
	合宿室	団体数		-	-	-	
利用人数		-	-	-			
延時間		-	-	-			
利用料金		-	-	-			
合計	利用人数		4,593人	5,048人	4,499人		
	自主事業利用人員		5,986人	5,753人	5,449人		
	利用人員計		10,579人	10,801人	9,948人		
	利用料金収入		5,068,546円	5,153,732円	5,405,623円		
設備	競技用具	入場料徴収する	団体数		-	2団体	4団体
			延時間		-	24時間	102時間
			利用料金		-	27,450円	178,250円
		入場料徴収しない	団体数		28団体	10団体	10団体
			延時間		547時間	193時間	117時間
			利用料金		377,437円	422,362円	347,200円
小計		利用料金		377,437円	449,812円	525,450円	
総計	利用人数		33,712人	28,982人	29,308人		
	有料観客数		-	-	-		
	無料観客数		2,280人	2,160人	3,008人		
	自主事業利用人員		25,101人	23,673人	21,785人		
	利用人員計		61,093人	54,815人	54,101人		
利用料金収入		45,759,456円	42,194,724円	42,278,558円			

ロ
ロ
ロ
ロ
ロ
ロ

イ
イ

（主な変動要因等）

- イ) 平成 29 年度の利用人員等が高水準にあるのは、主に第 85 回日本高等学校選手権水泳競技大会の会場となったことによる。
- ロ) 6. 利用状況報告書の記載について【指摘 5】参照

4. 管理する敷地の対象範囲について【指摘 3】

「宮城県仙南総合プールの管理運営に関する基本協定書」（平成 29 年 3 月 23 日付）（以下、本章において「協定書」とする）の第 12 条及び別紙 2 には、指定管理者が管理する敷地の範囲が図面にて示されている。

上記別紙 2 について、指定管理者担当者へのヒアリングを実施したところ、別紙 2 における管理対象範囲と実際の管理対象範囲に一部違いがあるとのことであった。これは、別紙 2 における管理対象範囲には、旧屋外プールが設置されていた敷地が含まれているものの、現在は取壊済である事から管理対象範囲外となっており、別紙 2 が現状を適切に表していないことによるためとのことであった。

しかしながら、当該実質管理対象範囲外の敷地について、近隣住民からの要望により指定管理者が除草作業を行った実績もあるとのことであり、これは指定管理者に本来何ら義務のない行為を実施させた可能性がある。

管理対象範囲は指定管理契約におけるもっとも重要な要素の一つであり、責任の明確化の観点から正確に定めるべきである。



写真 3 実質管理対象外の敷地（一部）

5. 備品の明確な管理について【指摘 4】

本施設における備品には、大別して県が無償で指定管理者に貸与する備品、指定管

理者が所有する備品の2種類がある。うち、前者は協定書別紙3に記載の備品一覧表を基礎として作成された「令和元年度末備品台帳」、後者は指定管理者が作成する「固定資産台帳」に記録されている。

ここで、今回の監査において、施設に存在する備品の実物を確認した。その結果、3備品について下記のとおり状況である事が判明した。

① 長いす（「令和元年度末備品台帳」備品番号 90011275）

現物を確認したものの、備品番号等の記載が見受けられず、台帳と同一の資産か確認できなかった。

② 冷蔵庫（「令和元年度末備品台帳」備品番号 90074158）

現物を確認したものの、備品番号等の記載が見受けられず、台帳と同一の資産か確認できなかった。ただし、備品番号に載っている製品の型番と、冷蔵庫の型番の一致は確認した。

③ ホワイトボード（「令和元年度末備品台帳」「固定資産台帳」ともに記載なし）

備品番号 9800057 と記載された備品整理表が貼り付けられていることを確認した。そこで、当該備品番号について、「令和元年度末備品台帳」及び「固定資産台帳」を照合したところ、いずれにも該当番号の備品は記載されておらず、県の貸与備品か指定管理者の所有備品かについて判別できなかった。なお、指定管理者対象者へのヒアリングによると、当該ホワイトボードは指定管理者所有の備品とのことであった。

なお、指定管理者によると、以上の状況は少なくとも前任指定管理者からの交代時から継続しており、事情・状況等の引継ぎはなかったため、その経緯等については不明とのことであった。

備品の所有権及び管理責任を明確にするため、各備品には台帳と一致する記載の備品整理表を貼り付けるなど、管理表と備品の実物の関係性を明確にすべきである。

6. 利用状況報告書の記載について【指摘5】

「2019 年度事業報告書」の「宮城県仙南総合プール利用状況報告書」では、P.99「3. 施設の利用状況」のとおり、競技用具区分の水球競技用具区分において、「入場料徴収する」及び「入場料徴収しない」の区分に分かれている。

ここで、今回の監査において指定管理者担当者へのヒアリングを実施したところ、「入場料徴収する」の区分の利用が発生しておらず、すべて、実際には「入場料徴収しない」の区分の利用の誤りであった（両者を合算した数値が正確な「入場料徴収しない」の数値）。

また、令和元年度のプール区分の合計利用人数において、正確には上記のとおり

24,045 人であるところ、「2019 年度事業報告書」の「宮城県仙南総合プール利用状況報告書」では 22,082 人と誤って記載されていた。

利用状況報告書は、公共施設が有効かつ効率的な使用がなされているかの重要な判断材料となることから、正確な記載をすべきである。

7. 設備の維持管理について【意見 14】

本施設で使用するボイラーは、通常 2 台体制で運用しているが、1 台の一部機能(ポンプ等)が不調である。指定管理者担当者へのヒアリングによると、不調はここ最近発生したものではないが、修繕には 100 万円以上を要する見込みであり予算の都合がつかないとのことであった。また、令和元年冬季には不調を補うため、正常な方のボイラーの稼働率を増加させて対処したとのことであった。

不調設備の代替として、正常設備への負荷を増加させて使用することは、正常な設備の寿命をも縮めかねず、結果として維持管理コストを増加させることになりかねない。予算の都合上厳しいことは理解できるが、県には計画的な修繕が望まれる。

8. 宮城県ホームページ上の表記誤りについて【指摘 6】

県のホームページ上で、「ヒルズ県南総合プール(宮城県県南総合プール)」のページがあるが、そこに記載の施設概要に誤った表記がある。「2.概要」の温水プールに、「可動床式水深 水球使用時 2 月 1 日 m」という不適切な表記がされている。ヒルズ県南総合プールのパンフレットにより、水球使用時は「2.1m」ということが確認できたが、「2 月 1 日 m」という明らかにおかしな表記であるにも関わらず、県のホームページに長期間掲載している点に疑問を感じざるを得ない。

III. 今回の監査結果

第5章. 宮城県仙南総合プール（ヒルズ県南総合プール）



写真4 「ヒルズ県南総合プール(宮城県仙南総合プール)」のページ(宮城県 HP)

これに関し、県のスポーツ健康課にヒアリングしたところ、ホームページについては通常、担当者がチェックし内部決裁を経た後、総括責任者の承認を得る体制をとっているとのことであった。指定管理施設に関する内容についても、特に指定管理者による内容確認は行わず、県側でチェックを行っている。温水プールの概要が上記のように掲載されてしまった経緯は定かではないが、当時のチェックが甘かったか形式的なものになっていたことがうかがえる。県民の中には、この施設概要を参考にスポーツ施設の利用を検討する人もいであろうから、ホームページに施設概要を掲載する際には、誤った情報がないか、担当者は入念にチェックする必要がある。また当該ページのように掲載日から1年以上経過しているものに関しては、掲載の内容に変更がないかどうか、確認する必要があるといえよう。

9. 事業計画書と事業報告書の整合性について【意見 15】

本施設の指定管理者は、毎年度開始前に事業計画書を、毎年度末後には事業報告書を県に提出している。

今回の監査において、「平成 31 年度事業計画書」及び、それに対応する「2019 年度

事業報告書」を閲覧した。その結果、事業計画書の記載に比べて事業報告書の記載は全体的に簡易であり、両者を比較して計画どおりに事業が実施されたかの判断が難しい箇所があった。

例として、事業計画書においては、提供予定事業として水泳教室、レッスンプログラム等の名称やその内容等を比較的詳細に記載しているものの、事業報告書では一括して「利用者増へ繋がった」などの総括的な記載にとどまり、各種提供事業がどれだけの効果を生んだか、そもそも個々の提供予定事業が実際に実施されたのかさえ不明瞭であった。

このような状況において、県は事業計画書と事業報告書を比較検討し、指定管理者に対して効果的かつ適切な指導を実施できているかについては疑問があるといわざるを得ない。事業計画書と事業報告書の対応関係は可能な限り明確とするよう指導することが望ましい。

10. 平成 19 年度包括外部監査

宮城県の平成 19 年度包括外部監査「教育委員会所管を中心とした公の施設の運営状況について」（以下、本章において「平成 19 年度監査」とする）において、宮城県仙南総合プールが監査対象となっている。

平成 19 年度監査の監査結果に対し、県が措置を実施したものについては、平成 20 年度の宮城県公報（平成 20 年 11 月 14 日及び平成 21 年 12 月 25 日付）において、当該監査結果に対する措置が公表されている。

10.1. 平成 19 年度包括外部監査及び措置の状況

以下、平成 19 年度監査の監査結果（結果及び意見）要約、それに対する措置の状況（平成 20 年度時点）、そして今回の監査時点における状況について記載する。

なお、本「10.1. 平成 19 年度包括外部監査及び措置の状況」記載の事項は、今回の監査結果を構成するものではなく、監査結果（「結果」及び「意見」）の定義及びその判断基準は平成 19 年度監査独自のものである。また、監査結果要約は原則として宮城県公報記載の内容と同一のものであるが、県が措置を実施しておらず公報に記載されていない一部の監査結果については、平成 19 年度監査報告書の内容を今回の監査人が独自に要約したため、必ずしも当時の監査人の意図を過不足なく表現していることを保証しない。

(1) 仙南総合プールの存在意義（意見）

(ア) 平成 19 年度監査の監査結果要約

本来の水球プールではなく、主に一般町民プールとして使用されていることは、水球プールとしての利用度が低く、当面の施設の有効活用という意味では不本意ながらやむを得ないが、県としてはできる限り、本来の水球プールとしての利活用の促進

を図るべきである。(平成19年度監査報告書 P.78)

(イ)平成20年度措置の内容(宮城県公報)

水球での利用については、競技人口の関係で限界がある。しかし、県南唯一の県営スポーツ施設であり、水球競技を行う高校生等の利用促進に努めていく。また、当該施設は可動床として一般プールとしても利用できるよう整備したものであるため、一般プールとしても施設の有効活用を図っていく。(宮城県公報 2009号 P.17)

(ウ)今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「現在においても水球の利用については競技人口の関係で限界があり、一般プールとしての利用により施設の有効活用を図っている。」

(2) 指定管理施設の範囲の明確化(意見)

(ア)平成19年度監査の監査結果要約

指定管理者との契約において、管理対象範囲は責任関係を明確にするために極めて重要な要素であるため、県は指定管理者に対して口頭ではなく、協定書に管理対象範囲を明記した図面を添付するなどにより、対象となる敷地や施設の範囲を明確に伝えるべきである。(平成19年度監査報告書 P.78)

(イ)平成20年度措置の内容(宮城県公報)

指定管理施設の図面は、募集要項の資料として指定管理者に定時しているが、協定書への添付については、次期指定管理者との協定において、検討していく。(宮城県公報 2009号 P.17)

(ウ)今回の監査時点における状況

今回の監査において、協定書の内容を検討した。その結果は、P. 101「4. 管理する敷地の対象範囲について【指摘3】」参照。

(3) 施設の鍵の厳重管理および規定化(意見)

(ア)平成19年度監査の監査結果要約

①鍵は施設管理にとって極めて重要なものであるため、責任の所在を明確にするために指定管理者のみが鍵を厳格に管理すべきである。

②鍵の管理はより慎重であるべきであり、県は指定管理者からの鍵の受領および

鍵の複製禁止に関する規定を設けるべきである。（平成 19 年度監査報告書 P.79）

(イ) 平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

①鍵の厳格な管理について、マニュアル等の一定ルール化を指定管理者等と協議していく。

②鍵の受領等について、協定書への記載について検討していく。（宮城県公報 2009 号 P.17）

(ウ) 今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「現在も当時と同様、指定管理者以外の者（宮城県柴田高等学校の教員。同校水球部が本施設を頻繁に利用するため）が管理している。鍵の管理については、ルール化されており、「宮城県南店・エントランスホール外部鍵及び機械警備鍵管理表」（コピー入手）により、現在の管理者が特定されている。また、年に 1 度、現在の管理者が実際に鍵を保有していることを確認している。」

また、今回の監査において、「宮城県南店・エントランスホール外部鍵及び機械警備鍵管理表」を閲覧し、現在の管理者が記載されていることを確認した。

(4) 研究室および合宿室の活用策(意見)

(ア) 平成 19 年度監査の監査結果要約

①県は、研究室と合宿室の利用状況を少しでも改善させるために、指定管理者に対して、ホームページの利用案内に研究室および合宿室の利用料も掲載するように指導することが望まれる。

②県は今後もまったく利用が見込めないと判断するのであれば、抜本的に他の用途での利活用策を検討することも必要である。（平成 19 年度監査報告書 P.79）

(イ) 平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

①平成 19 年度にホームページに利用案内を掲載し、利用促進を図った。

②研究室については、チャリーディング教室等に活用されているので、利用増加について指定管理者と検討していく。（宮城県公報 2009 号 P.17）

(ウ) 今回の監査時点における状況

①今回の監査においてホームページを閲覧した。その結果、研修室、合宿室の利

用料の記載は見受けられなかった。

②今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「人件費等を考えると、宿泊施設等としての有効利用は非常に厳しいと考えている。なお、当時の措置の内容に記載されたチアリーディング教室等については、研修室および合宿室とは異なる場所で実施している。」

(5) 会議室の利用率向上(意見)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

県は、会議室の利用状況を少しでも改善させるために、指定管理者に対して、ホームページの利用案内に会議室の利用料も掲載するように指導することが望まれる。(平成 19 年度監査報告書 P.80)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

ホームページへの利用案内の掲載について、指定管理者に指導していく。(宮城県公報 2009 号 P.17)

(ウ)今回の監査時点における状況

今回の監査においてホームページを閲覧した。その結果、会議室の利用料の記載は見受けられなかった。

なお、指定管理者から入手したパンフレットには記載されていることを確認した。

(6) 顧客アンケートの県への報告不備(意見)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

顧客アンケートの聴取については、基本的にご意見箱を設置し、それでも口頭による意見があった際は意見をすべて書き留めて、対処時期を明記し、それらの内容を館内に掲示して利用客にフィードバックする等、利用客とさらなるコミュニケーションをとることが大事であり、県は指定管理者に対しそうした指導をすることが望まれる。(平成 19 年度監査報告書 P.80)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

当該施設における顧客とのコミュニケーションについては、地域柄フェイス・トゥ・フェイスで対応しているが、ご意見箱を設置し、利用者からの意見の集約も行っている。(宮城県公報 2009 号 P.17)

(ウ) 今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「現在のご意見箱を設置し、利用者からの意見を集約している。ただし、利用者から職員への口頭の意見が多く、それらも文書化し併せて県へ報告している。」

(7) 自主事業に対する県の事前承認(結果)

(ア) 平成 19 年度監査の監査結果要約

指定管理者が独自の料金体系で自主事業を行う場合には、事前に自主事業の内容、開催日数、料金体系などについて県の事前承認を受けるよう県は指定管理者に対して指導すべきである。(平成 19 年度監査報告書 P.81)

(イ) 平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

記載なし。

(ウ) 今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「毎年度、指定管理者より県に「自主事業計画書」を提出しており、その内容をもって県の事前承認を受けていると考えている。」

また、当該自主事業計画書の内容を検討した。その結果、自主事業の内容、開催日数、料金体系などについて記載があることを確認した。

(8) 個人情報の厳重管理(意見)

(ア) 平成 19 年度監査の監査結果要約

指定管理者は県に提出した事業計画書において、個人情報の管理にかかるミーティングを実施するとしていたが、指定管理者によると、平成 18 年度にこのミーティングは実施されていなかった。

県は事業報告書の提出を受けたときに、単に記載されている内容を確認するに留まらず、事業計画書に記載されている事業について、実施の有無も確認し、指定管理者に対して実施するように指導することが望まれる。(平成 19 年度監査報告書 P.81)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

事業計画に基づき、ミーティングの実施と記録の作成を適切に行うよう、指定管理者に適時確認を行っていく。(宮城県公報 2009 号 P.17)

(ウ)今回の監査時点における状況

今回の監査において、平成 31 年度事業計画書の内容を検討した。その結果は、P. 104「9. 事業計画書と事業報告書の整合性について【意見 15】」及び P.111「10.2.1.「個人情報の厳重管理」に対する措置の解釈について【指摘 7】」参照。

(9) 実地たな卸の実施および県への報告(結果)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

①県と指定管理者の両者の立会のもと、現物の実地たな卸および一覧表との照合作業を実施すべきである。その結果をもとに、一覧表にある物品と実在する物品が異なった場合の管理責任物品の明確化を図り、その上で責任の所在や費用負担に関する協定を締結する必要がある。

②備品整理票による物品の特定は実地たな卸をはじめとする資産管理上非常に重要であるため、保有物品への備品整理票の添付の徹底を基本とし、場合によっては当該物品に整理票の記載事項を直接記入するなど柔軟な対応を行い、物品の特定を行うべきである。(平成 19 年度監査報告書 P.82)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

①県の立ち会いのもとに、指定管理者に実地棚卸しを行うよう指導していく。

②備品整理票の添付の徹底について、指定管理者を指導していく。(宮城県公報 2009 号 P.18)

(ウ)今回の監査時点における状況

今回の監査において、施設に存在する備品の実物を確認した。その結果は、P. 101「5. 備品の明確な管理について【指摘 4】」参照。

10.2. 今回の監査結果

以下は、前述の措置の内容及び、今回の監査時点における状況に対する、今回の監査結果である。

なお、平成19年度監査当時から10年以上が経過し、当時の指摘内容及び措置の状況が必ずしも現状に合致するとは限らないことから、措置の内容及び今回の監査時点における状況の不備等について、重要度や措置を実施し得ない理由等を総合的に勘案して指摘しており、網羅的に指摘するものではない。

10.2.1. 「個人情報の厳重管理」に対する措置の解釈について【指摘7】

平成19年度包括外部監査結果「個人情報の厳重管理(意見)」(上記P. 109 参照)に対する平成20年度の措置の状況として、県は「事業計画に基づき、ミーティングの実施と記録の作成を適切に行うよう、指定管理者に適時確認を行っていく。」としていた。

確かに平成19年度監査結果には、個人情報のミーティングが事例として挙げられていたものの、本監査結果から得られる教訓としては、事業計画書と事業報告書の全体的な整合性について、県が確認を実施し指定管理者に指導すべきということであると考えのが妥当である。この点、事業計画のうちミーティングのみに焦点を当てた当時の措置の状況は、やや的外れな対応であると指摘せざるを得ない。

実際に、P. 104「9. 事業計画書と事業報告書の整合性について【意見15】」で記載したとおり、事業計画書と事業報告書の対応関係は今回の監査時点でも不明瞭な点があり、これは平成19年度意見を適切に解釈し対応していれば、当然に対応できていたものと考えられる。

県は包括外部監査結果を過度に限定して解釈するのではなく、包括外部監査の効果を最大限に発揮すべきである。

第6章. 宮城県長沼ボート場(アイエス総合ボートランド)

1. 施設の概要



写真 1 宮城県長沼ボート場

(1) 施設の概要

項目		内容	
施設名		宮城県長沼ボート場 (アイエス総合ボートランド)	
施設所在地		宮城県登米市迫町北方字天形114-2	
根拠条例		総合運動場条例	
設置年月		平成元年10月	
総事業費		137,412,000円	
敷地面積		2,733.91平方メートル	
施設詳細	長沼艇庫	開設	平成元年10月
		敷地面積	2,202.02平方メートル
		建築面積	938.61平方メートル
		構造	鉄骨造 平屋建
		設備	艇庫 (収容能力58艇)、トレーニング室、会議室、更衣室
	ボートコース	開設	平成10年4月
		設備	延長2,000m、幅13.5m、8コース (日本ボート協会A級コース認定)
	判定塔	開設	平成10年4月
		面積	建築面積51.10平方メートル 延床面積88.59平方メートル
構造		鉄筋コンクリート造 3階建	
利用時間	会議室及びトレーニング室	4月1日から10月31日	午前6時～午後8時まで
		11月1日から3月31日	午前10時～午後5時まで
	会議室及びトレーニング室を除く全施設	4月1日から10月31日	午前6時～午後6時まで
		11月1日から3月31日	午前10時～午後9時まで
備考	国内で唯一の常設8コース公認コースであり、過去にはオリンピック予選が開催されるなどした。 2020東京オリンピックの会場として候補に上がったものの、最終的に、会場には選定されなかった。		

III. 今回の監査結果

第6章. 宮城県長沼ボート場（アイエス総合ボートランド）

(2) 指定管理者及び指定管理料

公の施設の名称		宮城県長沼ボート場		
指定管理者の名称		宮城県ボート協会		
募集方法		公募		
基本協定の内容	対象年度・ 指定管理料(税込)	令和2年度	12,564,000円	
		令和3年度	12,564,000円	
		令和4年度	12,564,000円	
		令和5年度	12,564,000円	
		令和6年度	12,564,000円	
		合計	62,820,000円	
協定期間		令和2年4月1日～令和7年3月31日		
当該年度の協定内容及び実績	協定日・協定金額	平成31年3月28日	11,797,000円	
		令和2年3月31日	11,827,840円	
	協定期間		平成31年4月1日～令和2年3月31日	
	業務完了報告年月日 事業報告年月日		令和2年5月31日	
	支出済額		11,827,840円	

(3) 指定管理者(宮城県ボート協会)について

宮城県ボート協会は、石巻に事務所があり、傘下に石巻のボート協会及びとめ漕艇協会がある。活動内容は主に、高体連の大会の運営補助、国体、東北内の大会の理事・開催等を行っている。高校、大学等もボート協会に加入しており、会員から頂いた協会費によって協会の運営をしている。

(4) 指定管理者選定理由

県は、「当該団体は、現管理者として管理運営の実績と必要な経験・知識を有し、全日本クラスの競技大会の誘致に成功するなど施設の利用促進も積極的に行ってきた。今後も適正かつ確実な維持管理が見込まれるとともに、施設の優位性を活かした利用促進活動や、施設利用者としての視点を踏まえた充実したサービスの提供が期待できると評価された。」との理由から、令和元年12月18日に宮城県ボート協会をアイエス総合ボートランド(宮城県長沼ボート場)の指定管理者に指定している。

2. 比較財務諸表

(1) 収支決算

(単位:千円)

科目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用料金収入	700	1,235	990
指定管理収入	11,705	11,705	11,797
備品貸与収入	-	92	63
その他の収入	105	146	1,700
収入合計	12,511	13,178	14,549
人件費	2,718	2,528	3,023
旅費交通費	27	80	13
消耗品費	338	787	803
修繕費	2,635	2,002	1,481
印刷製本費	45	13	4
燃料費	605	620	604
光熱費水費	872	879	890
通信運搬費	259	267	285
手数料	12	13	9
保険料	617	620	721
委託費	3,717	4,811	4,824
使用料	21	20	20
賃借料	173	123	123
負担金	304	194	142
租税公課費	23	40	1,300
支出合計	12,365	12,996	14,241

(主な科目内容、増減内容等)

- イ) 「その他の収入」のうちの約 100 万円は、ロ)の消費税の支払のために、宮城県ボート協会の会長が立て替えたもので、会長からの借入金という形で会計処理を行っている。
- ロ) 5 年分(平成 26 年度～30 年度分)の消費税が発生したため、令和元年度の租税公課費が著しく増加した。

Ⅲ. 今回の監査結果

第6章. 宮城県長沼ボート場（アイエス総合ボートランド）

3. 施設の利用状況

(1) 施設利用状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ボートコース	5,373人 179,920円	3,810人 343,892円	4,214人 148,566円
審判室	449人 46,297円	300人 58,491円	306人 59,563円
会議室	505人 5,092円	894人 2,812円	403人 1,900円
トレーニング室	3,170人 39,888円	3,146人 80,410円	1,128人 52,510円
温水シャワー	100人 0	170人 23,625円	40人 6,125円
ボート	2,829人 191,527円	1,177人 199,137円	1,821人 294,185円
審判艇	188人 237,490円	198人 526,779円	201人 426,734円
競技システム	0人 0円	0人 0円	0人 0円
合計	12,614人 700,214円	9,695人 1,235,146円	8,113人 989,583円

4. ガソリン貯蔵庫の必要性【指摘8】

モーターボートの燃料であるガソリンの保管状況を実際に視察したところ、以下の写真2のように、ガソリタンクが艇庫の端奥に、カラーコーンやボートの備品と並列されている状態であった。



写真 2 艇庫内のガソリントank

赤いガソリントankは、モーターボート内のタンクであり、モーターボートに乗る際にタンクごと持って行き、そのままボートに接続することができる。担当者の話によると、消防法に定められているとおり、艇庫内で保管するガソリンを 200 リットル未満にしているとのことであるが、艇庫内にはタンクが約 20 個保管されており、タンク内のガソリンの量によっては合計 200 リットルを超えてしまうことから、消防法違反の可能性もある。

本来なら、モーターボート内にガソリントankを入れておけばいいのであるが、盗難の恐れがあることから、モーターボート内への保管はできない状況である。艇庫は普段はシャッターを閉めており、夜間には警備システムも作動していることから、誰かが侵入して燃料に火をつけるといった事態が起きないように対処はされている。しかし、艇庫内には、他の備品や、ゴミ袋などがあり、万が一、ガソリンに引火したときに被害が拡大するおそれがある。3 年ほど前までは、指定管理者側が自ら混合油をつくりドラム缶で保管していたが、消防署からの指摘があり、その後はガソリンを購入している。

指定管理者は、1 度、県にガソリン貯蔵庫設置の要望を出しているが、県側は、ガソリンをその都度購入するようにとの反応であったという。ガソリンを必要な時に必要な分だけ購入するのでは、ボートを利用したいという人が来た時に、ガソリンを調達してくるまで待ってもらおうという対応をせざるをえず、また、救助が必要になったとき、救助艇のガソリンがないという事態も起こりかねない。県のガソリン用貯蔵庫がないことによる危険性や不便さに対する認識について疑問が生じる。

利用者と職員、さらには近隣住民の安全確保のために、ガソリン用の貯蔵庫の設置は必須である。指定管理者側で考案しているブロック塀などの丈夫な貯蔵庫があれば、万

が一、ガソリンが引火した場合でも被害を最小限にとどめられる。県は、ガソリン貯蔵庫の設置を早急に検討すべきである。

5. 屋外ボート競技場のトイレ設置【意見 16】

現在、長沼ボート場内で、一般的な水洗トイレが設置されているのは、管理事務所内のみであり、屋外のボート競技場には、仮設トイレのみが設置されている状態である。ボート競技の選手、観客は仮設トイレを使用するか、あるいは、少し離れた管理事務所まで歩いて行き、事務所内のトイレを使わなければならない。ボート競技の参加者には、女性の選手もおり、また高校生等の若い選手たちであることから、いくら仮設トイレが男女別とはいえ、仮設トイレの使用に不便さを感じるであろう。

この点について、指定管理者側も、屋外の簡易水洗トイレの設置が必要であると認識している。また、指定管理者の話によると、学生たちは和式トイレが苦手だということで、数年前に、管理事務所内の和式トイレも洋式トイレへと改装した。しかし、仮設トイレについては、現状、和式である。本来ならば、仮設トイレを廃止し、新たに簡易水洗トイレを増やすことが理想的であるが、河川敷であるため、水洗トイレの設置が困難であるという。河川敷に新たに簡易水洗トイレを設置することが難しければ、屋外の別の場所に設置する、あるいは、艇庫内に設置するという方法もあるが、下水道設備がないため、浄化槽を設置しなければならないという問題がある。

選手や観客が快適に施設を利用するためには、清潔な水洗トイレが整備されていることが最低条件であり、長期的に仮設トイレを使用し続けることは、利用者減少にも影響を与えかねない。しかし、浄化槽の問題が絡み、実現が難しいのであれば、仮設トイレを利用しやすい和式から洋式に替えること等の措置も考えられる。実際、大会の都度、利用者から、仮設の和式トイレを洋式トイレに替えてほしいという要望がある。利用者満足度を上げるためにも、まずは仮設の和式トイレを洋式トイレに替えるように県は予算を組み、利用者の不便を少しでも解消すべきことを検討することが考えられる。

6. 「ケヤッキー」の活用【意見 17】

ボート場の艇庫内に、平成 13 年の国民体育大会の際のキャラクター「ケヤッキー」の人形が置いてあるが、これを活用してはどうだろうか。「ケヤッキー」は、宮城県の県木であるケヤキをモチーフにしたキャラクターであり、平成 13 年の「第 56 回国民体育大会」及び「第 1 回全国障害者スポーツ大会」のマスコットである。国体後、ケヤッキーは宮城県の管理から外れたものの、平成 29 年に「おいでよ宮城」の公式キャラクターとなり、再び注目を浴びるようになった。指定管理者の話によると、艇庫内の「ケヤッキー」の写真を撮る目的で来場される方もいたそうである。

Ⅲ. 今回の監査結果

第6章. 宮城県長沼ボート場（アイエス総合ボートランド）



写真 3 艇庫内のケヤッキー人形

宮城県のスポーツ活性化に貢献した「ケヤッキー」は、今後も宮城を元気づけるのに欠かせない存在となる可能性がある。宮城県総合運動公園(グランディ・21)内の宮城県総合体育館の玄関には、現在も「ケヤッキー」が展示されており(写真4参照)、愛らしい表情で来館者を出迎えている。



写真 4 宮城県総合体育館玄関のケヤッキー

宮城県長沼ボート場においても、ケヤッキー人形を艇庫内に保管しておくのではなく、塗装をし直して、ボート場利用者の目を楽しませるために大いに活用してほしい。

7. 納税義務の履行の確認について【指摘9】

平成29年及び平成30年の租税公課費は、それぞれ、22,900円、40,100円であったにもかかわらず、令和元年度の租税公課費は1,299,800円と異常な増加がみられた。これに関し、担当者にヒアリングしたところ、これまで支払っていなかった消費税を5年分まとめて納税したとのことであった。指定管理者側では、当初、指定管理事業を収益事業とは認識していなかったという。指定管理者側では指定管理料収入が消費税の課税対象かどうかわからなかったため、これまで県に何度も問い合わせていたが、県からは明確な回答はなく、自らも積極的に税務署への確認を行っていなかった。

しかし、令和元年12月10日に県監査委員事務局が実施した財政的援助団体等監査において、「消費税等の申告を行っておらず納税義務を果たしていない恐れがある」との指摘を受け、税務署に確認したところ、課税事業者に該当することが確認され、指定管理者は5年分の消費税合計1,279,700円をまとめて納税する状況に至った。しかし、消費税の納付金額は長沼ボート場の利用料収入ではまかなえず、全額、ボート協会の会長が一時的に立て替えたが、本来、当該費用については、指定管理事業の請負に伴い生じる必要経費であることから、県担当課において指定管理料の見直しを行い、令和2年度2月補正予算で措置を講じている。

県は、指定管理者の募集要項で法人税や地方消費税等を滞納している法人又は団体は、指定管理者の申請資格がないと定めており、当該指定管理者が納税義務を果たさないまま5年以上も指定管理業務を行っていたことは、問題がある。指定管理者の選定に当たっては、相手側が提出した書類の内容を十分に審査し、今回のような事態の再発防止を図るべきである。

8. ウィンドサーフィン利用者の対処【意見18】

指定管理者によると、ボート場にウィンドサーフィンをしに来る利用者がいるとのことである。ウィンドサーフィンが競技用ボートと衝突すると大きな事故につながるおそれがあるため、職員は、ウィンドサーフィンをやめるように注意しているが、相手は「公共施設だから使っていていい」と主張してくるという。職員が注意をすると一旦はやめるものの、職員が去るとまたウィンドサーフィンを始めるという状況であり、注意を促す看板も効き目がない。職員が少なく、一日中警備することが不可能であるため、指定管理者側では対策がとれずにいる。

「宮城県長沼ボート場管理規程」によると、「②施設、設備、器具等を損傷する恐れがあるとき③長沼ボート場の管理に支障を及ぼす恐れがあるとき」は、その使用を許可しては

ならないとしている。ウィンドサーフィンのみならず、ボート以外の目的でボートコースを利用する人がいる場合、ボート利用者の妨げになる恐れがあり、事故にもつながることから、厳正に対処しなくてはならない。今後、またボートコースでウィンドサーフィン等をする利用者がいるような状況が発生するのであれば、ボート利用者の安全確保のためにも、宮城県警察や警備会社との連携強化といった対処法を県と協議すべきではないであろうか。

9. 利用促進への取り組み【意見 19】

ボートは団体競技であるため、個人利用が少ない。「シングルスカル」という個人競技はあるものの、かなりの上級者でなければ難しいので、現在、宮城県長沼ボート場の利用者の大部分が団体である。未経験者でもボート場は利用可能ではあるが、安全を保つことができる人に限られているため、安全対策を優先するとすると、やはり利用者が特定されてしまうのが現状である。今年は、新型コロナウイルスの影響で、今までにないくらい利用者が少ない状況であり、また2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が延期になったことにより、ポーランドの海外チームの事前合宿も延期となってしまった。しかし、指定管理者側は、今後も、ボート関係者、ボート関係者以外への施設のアピールを続け、全日本マスターズ等のイベントを積極的に実施し、利用の啓発を図る意向である。

宮城県長沼ボート場は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催地とはならなかった。しかし、宮城県長沼ボート場は常設コースを有しており、2021年のオリンピックでボート会場が足りない、あるいは、海の森水上競技場で競技ができないといった事態が生じた場合、宮城県長沼ボート場はいつでも競技ができる状態である、と指定管理者は強調する。さらに、登米市が管理する「長沼クラブハウス」が建てられたことで、外国人選手の合宿受け入れも可能となった。

指定管理者のホームページの閲覧者はボート関係者に限られてしまう可能性があるもので、県のホームページに施設概要のみならず積極的に長沼ボート場の長所のアピール、今後のイベント情報等を配信していくことで、長沼ボート場の存在価値を県内外に広める効果につながると考える。

10. 平成19年度包括外部監査

宮城県の平成19年度包括外部監査「教育委員会所管を中心とした公の施設の運営状況について」（以下、本章において「平成19年度監査」とする）において、宮城県長沼ボート場が監査対象となっている。

平成19年度監査の監査結果に対し、県が措置を実施したものについては、平成20年度の宮城県公報（平成20年11月14日及び平成21年12月25日付）において、当該監査結果に対する措置が公表されている。

10.1. 平成19年度包括外部監査及び措置の状況

以下、平成 19 年度監査の監査結果(結果及び意見)要約、それに対する措置の状況(平成 20 年度時点)、そして今回の監査時点における状況について記載する。

なお、本「10.1. 平成 19 年度包括外部監査及び措置の状況」記載の事項は、今回の監査結果を構成するものではなく、監査結果(「結果」及び「意見」)の定義及びその判断基準は平成 19 年度監査独自のものである。また、監査結果要約は原則として宮城県公報記載の内容と同一のものであるが、県が措置を実施しておらず公報に記載されていない一部の監査結果については、平成 19 年度監査報告書の内容を今回の監査人が独自に要約したため、必ずしも当時の監査人の意図を過不足なく表現していることを保証しない。

(1) 長沼ボート上の存在意義(意見)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

国民体育大会やインターハイに向けての練習施設として、一定の存在意義を見出すことができるが、施設の性質上、利用者が特定されているため、公平性の観点から県民負担(指定管理料)よりも利用者負担の比重がより多く求められるものと考えられる。(平成 19 年度監査報告書 P.87)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

利用者負担のあり方について競技団体とも協議を行い、検討していく。(宮城県公報 2009 号 P.18)

(ウ)今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「利用料金を改定し、今まで以上に利用しやすいシステムにした。利用者も経験者のみに限定しているわけではなく、安全確保ができるのであれば、未経験者でも利用できるようになっている。宮城県長沼ボート場は、誰でも利用できる施設であり、再来年頃に全日本マスターズを開催し、利用に関するアピールをしていきたい。」

(2) 事業計画書における運営体制および組織の遵守(意見)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

指定管理者が県に提出した平成 18 年度および平成 19 年度の事業計画書における当ボート場の運営体制および組織と実際の運営状況は異なっている。県は事業計画書が実態を反映したものとするように指定管理者へ求めるべきである。(平成 19 年度監査報告書 P.87)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

実態に応じた事業計画書とするよう指定管理者に指導していく。(宮城県公報 2009 号 P.18)

(ウ)今回の監査時点における状況

令和 2 年度、平成 31 年度の事業計画書を閲覧したところ、事業計画書は下記のように構成されており、実態との乖離は特にみられない。安全対策や災害時の連絡体制についても、指定管理者側で明確に方針を定めていることをヒアリングにて確認した。

- 1.施設の管理運営方針について
- 2.今年の事業と利用促進について
- 3.利用者サービス向上計画について
- 4.施設の運営について
- 5.施設設備等の維持管理について
- 6.運営体制および組織について
- 7.収支計画について
- 8.管理運営を行う人員体制等について
- 9.情報公開、個人情報保護の取扱いについて
- 10.その他の独自の事業計画について

(3) ホームページによる情報発信(意見)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

①利用者はボート経験者に限定しているものの、利用者の拡大を図るため、早急にホームページにおいて、施設の概要、休館日、利用時間、利用料等の情報を発信し、指定管理者の増収を図り、ひいては県の指定管理者への支出を軽減すべきである。

②指定管理者である宮城県ボート協会は、自らのホームページに当ボート場の施設概要を掲載していないが、同様の理由により、県は指定管理者に対して、ホームページによる指定管理施設の情報発信を求めるべきである。(平成 19 年度監査報告書 P.88)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

①平成 19 年度において、県スポーツ健康課のホームページに施設の概要や利用情報を掲載した。

②指定管理者のホームページに施設の概要や利用情報を掲載するよう指導していく。(宮城県公報 2009 号 P.18)

(ウ) 今回の監査時点における状況

今回の監査において①②の現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「県のホームページに施設概要を載せているため、協会のホームページに施設概要は掲載していない。ホームページ更新はボート場の業務の傍ら行っており、頻繁に更新ができていない。新設された合宿所(長沼クラブハウス)の情報発信も合わせてホームページ上で行う必要がある。」

(4) 翌年度の収支計画の見直し(意見)

(ア) 平成 19 年度監査の監査結果要約

平成 19 年度の収支計画は、前年度に利用料の改定があつたにもかかわらず、見直されていなかったために、平成 19 年度の計画利用料収入は平成 18 年度と比較して 1,332 千円過少であり、その分指定管理料が過大になっている。県においても、再提出された平成 19 年度の計画の審査時において、平成 18 年度実績を踏まえて収支計画の見直しをするように指導すべきである。(平成 19 年度監査報告書 P.88)

(イ) 平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

前年度の収支状況を踏まえ、適切な収支計画書を作成するよう指定管理者を指導していく。(宮城県公報 2009 号 P.18)

(ウ) 今回の監査時点における状況

事業計画書における収支計画は、利用料収入の予算は前年度の実績と大きく乖離しないように作成されている。

(5) 県提出実績報告の正確性と利用料金の徴収(結果)

(ア) 平成 19 年度監査の監査結果要約

①県に提出された平成 18 年度競漕会実績のなかに、会議室の利用のみで、ボートコース等の施設は利用していない「平成 19 年迫初漕会」が含まれていた。このようなものを競漕会実績に含めることは実績情報に誤解を与えるものであり、含めるべきではない。

②①に関して、指定管理者は会議室利用料金を徴収していないが、お払い等の儀式だけとはいえ会議室が利用されているのであるから、午前の利用料金を徴収す

べきである。(平成 19 年度監査報告書 P.88)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

①適切な実績報告を行うよう指定管理者を指導した。

②利用実績に応じた料金徴収をするよう指定管理者を指導した。(宮城県公報 2009 号 P.18)

(ウ)今回の監査時点における状況

①事業報告書を閲覧した結果、実績の報告方法に特に問題は見られなかった。

②初漕会は、実際は外で行われるので、特に料金徴収はしていない。当時は、天候が悪かったため、会議室を利用した。

(6) 温水シャワー利用料の徴収と設備修繕(意見)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

温水シャワーはボート場の利用者にとっては必要性の高い設備であるので、早急にボイラー施設の更新または改修を行うべきである。なお、ボイラーの更新または改修に要する費用は、老朽化が主な要因であれば、県が負担すべきものと考えられる。(平成 19 年度監査報告書 P.89)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

財政上の問題はあるが、ボイラー更新に向けて、予算確保に努めていく。(宮城県公報 2009 号 P.18)

(ウ)今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「その後、県が修繕を行い、現在では、シャワーのボイラーに問題は生じていない。」

(7) 利用料金水準の引上げ(意見)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

指定管理者は条例に定められた利用料金の範囲内で県の承認を受けて、平成 18 年度から平均 50%弱の大幅値上げを実施したものの、平成 18 年度の支出 12,600 千円に対して、利用料収入は 1,732 千円のみとなっている。利用者が限定されている施設であることから、基本的には利用者からの利用料により施設の運営を行うべきで

あり、条例を改正してさらなる値上げを検討することが望まれる。（平成 19 年度監査報告書 P.89）

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

平成 18 年度に利用料金を大幅に値上げしていることから、現行料金体系が適正と考えているが、他県の類似施設の状況なども踏まえ、更なる利用料金の見直しの是非を検討していく。（宮城県公報 2009 号 P.19）

(ウ)今回の監査時点における状況

指定管理者は、県のスポーツ健康課から利用料金の値上げを検討するように提言され、令和元年 10 月 1 日に団体料金及び個人利用料金の改定を行った。

(8) 個人利用料金に対する貸切利用料金水準の引上げ(意見)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

施設における貸切利用料金と個人利用料金との差異がそれ程大きくないために、例えば、3 名集まると貸切利用料金の方が割安となる。指定管理者の増収を図るため、また県の指定管理者への支出を軽減するために、個人利用に対する貸切利用料金の料金水準の引上げを検討することが望まれる。（平成 19 年度監査報告書 P.90）

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

他県の類似施設の状況及び貸切使用の利用状況を踏まえながら、料金設定見直しの是非を検討していく。（宮城県公報 2009 号 P.19）

(ウ)今回の監査時点における状況

P.124「(7)利用料金水準の引上げ(意見)」参照

(9) 使用許可申請書の不備記載および入手の徹底(結果)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

①収入金額の根拠・証跡を明確にし、利用料収入の請求漏れを防止する観点から、使用許可申請書における使用期間欄の時間記入を徹底すべきである。

②使用許可申請書が未入手だった大会が見受けられた。申請書の提出なしに使用できるという状況は、不正・誤謬のリスクを包含することに繋がるため、申請書の入手は徹底すべきである。（平成 19 年度監査報告書 P.90）

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

①使用許可申請書の適切な記載について、徹底を図るよう指定管理者を指導した。

②使用許可申請書の適切な管理について、徹底を図るよう指定管理者を指導した。（宮城県公報 2009 号 P.19）

（ウ）今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「現在は使用許可申請書の提出を義務付けている。当時は、施設の常駐職員が 1 名しかいなかったため、特にシーズン中は使用許可申請書の不備が発生したが、現在は、そのようなことが起きないように、2 名体制にしている。」

（10）利用料金の徴収時期および未収金の管理方法（意見）

（ア）平成 19 年度監査の監査結果要約

①利用料金の徴収について、貸倒れリスクの回避および債権管理事務の削減のため、少なくとも、利用前の支払いを徹底すべきであり、県は、条例、規則、または少なくとも指定管理者との協定書において、前納を前提とした貸切利用の徴収時期を定めるべきである。

②後払いを認めている現状においては、発生している未収金について、組織として当該債権に係る管理簿を作成し、管理すべきである。（平成 19 年度監査報告書 P.90）

（イ）平成 20 年度措置の内容（宮城県公報）

①利用料金の徴収については、指定管理者とそのあり方を検討していく。

②未収金の管理の徹底を図るよう指定管理者を指導していく。（宮城県公報 2009 号 P.19）

（ウ）今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「利用料金について、利用日当日の徴収を原則としているため、未収入金は発生しない。後払いが発生するのは、数日間利用する場合のみであり、その際は最終日に清算してもらっている。」

(11) 徴収簿の作成義務(結果)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

指定管理者は宮城県長沼ボート場使用料徴収事務処理要領第 4 条に規定されている徴収簿を作成していない。使用料の徴収状況を明確にするためにも、徴収簿の作成が必要である。(平成 19 年度監査報告書 P.91)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

使用料徴収簿の作成について、指定管理者を指導していく。(宮城県公報 2009 号 P.19)

(ウ)今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「現在は、手書きの現金出納帳を作成し、所長が記入し、女性の事務担当者がチェックするという体制をとっている。いずれは会計ソフトを導入することを検討しているが、現段階では資金的に余裕がない。」

(12) 領収書の管理(結果)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

①領収書の不正発行防止の観点から、領収書を金庫に保管するとともに、領収書を発行した時は、上席者であるボート場所長の事後承認が必要である。

②領収書の不正発行防止の観点から、領収書の連番管理および領収書綴りの受払管理簿による管理を行う必要がある。

③領収書に訂正あるいは施設利用のキャンセルによる利用料返還時に領収書控えのみが保管され、無効処理した領収書が綴りに添付されていないものも散見された。

領収書および領収書控えに訂正印または使用済印が付され、両者をホチキス留めし、領収書綴りに保管するなど適切な無効処理を徹底する必要がある。(平成 19 年度監査報告書 P.91)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

①②③領収書を適正に管理していくよう指定管理者を指導していく。(宮城県公報 2009 号 P.19)

(ウ)今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「現在、一般の手書き領収書を使用しており、利用申請書の中身と照らし合わせ、問題がなければ、発行者の印鑑を押すという流れで領収書が発行されている。受払管理簿は特に作成していない。領収書の誤記入はあるものの、施設利用後に支払い、領収書を発行する仕組みであるため、施設利用のキャンセルによる領収書の無効処理は発生していない。」

(13) 通帳および銀行印の管理(意見)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

同施設では事務室に金庫が設置されており、夜間、通帳と銀行印は金庫の中に保管されたままになっている。夜間は警備会社による警備がなされているとはいえ、盗難防止のため通帳もしくは銀行印のどちらかを所長が自宅に持ち帰る等の対策が必要である。(平成 19 年度監査報告書 P.92)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

より安全な方法がとれるか指定管理者と検討していく。(宮城県公報 2009 号 P.20)

(ウ)今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「通帳は通常、管理事務所内の金庫に保管している。所長が銀行印を常時携帯しており、勤務終了後は持ち帰っているため、銀行印と通帳が一緒に金庫に保管されるということはない。また、金庫を解錠できるのは所長のみである。」

(14) 利用期間および時間の変更(意見)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

①現行の利用時間については、正規職員に多大の時間外勤務を強いることとなっており、正規職員の勤務体制については無理のない制度設計とすべきである。

②11 月から 4 月までの期間は、ボート場の利用者がほとんどなく、地元高等学校ボート部がトレーニング室を利用する程度であるため、同期間中の閉鎖を検討する必要がある。これにより人件費、水道光熱費などの経費が 1～2 百万円程度削減されると思われる。(平成 19 年度監査報告書 P.92)

(イ) 平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

①正規職員が適切な勤務体制となるよう指定管理者に確認、指導していく。

②冬期間の施設閉鎖については、利用者の状況を踏まえながら、検討していく。

(宮城県公報 2009 号 P.20)

(ウ) 今回の監査時点における状況

①現在も、シーズン中や大会時は、職員の時間外勤務が発生するが、残業手当は支給されていない。サービス業であるため、利用者の利用状況に合わせて勤務しなくてはならないのが現状であるが、シーズン中に時間外勤務が発生している分、オフシーズン時の勤務時間を減らすなどして調整している。具体的には、通常月曜のみが休日のところ、オフシーズン時は月火を休日とし、勤務時間も通常 8 時 30 分から 17 時のところ、9 時から 16 時としている。

②オフシーズン時も閉鎖はしていない。

(15) 請求対象となる利用時間の捉え方(結果)

(ア) 平成 19 年度監査の監査結果要約

①現状では、大会でボートコース等を使用する場合、昼休みの 2 時間を利用時間としてカウントせず、当該時間分は請求の対象外としている。しかし、大会の場合、昼休みに他の人が利用することは現実的に不可能であり、係る時間は大会開催に不可欠な時間として、利用時間と捉え請求すべきである。

②当ボート場の利用時間について、その利用時間が 1 時間未満の場合、現状では 0.5 時間といった時間を 1 時間として請求する場合と実績どおり 0.5 時間として請求する場合があります、その運用に統一性がない。公平性の観点から、請求する時間の捉え方を再度明確にし、統一的な運用を図るべきである。(平成 19 年度監査報告書 P.93)

(イ) 平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

①大会等での実際の利用状況を踏まえて、適切な利用料金徴収を行うよう、指定管理者を指導していく。

②条例に基づき、1 時間未満の利用料金は 1 時間に切り上げるよう、指定管理者に確認・指導していく。(宮城県公報 2009 号 P.20)

(ウ) 今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

- ① 「何時から何時まで施設を利用したかで料金を徴収しているため、昼休み時間も料金を徴収している。」
- ② 「利用時間が1時間に満たない場合でも、料金は1時間使用したものとして徴収している。」

(16) 利用人数の不適切な集計(結果)

(ア)平成19年度監査の監査結果要約

利用者がボート利用料とコース利用料を支払った場合、利用者はそれぞれ1名、合計利用者2名と計算して県に報告しているが、このようなケースでは実際の利用者1名とすべきである。誤った情報が県に報告されると、これに基づいて誤った意思決定が行われるおそれがあり、利用者数の実態を把握し、適切な報告を行うべきである。(平成19年度監査報告書 P.93)

(イ)平成20年度措置の内容(宮城県公報)

ボート及びコースの利用者については、ボート分の利用を利用者数に含めないよう、指定管理者を指導していく。(宮城県公報 2009号 P.20)

(ウ)今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「現在も、トレーニングルーム、ボート、コースと、それぞれの項目ごとに人数を集計しており、ボート及びコースの両方を利用した利用者についても、ボート利用1名、コース利用1名と別々に数えている。この報告方法は県にも了解を得ている。」

(17) 指定管理者自主事業の不適切な報告(結果)

(ア)平成19年度監査の監査結果要約

指定管理者が県に提出した事業報告書等によると、平成18年度指定管理者が自主事業として実施した2事業については、利用状況報告書上は自主事業ではない一般の貸切使用扱いとなっている。当該2事業は通常の利用料を徴収しているので、「指定管理者自主事業」の「利用料金体系」欄に記載すべきである。県においても、このような提出された資料間の不整合については、審査においてチェックされるべきであり、誤りが発見された場合には是正を求めるなど、適切な対処を講ずるべきである。(平成19年度監査報告書 P.94)

(イ)平成20年度措置の内容(宮城県公報)

利用状況報告書に適切に区分して記載するよう、指定管理者を指導していく。また、資料間の不整合があった場合には是正を求めていく。（宮城県公報2009号P.20）

（ウ）今回の監査時点における状況

現在、利用状況報告書には「指定管理者自主事業」として適切に区分して記載されている。また、指定管理者が現在行っている自主事業は備品貸与のみで、それ以外の自主事業収入はない。

（18）資産の所有権の管理（結果）

（ア）平成19年度監査の監査結果要約

①当施設には、県所有のほか、他所有の備品が混在している。管理責任のある県所有物の把握の観点から、現物の所有権の明確化、具体的にはラベルの貼り付けの徹底の必要がある。

②登米市、佐沼高等学校および仙台大学所有の預かり資産および指定管理者に帰属する資産についても、県保有分と同様の管理、すなわち預かり資産台帳の作成および定期的な実地たな卸しが必要である。（平成19年度監査報告書P.94）

（イ）平成20年度措置の内容（宮城県公報）

①備品等の所有が明確に確認できるように管理の徹底について、指定管理者を指導していく。

②預かり資産台帳の作成について指定管理者と協議していく。（宮城県公報2009号P.20）

（ウ）今回の監査時点における状況

「備品・重要物品一覧表」に記載された県所有備品の一部について現物確認をしたところ、宮城県ボート協会が指定管理者になる以前からあった備品の一部には備品番号が記載されたラベルが添付されていなかった（例：「放送通信施設」）。この点に関し、指定管理者は、今後は、備品の管理及び現物確認を徹底していく方針とのことである。

また、指定管理者側で預かっている備品については、現在は、登米市の表彰台と、佐沼高等学校の備品のみである。これらの備品については、指定管理者側で一切管理しておらず、置き場所だけを提供している状態である。

（19）実地たな卸しの実施および県への報告（結果）

（ア）平成19年度監査の監査結果要約

宮城県長沼ボート場指定管理者基本協定書第18条第7項の規定に基づき、県

有資産の適切な維持管理状況の確認および資産流用の防止のため、毎年度3月末での現物照合の実施および県への結果報告をすべきである。また、県も「県に帰属する物品」の実地たな卸しについて指定管理者から未報告の場合には、早急に実地たな卸しを行うように指示し、適時に県への報告を促す等の対応をすべきである。（平成19年度監査報告書 P.94）

(イ)平成20年度措置の内容(宮城県公報)

実地棚卸しを適切に実施するように指定管理者を指導する。（宮城県公報2009号 P.21）

(ウ)今回の監査時点における状況

指定管理者は毎期、年度末(3月末か4月初め)に備品の実地たな卸しを行っている。水上にある備品については、年度末に確認するのではなく、点検時など日常的に確認を行っている。今後、青色申告者の申請をする予定であるため、これまで行っていなかった印紙・切手等の細かい物品についても、棚卸しを徹底していく方針との回答を指定管理者から得たことから、実地たな卸しについては、今回の結果報告書の指摘事項に含めないこととする。

(20) 陳腐化資産の早期処分(意見)

(ア)平成19年度監査の監査結果要約

平成19年7月19日に同施設に往査したところ、使用停止後30年以上経過する使用不可能な県有の木製ボート4艇が屋外に放置されていた。使用不可能になった資産が長期間放置されていることは、資産管理および資産整理の点で好ましくない。また、廃棄にかかる費用は多額ではないことから、早期に処分することが望まれる。（平成19年度監査報告書 P.95）

(イ)平成20年度措置の内容(宮城県公報)

木製ボートの廃棄について、予算措置を検討する。（宮城県公報2009号 P.21）

(ウ)今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「古いボートはすべて廃棄した。県所有のボートも古くなると協会に払い下げとなるため、処分費用はすべて指定管理者側で負担している。」

(21) 消防法上の危険物の適切な管理(結果)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

消防法では、指定数量以上の危険物は、市町村の許可および危険物の貯蔵庫の設置並びに危険物取扱者の免許の保有が必要とされているが、同施設では大会が開催される時期は危険物が指定数量を超えているものの、市町村の許可および貯蔵庫の設置並びに危険物取扱者の免許の保有がなされていない。法令遵守および安全上の観点から、消防法の規程に従い、市町村の許可、貯蔵庫の設置、危険物取扱者免許保有者の設置の必要がある。(平成 19 年度監査報告書 P.95)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

危険物貯蔵の実態を踏まえ、消防法の規定に基づく対応を適切に行っていくよう指定管理者を指導していく。(宮城県公報 2009 号 P.21)

(ウ)今回の監査時点における状況

現在もガソリン貯蔵庫はなく、艇庫にガソリンの入ったタンクを保管している状況であるが、消防法の規程に従い、保管する燃料を 200 リットル未満にしている。また、現在 2 名の危険物取扱者免許保有者がいる。詳細は、P.115「4.ガソリン貯蔵庫の必要性【指摘 8】」参照。

(22) 貸与ボートの適切な管理(結果)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

①平成 19 年 7 月現在、石巻工業高等学校等に利用料を徴収しないで貸与しているボートについて、利用料に関する規程を作成の上、利用料を徴収すべきであると思料する。

②当該貸与に際し、返却時期の決定や受領書の入手および貸与の記録がなされていないため、県有資産の保全の観点から、返却時期の決定、借主からの受領書の入手およびその旨の台帳への記載を徹底すべきである。

③指定管理者は当該資産の貸与に際し県への申請は行っていない。宮城県長沼ボート場指定管理者基本協定書第 18 条第 8 項の規定により、貸与に際しては県への承認申請を行う必要がある。(平成 19 年度監査報告書 P.95)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

①ボートの貸与について事務手続きを行わせるよう指定管理者を指導していく。

②ボートの貸与に係る必要書類の作成について、指定管理者を指導していく。

③協定書に基づき必要な手続きを行っていくよう指定管理者を指導していく。(宮城県公報 2009 号 P.21)

(ウ) 今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「現在は、通年でボートの貸与は実施しておらず、大会時や長期合宿の学生に対しボートの貸出しを行っているのみである。貸出規程があり、それに基づき、料金を徴収している。」

(23) 施設の維持管理計画の県への提出(結果)

(ア) 平成 19 年度監査の監査結果要約

指定管理者は、施設・設備、物品および敷地の維持管理は外部業者に委託しており、維持管理計画の立案および仕様書の県への提出はなされていない。宮城県長沼ボート場指定管理者運営業務仕様書第5条第5項の規定に基づき、指定管理者の責任において自ら維持管理計画の立案を行い、県への仕様書の提出が必要である。また、県も未提出の場合には、適時に指定管理者から維持管理計画の立案および県への仕様書の提出を促す等の対応をすべきである。(平成 19 年度監査報告書 P.96)

(イ) 平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

業務仕様書に基づき、適切に維持管理計画等を作成するよう指定管理者を指導し、平成 19 年度から対応した。(宮城県公報 2009 号 P.21)

(ウ) 今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「維持管理計画の見直しは、毎年行われており、毎年県に、必要な備品(救命艇が足りない等)や修繕必要箇所(栈橋の修繕、事務所の屋根の陳腐化など)について報告をしている。」

(24) ライセンス取得費用の指定管理者負担(結果)

(ア) 平成 19 年度監査の監査結果要約

平成 18 年度の財務諸表の負担金総額 237 千円のなかに宮城県ボート協会会員 2 名分のライセンス取得費用も含まれている。この 2 名については、管理業務自体を行っていないため、管理業務上の直接的な必要性は認められず、指定管理者が負

担すべき合理的理由がない。（平成19年度監査報告書 P.96）

(イ) 平成20年度措置の内容(宮城県公報)

記載なし。

(ウ) 今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「当時のライセンス取得費用は指定管理者が全額を負担したわけではなく、4分の1のみであり、それ以外はライセンス取得者の個人負担であった。ボート場は、指定管理者1名のみがライセンスを持っていればよいというわけではなく、救助に向かう者も免許は必要である。また、ボートコースに生えている蓮の刈り取り作業やその他の管理業務を行うにも、免許がなければ実施不可能である。従って、当時のボート協会会員のライセンス取得費用の負担は、目的外使用には該当しないと認識している。それ以降は、震災後に義援金でモーターボートの運転者のライセンス取得費用を負担したのみであり、近年ではライセンス取得費用の負担は行っていない。」

(25) 指定管理施設の範囲の明確化(意見)

(ア) 平成19年度監査の監査結果要約

宮城県長沼ボート場指定管理者基本協定書により、ボート場自体は指定管理業務の対象施設である旨が記載されているが、ボート場の敷地範囲が記載されておらず、不明確である。県は指定管理者に対して、協定書に図面を添付するなどにより、対象となる敷地の範囲を明確に伝えるべきである。（平成19年度監査報告書 P.96）

(イ) 平成20年度措置の内容(宮城県公報)

指定管理施設の図面は、募集要項の資料として指定管理者に提示しているが、協定書への添付については、次期指定管理者との協定において、検討していく。（宮城県公報 2009号 P.21）

(ウ) 今回の監査時点における状況

実際に協定書を閲覧したところ、協定書に図面が添付されているものの、指定管理の範囲は明確に示されていない。

(26) 施設の鍵の厳重管理(意見)

(ア) 平成19年度監査の監査結果要約

①指定管理者と佐沼高等学校との施設管理責任に関する取決めにより、部長が鍵を使用した場合には使用時間管理簿に使用履歴を記載することとなっているが、使用時間や使用者名の記入漏れが散見された。使用時間管理簿を漏れなく正確に記載すべきである。

②休館日等に登米市職員が自市所有ボートを使用する場合に備えるため市職員も鍵を保有している。指定管理者と登米市の間には施設管理責任に関する取決めはなされていないが、施設の管理責任を明確にするため、使用時間管理簿を記載すべきである。

③宮城県佐沼高等学校ボート部長および登米市職員がボート場施設の鍵を保有している一定の理由はあるものの、鍵は施設管理にとって極めて重要なものであり、責任の所在を明確にするために指定管理者のみが鍵を厳格に管理することが望まれる。（平成19年度監査報告書 P.97）

（イ）平成20年度措置の内容（宮城県公報）

- ①使用時間管理簿の適切な作成の徹底について、指定管理者を指導していく。
- ②使用時間管理簿を適切に作成していくよう、指定管理者を指導していく。
- ③指定管理者による鍵の厳格な管理のため、使用時間管理簿の記載を徹底していくよう指定管理者を指導していく。（宮城県公報 2009 号 P.22）

（ウ）今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「現在は、指定管理者のみが鍵を保管しており、佐沼高等学校には必要な時だけ鍵を貸し出している。以前は登米市がボート場を管理していたため鍵を保有していたが、現在、登米市の職員はボート場の鍵を保有していない。」

（27）個人情報の施錠管理（意見）

（ア）平成19年度監査の監査結果要約

使用申請書等の個人情報が記載されている資料は施錠していない事務室のロッカーに保管されている。個人情報が記載されている資料は施錠管理すべきである。（平成19年度監査報告書 P.97）

（イ）平成20年度措置の内容（宮城県公報）

指定管理施設の図面は、募集要項の資料として指定管理者に提示しているが、協定書への添付については、次期指定管理者との協定において、検討していく。（宮城県公報 2009 号 P.22）

(ウ) 今回の監査時点における状況

現在の状況について指定管理者に確認したところ、個人情報に記載されている資料は、鍵付きのロッカーで保管されているとのことであり、平成19年当時の状況は改善されている。

(28) 利用者ご意見箱の設置(結果)

(ア) 平成19年度監査の監査結果要約

宮城県長沼ボート場指定管理者基本協定書第14条の規定により、指定管理者は顧客アンケートの状況およびその対応方針・結果について、毎月、県に報告することとしているが、同施設には利用者からの意見を把握する手段が取られていない。県は指定管理者に対して受付窓口に利用者ご意見箱を設置すること、アンケート調査を行うことなどを指導すべきである。(平成19年度監査報告書 P.97)

(イ) 平成20年度措置の内容(宮城県公報)

協定書に基づき、顧客アンケート用紙を適切に作成し、備え付け、結果を報告するよう指定管理者を指導していく。(宮城県公報 2009号 P.22)

(ウ) 今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況を指定管理者へ質問した。その結果、以下の回答を得た。

「利用者アンケートを実施しており、現在まで特にクレームはなかった。」

第7章. 宮城県ライフル射撃場(nexライフル射撃場)

1. 施設の概要

(1) 施設の概要

宮城県ライフル射撃場は、エアライフル、スモールボアライフル、ビームライフルといったライフル射撃競技のための施設である。宮城県で第9回東北相当体育大会(昭和57年8月)が開催されるのを機会に、石巻市沢田字金山に、総工費1億3千8百万円をかけて設置された。その後第56回国民体育大会(平成13年)が開催されることに伴い、総工費9億9千万円をかけて施設の改修が行われた。



写真1 エアライフル射撃場

III. 今回の監査結果

第7章. 宮城県ライフル射撃場（n e x ライフル射撃場）



写真 2 ビームライフル射撃場

施設名		宮城県ライフル射撃場
施設所在地		宮城県石巻市沢田字金山51-1
根拠条例		ライフル射撃場条例
設置目的		スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達と福祉の増進に資するため。
開設		昭和57年8月
施設詳細	エアライフル射撃場	<ul style="list-style-type: none"> ・面積 1,626.20平方メートル（延床面積1,645.41平方メートル） ・構造 屋内、鉄骨造、平屋建（覆道式） ・概要 26射座、会議室兼ビームライフル射場（14射座）、事務室、更衣室、選手控室、銃器修理室、銃器保管室、審査室、温水シャワー室
	スモールボアライフル射撃場	<ul style="list-style-type: none"> ・面積 1,094.00平方メートル（延床面積1,142.97平方メートル） ・構造 屋外（エアライフル兼用部分屋内化）、鉄骨造、平屋建（パツル式） ・概要 26射座、事務室、更衣室、選手控室、銃器手入室、審査室
利用時間		<p>利用時間は、土日祝日のみで、平日は通常閉館している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土曜日・祝日：9時～12時 （但し、団体利用等事前申込の場合は、この限りではない。） ・日曜日：9時～17時 <p>利用受付は、午前12時まで （但し、団体利用等事前申込の場合は、この限りではない。）</p>

Ⅲ. 今回の監査結果

第7章. 宮城県ライフル射撃場（n e x ライフル射撃場）

(2) 指定管理者及び指定管理料

公の施設の名称		宮城県ライフル射撃場		
指定管理者の名称		宮城県ライフル射撃協会		
募集方法		公募		
基本協定の内容	対象年度・ 指定管理料(税込)	平成31年度	5,491,000円	
		令和2年度	5,550,000円	
		令和3年度	5,550,000円	
		令和4年度	5,550,000円	
		令和5年度	5,550,000円	
		合計	27,691,000円	
協定期間		平成31年4月1日～令和6年3月31日		
当該年度の協定内容及び実績	協定日・協定金額	平成31年3月11日	5,491,000円	
		令和2年3月31日	5,806,600円	
	協定期間		平成31年4月1日～令和2年3月31日	
	業務完了報告年月日 事業報告年月日	令和2年5月31日		
支出済額		5,806,600円		

(3) 指定管理者選定理由

県は、「当該団体は、現管理者として管理運営の実績と必要な経験・知識を有し、全日本クラスの競技大会の誘致に成功して施設の利用促進を積極的に行うなど、今後も適正かつ確実な維持管理が見込まれるとともに、施設の効用を最大限に引き出した利用促進活動や、施設利用者としての視点を踏まえた充実したサービスの提供が期待できると評価された。」との理由から、平成30年12月18日に、宮城県ライフル射撃協会を宮城県ライフル射撃場の指定管理者に指定した。

Ⅲ. 今回の監査結果

第7章. 宮城県ライフル射撃場（n e x ライフル射撃場）

2. 比較財務諸表

(1) 射場管理費収支決算

(単位:千円)

科目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
前年度繰越金	469	17	55
補助金	259	269	227
射撃使用料収入	2,048	2,747	2,276
宮城県委託費(第1四半期)	2,000	2,000	2,000
宮城県委託費(第2四半期)	1,200	1,200	1,200
宮城県委託費(第3四半期)	1,200	1,200	1,222
宮城県委託費(第4四半期)	1,050	1,050	1,069
宮城県委託費(第4四半期)減額補填分	-	-	316
収入合計	8,227	8,484	8,365
人件費(出役費)	737	617	724
交通費	771	569	757
保険料	5	5	8
人件費計	1,513	1,191	1,489
光熱費	3,013	3,146	3,136
電気代	2,884	3,020	3,002
水道代	101	100	108
ガス代	29	27	27
委託料	1,236	1,246	1,258
芝管理業務	300	300	300
NHK受信料	25	25	25
ゴミ処分料	-	-	25
修繕費	152	286	126
施設管理費計	4,726	5,003	4,870
消耗品	1,663	1,829	1,293
通信費	306	344	371
雑費(会費等)	13	61	12
事業運営費計	1,982	2,234	1,676
翌年度繰越額	6	55	331
支出合計	8,227	8,484	8,365

(主な科目内容、増減内容等)

イ) 補助金の内容は、「原子力立地交付金」である。

Ⅲ. 今回の監査結果

第7章. 宮城県ライフル射撃場（n e x ライフル射撃場）

(2) 自主事業収支決算

(単位:千円)

収入の部	平成29年度	平成30年度	令和元年度
前年度繰越	5	-	3
射撃教習費	60	70	-
技能検定	-	-	34
空気銃保管料	54	18	63
その他雑費	89	3,104	70
合計	208	3,192	169

(単位:千円)

支出の部	平成29年度	平成30年度	令和元年度
教習等謝金	30	30	45
射場使用料	6	7	8
消耗品	152	3,142	66
通信費	11	9	7
雑費	-	4	20
繰越	9	0	23
合計	208	3,192	169

3. 施設の利用状況

(1) 施設利用状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
スモールボアライフル	78件 133人 233,600円	47件 116人 185,200円	34件 91人 191,800円
エアーライフル	414件 769人 820,240円	430件 1,236人 1,341,530円	349件 608人 796,560円
ビームライフル・ビームピストル	569件 1,446人 846,380円	459件 1,386人 866,860円	636件 1,488人 1,125,780円
会議室	3件 26人 8,000円	2件 2人 4,000円	- - -
温水シャワー	- - -	9件 85人 13,920円	8件 72人 11,800円
冷暖房施設	17件 548人 140,000円	29件 1,556人 314,400円	22件 1,074人 199,400円
合計	1,081件 2,922人 2,048,220円	976件 4,381人 2,725,910円	1,049件 3,333人 2,325,340円

4. 競技用備品の更新について【意見 20】

本施設において実施可能な競技には、ビームライフル射撃（光線銃使用、距離 10m、14 射座）、エアーライフル射撃（空気銃使用、距離 10m、26 射座）、スモールボアライフル射撃（小口径ライフル銃使用、距離 10m 及び 50m、26 射座）がある。

本施設における指定管理料収入を除けば、主要な収入は射撃使用料収入であり、これに大きく貢献しているのが各種大会である。実際に、本施設は東北ライフル射撃選手権大会や全日本ライフル射撃選手権大会等の会場となっている。

今回の監査において、大会に使用する本施設の競技用備品について検討した。その結果、電子標的について、エアーライフル射撃場は、本施設の 26 射座分すべてに対応する数が購入されていたが、スモールボアライフルの電子標的（50m）は、本施設の 26 射座分に対し、7 個のみであった。

この点、スモールボアライフル射撃の大会開催にあたり十分な数の電子標的の数を確保できておらず、主要な大会開催の障害となっている。実例として、指定管理者担当者へのヒアリングを実施したところ、令和 2 年度に本県開催の東日本ライフル射撃競技選手権大会が開催される予定であったが、電子標的の不足により、令和 5 年度開催へと変更となったとのことである。また、仮に令和 5 年度開催とする場合でも、毎年 6 月開催の大会

であり、事実上令和4年度には26射座に対応する電子標的の購入を完了としなければならないとのことである。

本施設の建物としての機能（スモールボアライフル50m26射座）に対し、必要備品が7射座分しか確保できておらず、本来受入可能な大会を開催できていない状況は、とても本施設の有効的な活用ができていないと言いがたい状況である。射撃使用料収入が増加すれば結果として指定管理料の低減にもつながる可能性もあり得るのだから、県は電子標的を追加購入した場合としない場合におけるコスト、効果の対比シナリオを作成し、その可否を検討すべきである。

5. 備品の明確な管理について【指摘10】

本施設における備品には、大別して県が無償で指定管理者に貸与する備品、指定管理者が所有する備品の2種類がある。うち、前者は協定書別紙に記載の備品一覧表を基礎として作成された「宮城県ライフル射撃場備品一覧」、後者は指定管理者が作成する「備品台帳」に記録されている。

ここで、今回の監査において、施設に存在する備品の実物を確認した。その結果、1備品について下記のとおり状況である事が判明した。

① ビームライフル12本（「宮城県ライフル射撃場備品一覧」）

現物を確認したものの、備品番号等の記載が見受けられず、「宮城県ライフル射撃場備品一覧」と同一の資産か確認できなかった。

なお、指定管理者担当者によると、県担当課から備品番号を記載した貼付用の備品整理表を送付するとのことであったが、今回の監査時点においてはまだ送付されていないとのことであった。

備品の所有権及び管理責任を明確にするため、各備品には管理資料と一致する記載の備品整理表を貼り付けるなど、管理表と備品の実物の関係性を明確にすべきである。

6. 平成19年度包括外部監査

宮城県の平成19年度包括外部監査「教育委員会所管を中心とした公の施設の運営状況について」（以下、本章において「平成19年度監査」とする）において、宮城県ライフル射撃場が監査対象となっている。

平成19年度監査の監査結果に対し、県が措置を実施したものについては、平成20年度の宮城県公報（平成20年11月14日及び平成21年12月25日付）において、当該監査結果に対する措置が公表されている。

6.1. 平成19年度包括外部監査及び措置の状況

以下、平成 19 年度監査の監査結果(結果及び意見)要約、それに対する措置の状況(平成 20 年度時点)、そして今回の監査時点における状況について記載する。

なお、本「6.1. 平成 19 年度包括外部監査及び措置の状況」記載の事項は、今回の監査結果を構成するものではなく、監査結果(「結果」及び「意見」)の定義及びその判断基準は平成 19 年度監査独自のものである。また、監査結果要約は原則として宮城県公報記載の内容と同一のものであるが、県が措置を実施しておらず公報に記載されていない一部の監査結果については、平成 19 年度監査報告書の内容を今回の監査人が独自に要約したため、必ずしも当時の監査人の意図を過不足なく表現していることを保証しない。

(1) 宮城県ライフル射撃場の存在意義(意見)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

①同施設は県内唯一のライフル射撃場であるため、一定の存在意義を見出すことができるが、特殊な競技スポーツであり、利用者が限定的である現状においては、公平性の観点から県民負担(指定管理料)よりも利用者負担の比重がより多く求められるものと考えられる。(平成 19 年度監査報告書 P.101)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

①競技施設ではあるが、利用者が限定的であり、普及啓発が難しい面があるため、コスト削減や利用料金の設定について指定管理者と協議していく。(宮城県公報 2009 号 P.22)

(ウ)今回の監査時点における状況

今回の監査において、利用料金表(令和元年 10 月 1 日適用)を閲覧した。その結果、平成 19 年度監査時よりもおおむね利用料金が増加し、利用者負担の比重が一定程度多くなっていることを確認した。

(2) 利用率の向上施策(意見)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

宮城県ライフル射撃場は、収入をすべて県が徴収する使用料制を採用しているが、指定管理者に施設利用を増進させるインセンティブが働く利用料金制(施設利用者からの徴収する利用料金が直接指定管理者の収入となる)への移行を検討すべきである。(平成 19 年度監査報告書 P.101)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

記載なし。

(ウ) 今回の監査時点における状況

今回の監査において、「令和元年度射場管理費収支決算」を閲覧した。その結果、平成19年射場使用流入が指定管理者の収入として計上されており、利用料金制へ移行していることを確認した。

(3) 利用率の向上施策(意見)

(ア) 平成19年度監査の監査結果要約

①同施設の利用率は低い水準と言わざるを得ず、指定管理者は普及活動を行い、利用者を増やすべきであり、県としてもライフル射撃のさらなる普及のため、利用率について適切な目標値を設定することも一案である。

②指定管理者は、平成18年度、障害者を対象にビームライフル教室を仙台市で年1回開催しているが、年1回の普及活動ではライフル射撃人口の増加には不十分であると思料する。利用率を高めるため、普及活動の回数を増やすなどさらなる普及活動に努めるべきである。

③以上のような方策により、特定の者だけが利用する施設とならないようにすべきであり、特定の者だけが利用する施設であれば、利用者への応分の負担が求められるべきである。(平成19年度監査報告書P.102)

(イ) 平成20年度措置の内容(宮城県公報)

①当該施設は、特に安全面を重視した管理運営を前提としているので、目標値の設定等については慎重さを要するが、さらに利用拡大に努めるよう指定管理者を指導していく。

なお、指定管理者は、教習射撃場の指定を受けることにより、利用率の向上を図ることを検討している。

②ビームライフル体験会は、ライフル競技を始めるきっかけになる可能性があり、利用拡大に向けた普及啓発は今後とも継続することが必要と考えるので、指定管理者と協議していく。

③昨今の銃規制が厳しくなる状況の中、利用者を増やすことは難しさがあるが、利用拡大に向けた普及啓発を図り、その結果を踏まえた上で、利用者負担の見直しの是非を検討していく。(宮城県公報2009号P.22)

(ウ) 今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況について指定管理者担当者へのヒアリングを実施したところ、以下の回答を得た。

「過去には仙台市等においてビームライフル体験会を実施したことがあったが、そ

の後の施設利用増加に結びついておらず、現時点では再度の開催等の予定はない。」

(4) 利用料金体系の見直し(意見)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

①同施設の年間個人利用料は一般 7,000 円、高校生以下 3,500 円と格安に設定されており、例えば、一般個人が月 4 回、1 回につき 4 時間エアライフルを行った場合、年間利用料は 51,840 円と算出されるが、実際の支払いは年会費の 7,000 円で済む結果となっている。したがって、年間個人利用料を値上げする、あるいは、年間個人使用契約を廃止して時間料金制に一本化するなど、年間個人利用料の増額改定を検討すべきである。

②射撃大会を開催する場合、貸切利用となるのであるが、大半の利用者は年間個人利用料を支払っていることから、貸切利用とせず個人使用としている。その結果、貸切利用料は発生せず県への追加収入はない。個人利用者が年会費を支払っていても、貸切利用を行う場合には、他の利用者が同施設を利用できないのであるから、貸切利用料は別途徴収すべきである。(平成 19 年度監査報告書 P.102)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

①年間個人利用料等利用料金体系の見直しについて、検討していく。

②射撃大会等の貸切利用については、別途貸切料金を徴収するよう指定管理者を指導した。(宮城県公報 2009 号 P.23)

(ウ)今回の監査時点における状況

①今回の監査において現在の状況について指定管理者担当者へのヒアリングを実施したところ、以下の回答を得た。

「当時の意見は月 4 回、1 回につき 4 時間エアライフルを行った場合を想定しているが、現実としてそれだけの頻度の利用はまずなく、ほとんどの場合において年間利用料の方が本施設にとって有利である。」

②今回の監査において現在の状況を質問した。その結果、指定管理者担当者より、現在は射撃大会等の貸切利用については、別途貸切料金を徴収しているとの回答を得た。

(5) 冷暖房施設の使用料の徴収および条例の改正(意見)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

①冷暖房施設の利用は、条例により1時間につき2,200円の使用料を徴収する旨が規定されているが、過去に使用料を徴収したことはなく、指定管理者の判断で行われている。指定管理者は条例の規定を遵守し、冷暖房は施設利用者の申請があったときにのみ稼働させ、申請者からは条例に従って使用料を徴収すべきである。

②同使用料における使用料1時間につき2,200円は高すぎると考える。県は同条例を変更して、妥当な金額に変更すべきである。

③冷暖房施設を稼働させると、利用申請者以外の利用者もその恩恵を受けることになるが、現在の条例では申請者以外の受益者から使用料を徴収することは難しい。冷暖房施設の使用料を貸切使用料や個人使用料に含めて徴収することも選択肢の一つと考えらる。（平成19年度監査報告書P.103）

(イ)平成20年度措置の内容(宮城県公報)

①貸切利用時の使用申請があった場合には、適正に徴収するように指定管理者を指導した。

②冷暖房施設の使用料金の改定について、検討していく。

③冷暖房施設の使用料金を個人使用料等を含めて徴収する方法等について、検討していく。（宮城県公報2009号P.23）

(ウ)今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況について指定管理者担当者へのヒアリングを実施したところ、以下の回答を得た。

「現在は午前と午後における利用料を別途に設定し、また料金自体も増額させるなど、利用実態に応じた料金体系とし、かつ実際に徴収している。」

(6) 利用者アンケート(満足度調査)の実施方法(意見)

(ア)平成19年度監査の監査結果要約

同施設にはアンケートボックスが置かれているが、平成18年度1年間1つもアンケートは入っていなかった。その理由として、アンケート用紙には記載様式がなく白紙となっていることにも要因があると考えられる。例えば当会員に対して、アンケート項目ごとにも満足度を示す4～5段階の○を付す簡易なアンケート用紙を使用してアンケート集計を行うという方法が考えられる。（平成19年度監査報告書P.103）

(イ)平成20年度措置の内容(宮城県公報)

記載しやすいアンケートの様式について、指定管理者と検討していく。（宮城県公報2009号P.23）

(ウ) 今回の監査時点における状況

今回の監査においてアンケート用紙の様式を閲覧し、白紙ではなく記載項目が整理されていることを確認した。

(7) 領収書の管理(結果)

(ア) 平成 19 年度監査の監査結果要約

①現在使用されている同使用許可申請書兼領収書控は、使用前は連番が付されておらず、使用したものに対して番号が付されるため、連番管理が意味をなしていない。連番を付した使用許可申請書兼領収書控を使用すべきである。(平成 19 年度監査報告書 P.103)

(イ) 平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

①使用許可申請書兼領収書控の連番については、平成 19 年度から指定管理者において実施した。(宮城県公報 2009 号 P.23)

(ウ) 今回の監査時点における状況

今回の監査において、未使用の「宮城県ライフル射撃場使用許可申請書兼領収書」を閲覧した。その結果、使用前から連番が付されていることを確認した。

(8) 実地たな卸しの実施および県への報告(結果)

(ア) 平成 19 年度監査の監査結果要約

①県有財産を正しく把握するため、現物に備品整理表を貼って管理番号を付し、常に現物が実在していることが分かる状態にしておく必要がある。

②協定書の規定により、年度末に実地たな卸しを行い、県に報告するようにするほか、廃棄済等の資産および不要の資産を洗い出して、必要があれば備品・重要物品一覧表を修正する必要がある。(平成 19 年度監査報告書 P.104)

(イ) 平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

①備品整理表の添付等について、指定管理者を指導した。

②実地棚卸しの適切な実施と県への報告について、指定管理者を指導した。(宮城県公報 2009 号 P.23)

(ウ) 今回の監査時点における状況

①今回の監査において、備品の状況について検討した。

検討内容は P.144「5.備品の明確な管理について【指摘 10】」参照。

②今回の監査において現在の状況を質問した。その結果、県担当者より、現在は実地棚卸しの適切な実施と県への報告について適切に実施されているとの回答を得た。

(9) 貸与ライフルの適切な管理(結果)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

①県から受領している備品・重要物品について貸与する場合には、預り証等を徴収すべきである。

②協定書の規定に基づき、貸与する場合には、県の承認を受ける必要がある。
(平成 19 年度監査報告書 P.104)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

①預り証等を徴収するよう指定管理者を指導した。

②貸与の際の県の承認については、協定書に基づき適正な対応を行うよう指定管理者を指導した。(宮城県公報 2009 号 P.24)

(ウ)今回の監査時点における状況

今回の監査において、県から受領している備品・重要物品について貸与する場合における「借用書」を閲覧しその存在を確認した。

(10) 委託管理業務の再委託に関する県の承諾(結果)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

県は指定管理者が清掃、警備等個々の具体的な業務を第三者に委託する場合には、協定書の規定により、具体の委託内容、例えば契約の条項、契約金額等を記載した書面か、それらが含まれている契約書案の提出を指定管理者に求めるべきである。(平成 19 年度監査報告書 P.104)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

協定書に基づき、適正な処理を行っていく。(宮城県公報 2009 号 P.24)

(ウ)今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況について県担当者へのヒアリングを実施したところ、以下の回答を得た。

「協定書の規定に基づき、現在は指定管理者から再委託承認申請の提出を受け、内容確認の上、承認している。」

(11) 委託管理業務の仕様変更に関する県の承諾(結果)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

宮城県ライフル射撃場指定管理者基本協定書別記 1 において、各業務の仕様を定めているが、以下については守られていない。

イ. 浄化槽維持管理業務のうち汚泥処理が 30 m³となっているが、現状は 8 m³となっていた。

ロ. 清掃業務(射場クリーニング、カーペットバキューミング、畳バキューミングおよびトイレ清掃)は年 12 回となっているが、現状は年 6 回となっていた。また、窓ガラス清掃は年 4 回となっているが、現状は年 2 回となっていた。

県で業務範囲を定めて指定管理者を公募している以上、その仕様書に従った管理をする必要があり、協定書違反と言わざるを得ない。指定管理者は協定書に則った施設管理をすべきである。また、県は指定管理者が協定書どおりに施設管理を行っていることを確認すべきである。(平成 19 年度監査報告書 P.105)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

記載なし。

(ウ)今回の監査時点における状況

今回の監査において現在の状況について県担当者へのヒアリングを実施したところ、以下の回答を得た。

「現在は仕様書を見直し、「事業計画」により「指定管理者が直接維持管理を行うことを原則とし」、再委託する業務については、「業務再委託申請書」を提出してもらい、県が承認の上、施設の維持管理を行っている。」

(12) 委託管理業務に関する見積書の日付記入(意見)

(ア)平成 19 年度監査の監査結果要約

指定管理者はすべての委託管理業務において 2 社の相見積りを行っているが、日付が入っていない見積書が数件見受けられた。委託業者から見積りを徴収するにあたって、指定管理者は日付が入った見積書を徴収すべきである。(平成 19 年度監査報告書 P.105)

(イ)平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

日付の入った見積書を徴収するよう指定管理者を指導していく。（宮城県公報 2009 号 P.24）

(ウ) 今回の監査時点における状況

今回の監査において、令和元年度の委託業務契約からサンプルを抽出し見積書を閲覧した。その結果、日付の入っていない見積書が見受けられた。

(13) 委託管理業務に関する工事請負契約書の訂正手続の不備（結果）

(ア) 平成 19 年度監査の監査結果要約

A 社に委託している芝管理業務委託業務 415 千円について、当初の工期は「完成:平成 18 年 3 月 31 日」となっていたが、「完成:平成 20 年 3 月 31 日」と手書き訂正されていた。また、当初の支払方法は第 1 回、第 2 回とだけ記載されていたが、第 1 回を毎年 8 月末日に第 2 回を毎年 2 月末日に手書き訂正されていた。これらの訂正は、両方とも契約相手先の契約担当者である主任の印鑑のみで行われていた。特に工期については請負代金が 1 年分か 3 年分かという非常に重要な訂正であるため、当初の契約書の捺印である A 社の代表取締役印にて訂正が行われるべきである。（平成 19 年度監査報告書 P.105）

(イ) 平成 20 年度措置の内容(宮城県公報)

契約書の適切な訂正処理について指定管理者を指導していく。（宮城県公報 2009 号 P.24）

(ウ) 今回の監査時点における状況

今回の監査において、令和元年度の委託業務契約からサンプルを抽出し契約書を閲覧した。その結果、同様の事象は見受けられなかった。

6.2. 今回の監査結果

以下は、前述の措置の内容及び、今回の監査時点における状況に対する、今回の監査結果である。

なお、平成 19 年度監査当時から 10 年以上が経過し、当時の指摘内容及び措置の状況が必ずしも現状に合致するとは限らないことから、措置の内容及び今回の監査時点における状況の不備等について、重要度や措置を実施し得ない理由等を総合的に勘案して指摘しており、網羅的に指摘するものではない。

6.2.1. 「委託管理業務に関する見積書の日付記入」に対する措置について【指摘 11】

平成 19 年度包括外部監査結果「委託管理業務に関する見積書の日付記入(意見)」

Ⅲ. 今回の監査結果

第7章. 宮城県ライフル射撃場（n e x ライフル射撃場）

（上記 P. 151 参照）における、「指定管理者は日付が入った見積書を徴収すべきである」という監査結果に対し、県は平成 20 年度の措置の内容として、「日付の入った見積書を徴収するよう指定管理者を指導していく」としていた。

この点、今回の監査において、令和元年度の委託業務契約からサンプルを抽出し見積書を閲覧した。その結果、建築物維持管理業務の見積書について、日付の記入が見受けられなかった。

当該契約は、見積金額（税抜）が 5,020,000 円であり、本施設の委託業務契約の中でも最大規模のものである。このような重要な契約にもかかわらず、当時の監査結果及び措置の状況に反している事実は、包括外部監査結果を軽視していると指摘せざるを得ない。

見積書という1論点に留まらず、県の包括外部監査に対する意識への改善が必要である。

第8章. 宮城県クレー射撃場

1. 施設の概要

(1) 施設の概要

宮城県クレー射撃場は、狩猟者に対して鳥獣保護管理法に基づく試験や各種研修等を行うとともに、射撃の実射を行うことにより、狩猟の知識及び技能を習得し、狩猟事故の防止と鳥獣保護思想の普及啓発に役立てるために建設された。

射撃施設としては、トラップ射撃場が 1 面、スキート射撃場(ラビット射撃場併用)が 1 面、トラップ・スキート併用射撃場が 2 面あり、社団法人日本クレー射撃協会の公認検定(AAA～国際大会の開催も可能)を取得しており、全国でも有数の射撃場となっている。



写真 1 宮城県クレー射撃場外観



写真 2 射撃施設

施設所在地	宮城県柴田郡村田町大字足立字大平山1-24	
敷地面積	327,062㎡	
施設概要	研修施設	管理棟: 木造平屋建597㎡(大研修室、小研修室、事務室ほか)
	射撃施設	トラップ射撃場 1面
		スキート射撃場 1面
		トラップ・スキート併用射撃場 2面
	その他	附属棟
駐車場 102台分		
観客広場		
多目的広場		

(2) 指定管理者及び指定管理料

指定管理者: 一般社団法人宮城県猟友会

指定管理料: なし

(3) 指定管理者選定理由

県は、「クレール射撃場は特殊な環境のもとに管理者は射撃に関する経験を有し、かつ、射撃に伴う危害の防止のために必要な知識を有している者が求められ、高度な知

識と経験及び必要な免許・資格が必須となる。現指定管理者にはこうした高い専門性を持った経験豊かなスタッフが揃い、安全な環境を作り上げるなど、安定的な管理運営を行ってきた。また、当該団体は利用料金制により管理運営費を賄う計画で、指定管理料の支出はなく、自主計画の射撃大会を誘致・開催し事業収益を上げ、それを指定管理費に充てる努力を積極的に行うなど、指定管理者としてふさわしい団体と評価された。」との理由から、一般社団法人宮城県猟友会を、宮城県クレー射撃場の指定管理者として選定した。

2. 比較財務諸表

(1) 収支計算書

(単位:千円)

科目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1 利用料金収入	24,863	25,111	22,718
①標的売上収入	20,114	20,224	18,033
②射撃場使用料収入	2,003	2,081	1,927
③研修室使用料収入	186	230	223
④仮受消費税	2,047	2,065	2,000
⑤雑収入	512	510	535
2 自主事業収入	2,451	2,548	2,051
①販売品売上収入	317	279	76
②射撃大会参加料	790	940	755
③教習射撃受講料	850	775	725
④技能講習受託収入	494	555	494
3 特定預金取崩収入	-	-	5,122
当期収入合計(A)	27,314	27,660	29,891
前期繰越収支差額	3,409	5,391	2,543
収入合計(B)	30,723	33,050	32,434

Ⅲ. 今回の監査結果

第8章 宮城県クレール射撃場

(単位:千円)

科目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1 人件費	12,892	13,576	17,953
①職員給料手当	7,440	7,718	6,805
②プーラー賃金	4,045	4,312	4,475
③福利厚生費	1,136	1,253	1,192
④退職給与引当預金支出	272	294	5,482
2 施設管理費	3,410	3,937	4,146
①委託費	1,790	1,762	1,759
②光熱水料費	1,125	1,332	1,516
③修繕費	-	408	-
④車両費	416	387	571
⑤負担金	48	48	48
⑥機械器具・備品購入費	31	-	252
3 事業運営費	7,313	9,089	7,236
①標的購入費	4,684	6,164	4,458
②賃借料	74	74	74
③通信運搬費	298	298	310
④会議費	53	37	26
⑤旅費交通費	89	230	287
⑥傷害保険料	176	162	168
⑦消耗品費	202	208	220
⑧報酬費	302	346	369
⑨印刷製本費	91	234	170
⑩租税公課	63	65	64
⑪雑費	95	75	66
⑫支払消費税	1,186	1,197	1,024
4 自主事業費	1,718	1,905	2,060
①販売品購入費	129	77	120
②射撃大会費	822	1,067	991
③射撃奨励費	203	225	211
④射撃教習費	309	264	489
⑤技能講習費	255	272	249
5 特定預金支出	-	-	-
6 予備費	-	-	-
当期支出合計(C)	25,332	28,507	31,395
当期収支差額(A)-(C)	1,982	△847	△1,504
次期繰越収支差額(B)-(C)	5,391	4,543	1,039

3. 施設の利用状況

(1) 使用状況

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
入場料	単価	@417円	@417円	@417円
	利用者	5,032人	5,227人	4,900人
	利用料金	2,002,851円	2,081,247円	1,927,340円
大研修室使用	全日	単価	@8,400円	@8,400円
		回数	5回	10回
		利用料金	42,000円	84,000円
	半日	単価	@4,200円	@4,200円
		回数	12回	11回
		利用料金	50,400円	46,200円
小研修室使用	全日	単価	@2,500円	@2,500円
		回数	6回	9回
		利用料金	15,000円	22,500円
	半日	単価	@1,250円	@1,250円
		回数	63回	62回
		利用料金	78,750円	77,500円
T・S標的放出機使用	単価	@46円	@46円	
	使用枚数	408,041枚	408,710枚	
	利用料金	18,769,886円	18,800,660円	
その他の標的放出機使用	単価(㊦)	@148円	@148円	
	単価(㊧)	@111円	@111円	
	使用枚数	11,439枚	18,550枚	
	利用料金	1,344,543円	1,423,833円	
合計		22,303,430円	22,535,940円	20,183,334円

4. クレー射撃の振興施策について【意見 21】

本施設は、県自然保護課の管轄である。同課の主な業務内容は、自然保護や野生動物の保護・狩猟等の管理であり、本施設はスポーツとしてのクレー射撃のみならず、狩猟者の育成・技量維持としての面も持つことから、同課の管轄となっていると考えられる。一方、同課の主な業務内容にはスポーツの振興は含まれていない。

今回の監査において、県自然保護課担当者へのヒアリングを実施したところ、スポーツとしてのクレー射撃の普及等の振興施策は、同課として特段実施しておらず、また県全体のスポーツ振興は県スポーツ健康課の管轄であり、そちらで何らかの施策を実施しているのではないかとの見解であった。そこで、県スポーツ健康課へのヒアリングを追加で実施したところ、同課においても特段の振興施策は実施しておらず、本施設を管轄している県自然保護課が何らかの施策を実施しているのではないかとの見解であった。

県はスポーツとしてのクレー射撃の振興施策について、どの課が責任をもって行うのか、あるいは課を超えた協力体制を築くのか、検討を行うことが望ましい。

5. 模擬銃について【意見 22】

本施設に所在する物品のうち、県から指定管理者への貸与物品でも、指定管理者の

所有する物品でもないものとして、模擬銃がある。模擬銃は、県の所有物品ではあるが、指定管理者に貸与しているのではなく、本施設を会場として県が実施することがある第一種銃猟免許試験等の便宜のため、県が本施設に保管しているものである。

この点、模擬銃の保管は本施設の指定管理業務に含まれておらず、その保管・管理において責任の所在が曖昧となるおそれがある。模擬銃自体は、実銃を恒久的に使用不可とするよう改造したものであり、安全性こそ一定程度担保されていると考えられるものの、調達単価は最低でも数十万円程度と高額物品であり、適正な管理が望まれる。

また、指定管理者担当者によると、模擬銃は定期的なメンテナンス(ガンオイルでの手入等)が必要であり、また保管のため一時期は本施設のガンロッカー16基のうち10基を占有するなど、本来の指定管理業務ではないにもかかわらず、指定管理者による運営に支障を来すことがあったとのことであった。

さらに、県における模擬銃の調達については、実銃の新品を県で購入し模擬銃へ改造するという手順を踏んでいる。しかし本施設の指定管理者担当者(銃器の取扱いに対し一定程度の知見を有している。)によると、新品を改造する方法では数十万から数百万円程度の単価を要するが、中古銃を取得し改造すれば十数万程度の単価で調達可能であり、かつ模擬銃の実質的な耐用年数は長いことから、中古銃を元としても運用年数や保守にさほどの違いは無いとの見解であった。これに対し、県自然保護課担当者へのヒアリングを実施したところ、模擬銃は基本的に宮城県猟友会の「講師会」という専門組織からの要望に即したものを購入しているが、それにもかかわらず一部模擬銃は使用頻度が低いといった実態であるとの見解であった。このように、模擬銃の調達について見解の相違があり、経済的な調達がなされているか疑問である。

県は模擬銃の経済的な調達(県と講師会の見解の相違の解決)から、責任のある管理のための指定管理契約の見直し(模擬銃の取扱いを業務内容に含めるか否か)まで、模擬銃の取扱いを総合的に再検討することが望ましい。

6. 射撃場機能のあり方に対する県と指定管理者の見解について【意見 23】

本施設では狩猟用ライフル及び散弾銃のスラッグ弾を射撃することができない(散弾によるクレー射撃とは別物である)。

県自然保護課担当者によると、県内において上記2種の射撃が可能な射撃場は2施設(民間)であり、公営射撃場³はないとのことであった。

ここで、指定管理者担当者へのヒアリングを実施したところ、以下のとおりの見解であった。

³ なお、今回の監査対象施設の一つである宮城県ライフル射撃場(第7章参照)は、競技としてのライフル射撃に特化しており、狩猟用としては適していない

「平成30年度には猪の狩猟数1万頭を超えるなど、近年では近隣他県からの有害鳥獣の流入が年々増加しており、捕獲の需要は増し続けている。一方、これら鳥獣については、公的機関からの要望により駆除を行ったことに対する報酬等を受け取っているが、実際の狩猟の経費からみれば、はるかに及ばない少額である。また原発事故による放射能の影響により、鳥獣肉等の売却も困難であり、県内猟師の置かれた状況は厳しい。

さらなる逆風として、現状の県内施設数では有害鳥獣捕獲に従事する狩猟者の育成には不十分であり、県内狩猟者は他県射撃場での訓練や未使用弾薬処分のための射撃を強いられており、狩猟者の技量維持や新規増加は望み難い。県内において、狩猟用ライフル及びスラッグ弾射撃が可能な施設を整備することが望ましい(指定管理者の見解では、本施設はイノシシ、ニホンジカの捕獲頭数が年間数百頭の時代に建設した施設であり、年間1万5千頭以上を捕獲している現状に合致していないとのことである)。

仮に県内に新規施設を建設する場合、10億円程度の費用が掛かる見込みである。一方、本施設はすでに管理棟や十分な敷地を確保済みであり、仮に本施設の機能を拡大すれば、1億円程度で対応が可能である。」

この点、県民の安全確保(猟銃による事故防止)のための狩猟者育成・増加は県の責務である。また狩猟者とクレー射撃者はその性質上一定程度重複するとみられ、スポーツ活性化の観点からも一定の利点はあると考えられる。そこで、所管課である県自然保護課担当者への追加的なヒアリングを実施したところ、以下のような回答を得た。

「有害鳥獣の増加に対する懸念としては指定管理者と概ね同一の見解であるが、有害鳥獣の駆除等の対策として農林水産省の鳥獣被害防止総合交付金事業、イノシシ等の個体数調整を目的とする環境省の指定管理鳥獣捕獲等交付金による事業が実施されており、事業の受託先に対しては委託料等が支払われている。また、県では、狩猟者確保・育成を図るため、新規ハンターが県猟友会に入会する際の会費等への補助を行うなどの支援を実施している。

このような背景において、確かに県内の狩猟者には射撃場の少なさによる不便をかけしており、実際に県議会において質問がなされたことがあるものの、県としては費用対効果を考慮し、クレー射撃場をライフル銃等が使用できる施設に整備する必要性について見極めていく必要があると考えている。

また、狩猟用ライフル及び散弾銃のスラッグ弾は射程距離がクレー射撃と比べ大幅に長く、仮に本施設にライフル射撃場の機能拡大をする場合、付近に存在する山形自動車道に弾丸が飛散しないよう施設を整備する必要があり、安全面や費用面における負担はかなりの規模になると考えられ、県民等の理解が得られないと予想される。」

以上のように、クレー射撃場の機能的拡張に対しては、基礎的な背景レベルから県と

指定管理者での見解が異なっており、そのあり方に対する連携状況が円滑であるとは言い難い状況である。

①クレー射撃振興、②狩猟者の育成・増加、③施設の拡張又は新設によるコストと、それに伴う利益の比較等の複合的な観点から、県と指定管理者である宮城県猟友会の連携は不可欠であり、本施設の拡張の是非も含めた施設のあり方について、基本的な見解を共有することが望ましい。

7. 施設の計画的な修繕について【意見 24】

本施設は平成 11 年 7 月に開設されて以来、一度も大規模な修繕を実施していない。また、施設の開設以来、長らく修繕計画等を作成したことがなく、初めて作成を行ったのが令和 2 年 6 月 30 日付であった。

本修繕計画の元となった資料として、指定管理者が県に提出した「宮城県クレー射撃場に係る施設・設備等の修理、修繕に関する要望書(案)」がある。本資料には、管理棟や附属棟、工作物その他の設備等の老朽化・劣化具合が写真と共に詳細に記載されている。特に附属棟空調設備の不調(銃声から聴力を保護するために閉め切って使用しなければならない)や一部クレー放出機の故障等、施設利用者の安全性や根幹機能に係る不備も見受けられる。実際に、今回の監査において本施設を巡視したところ、各所に塗装剥離、錆、腐食など、老朽化の兆候が見受けられた。

一般に、施設の修繕は開設当初から計画を立て定期的実施すれば、トータルのライフコストは抑えられるものであり、また予算の不足により不便・安全でない状態で利用することを強いる可能性も低減できるものである。県は本施設のみならず、各スポーツ施設において開設当初から修繕計画を見積もり、かつ毎年度適切に修正すべきである。

8. 装弾の直営による販売について【意見 25】

本施設は平成 18 年度から指定管理者制度を適用しているが、指定管理料は 0 円であり、主に利用料金収入・自主事業収入により運営を行っている。指定管理者へのヒアリングによると、利用料金制の下で県から指定管理料を受けずに経営努力を積み重ねて管理運営費を賅ってきたところであるが、狩猟者の減少から年々射撃場の入場者が減少し、平成 30 年度からは赤字経営が続いているとのことであった。

実際に、平成 30 年度以降の収支計算書は、前期繰越収支差額を除けば支出が収入を上回っており、運営が厳しくなりつつある状況が伺える。そこで、今回の監査において、利用者増や自主事業収入の増加といった対応策の有無について指定管理者に質問したところ、以下の回答を得た。

「新型コロナウイルス感染症の影響もあり、今後の収支改善の道筋が見えない状況である。そのため、利用料金収入と並んで射撃場収益の柱である施設内での装弾の販売に

「ついて、民間事業者への委託販売から直営方式に切り替えて収益の向上を図ることとしたい」

この点、装弾の販売という事業は本施設と親和性が高く、自主事業として直営販売を実施することに違和感はない。一方、装弾の販売に限らず、公共施設の運営には常に民業圧迫の懸念があるため、慎重な検討を要することも事実である。実際に、平成 16 年に指定管理者から同様の相談を県に行い、県からは宮城県銃砲商組合の理解が得られれば、(直営販売に必要な火薬庫の)建設を承認するということがあったが、同組合からは民営の銃砲店の経営を圧迫するものであるとして反対を受け、装弾販売計画を延期した経緯が存在するとのことである。

以上のような状況ではあるが、当初計画時から 15 年程度も経過し、また近年では本施設の赤字化も進行している以上、装弾販売計画の再考も選択肢の一つとして考えられる。その際には、民業圧迫とならないよう、あくまで赤字補填が見込まれる範囲の規模で販売計画を策定し、関連団体と再協議を行うことが望ましい。

第9章. 宮城県障害者総合体育センター

1. 施設の概要

(1) 施設の概要

宮城県障害者総合体育センターは、昭和 49 年に勤労身体障害者の方々のスポーツの振興と普及を図るために設置された。平成 18 年度から宮城県の指定管理施設となり、社会福祉法人宮城県身体障害者福祉協会が管理者として指定を受け管理・運営している。現在は年間を通じて殆ど毎日、障害を持つ方々をはじめ、高齢の方々及び一般の方々にも広く利用されている。



写真 1 宮城県障害者体育センター外観

III. 今回の監査結果

第9章. 宮城県障害者総合体育センター

施設名		宮城県障害者総合体育センター
施設所在地		宮城県仙台市宮城野区幸町4丁目6-1
根拠条例		障害者体育施設条例
設置目的		当施設は、障害者のスポーツの振興及び普及を図り、もって障害者の心身の健全な発達並びに自立及び社会参加の促進に資するため設置したものである。
開設		昭和50年1月
施設詳細	体育館	・面積 敷地 6,337.80平方メートル、建物1,435.97平方メートル ・構造 鉄骨一部鉄筋コンクリート造 ・概要 体育室、トレーニング室、事務室、更衣室、トイレ、機械室
	幸町ウェルフェア温水プール	屋内温水プール 25メートルプール 5コース 水深1.0mから1.2m
	グラウンド	・面積 9,757.57平方メートル ・コース 1周200m (6コース・土) ・管理棟 110.02平方メートル (器具室1、男女更衣室2、トイレ2)
利用時間		午前10時～午後7時45分 (最終受付午後7時)、休館日：火曜 月曜：通常 水曜：午前10時～12時まで障害者専用 木曜：通常営業 金曜：通常営業 土曜：午後1時～4時まで障害者専用 日曜：午前10時～12時まで障害者専用 祝祭日：午前10時～12時まで障害者専用

本施設は体育館及びグラウンドを有しており、概要は以下のとおりである。

➤ 体育館

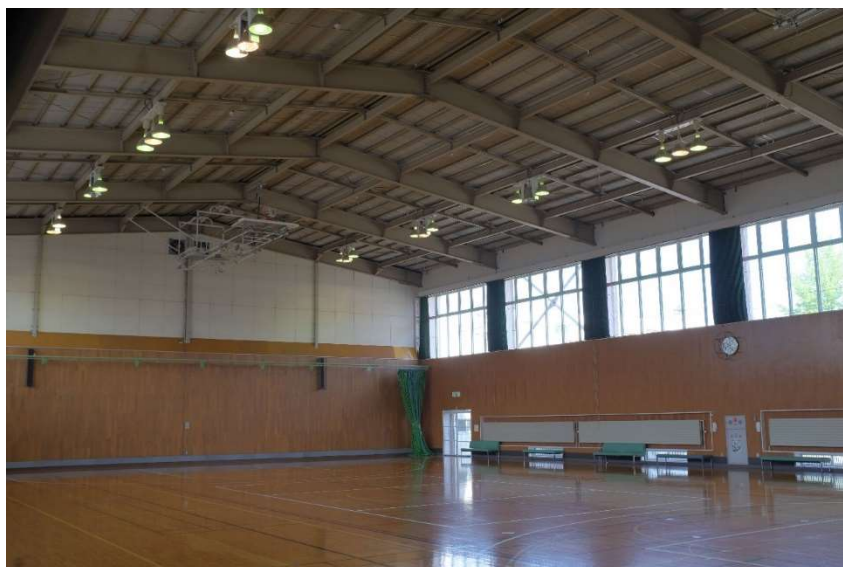


写真 2 体育館

バレーボールコート1面、バスケットボールコート1面、バドミントンコート3面、卓球台12台を有している。主に実施可能なスポーツは車いすバスケ、車いすテニス、車いすラグビー、ツインバスケ、バドミントン、アーチェリー、フットサル、卓球、ボッチャ、電動車いすサッカー、車いすソフトボール、吹矢、シッティングバレーボール、ブライドテニス等。

➤ グラウンド



写真 3 グラウンド

主に実施可能なスポーツは陸上、サッカー、野球、ノルディックウォーキング、グラウンドゴルフ等。

また、本施設を構成するものではないものの、隣接する施設として、指定管理者が所有する「宮城県障害者福祉センター」「啓生園」及び「幸町ウェルフェア温水プール」がある。特に「幸町ウェルフェア温水プール」は体育センターと同様に障害者が利用できるよう整備されており(一般利用も可)、これら4施設をもって障害者向けの総合的な施設と位置付けられている。

III. 今回の監査結果

第9章. 宮城県障害者総合体育センター

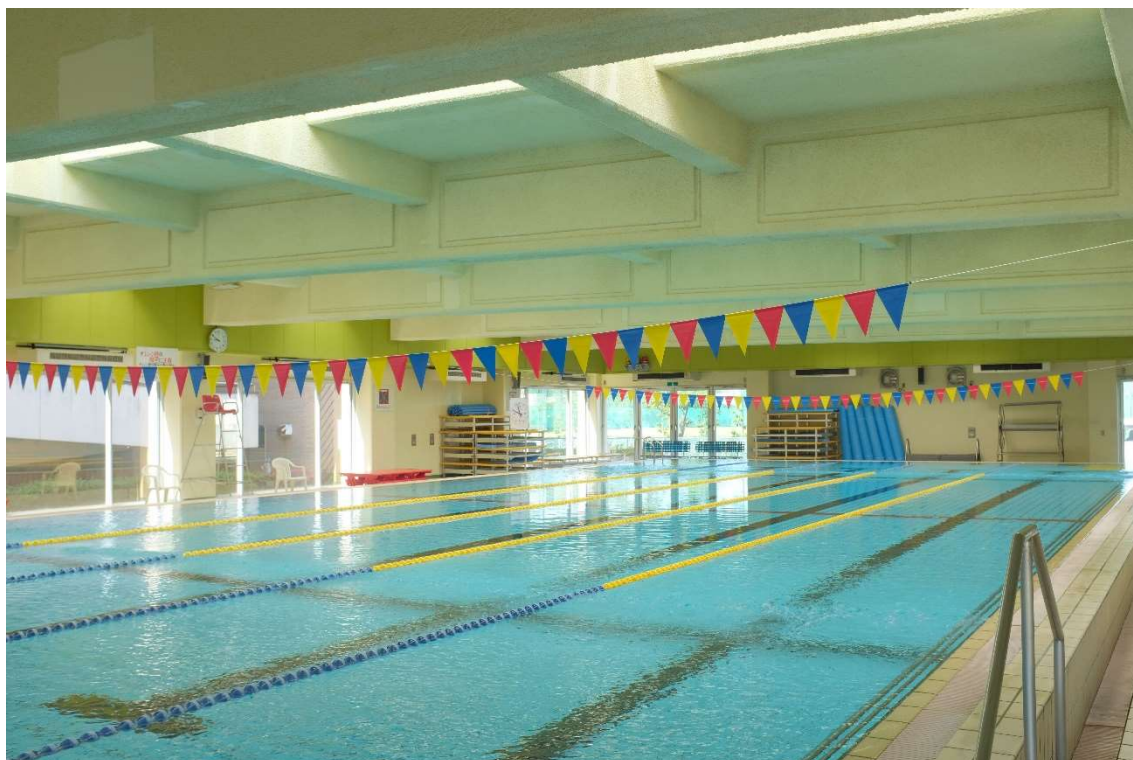


写真 4 幸町ウェルフェア温水プール

(2) 指定管理者及び指定管理料

公の施設の名称		宮城県障害者総合体育センター	
指定管理者の名称		社会福祉法人 宮城県障がい者福祉協会	
募集方法		公募	
基本協定の内容	対象年度・ 指定管理料(税込)	平成31年度	28,556,000
		令和2年度	28,688,000
		令和3年度	28,774,000
		令和4年度	28,860,000
		令和5年度	28,946,000
	合計	143,824,000円	
協定期間		平成31年4月1日～令和6年3月31日	

(3) 指定管理者について

宮城県障害者総合体育センターの指定管理者である「社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会」は、昭和 23 年に「宮城県身体障害者福祉団体連合会」の名称で設立され、その後、1958 年に社会福祉法人として認可を受けた。2019 年 4 月に、法人名を現在の「社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会」とし、第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業、公益事業を行っている。具体的な事業内容は以下のとおりである。

(事業の内訳)

- イ) 障がい者スポーツ活動普及促進事業
 - スキルアップ研修会

指導者や競技をしている方向けに技術的、医学的側面からスポーツに関する知識を学ぶ。

- スポーツ交流ひろば
風船バレーボール大会、センターまつり、ノルディックウォーキング、パラスポ体験会(パラリンピック種目の体験)等の各種交流会を開催する。
- 地域巡回指導
県内の学校、福祉施設などに出向いて、スポーツを通して楽しんでいただけの場を提供する。
- 健康教室
ヨガを通して健康管理や適切な運動を支援する。
- 啓発・情報の提供
障がい者スポーツに関する情報を提供する。

ロ) 自主事業

- 施設利用者各種大会
施設を利用している団体が開催する大会を支援する。
- 救命救急法講習会
救急隊員の指導のもと救急救命訓練をおこない、緊急時の対応が適切にできるようにする。

(4) 指定管理者選定理由

県は平成30年10月25日の宮城県保健福祉部指定管理者選定委員会を経て、「計画の内容及び実現性については、施設の設置目的を十分に踏まえた運営方針を定めており、適正且つ確実な管理運営を行うための実施体制や方法等であると認められる。また、今回の独自提案として隣接する障害者福祉センターとの共同事業の展開や、地域巡回指導による障害者スポーツの普及促進に向けた取組など、障害者の社会参加、共生の場としての施設提供といった点が県の施策に合致していると評価した。申請者の能力については、障害者福祉の向上を目的に設立された団体であり、障害者の支援に関する十分な実績を有しているほか、現在、施設の指定管理者として適切な管理運営を行っていることから、今後も安定した管理運営能力が可能であると評価した。収支計画については、業務委託による経費削減等に取り組んでいるほか、公認会計

Ⅲ. 今回の監査結果

第9章. 宮城県障害者総合体育センター

士の指導を仰ぎながらコスト管理を行うなど、実効性を高める努力も認められる。」と判断し、社会福祉法人宮城県身体障害者福祉協会を、宮城県障害者総合体育センターの指定管理者(指定期間:平成31年4月1日～平成36年3月31日)に選定している。

2. 比較財務諸表

(1) 資金収支計算書

(単位:千円)

勘定科目		平成29年度	平成30年度	令和元年度
収入	その他の事業収入	28,927	28,927	28,556
	指定管理運営事業収入	28,927	28,927	28,556
	経常経費寄附金収入	200	-	-
	受取利息配当金収入	0	0	0
	その他の収入	960	955	939
	施設使用料収入	931	931	906
	雑収入	29	24	33
	事業活動収入計(1)	30,087	29,882	29,495
事業活動による収支	人件費支出	16,878	15,803	16,957
	職員給料支出	11,025	11,066	11,875
	職員基本給支出	9,058	9,664	10,383
	職員諸手当支出	1,967	1,402	1,493
	職員賞与支出	3,170	2,162	2,438
	退職給付支出	469	462	444
	法定福利費支出(人件費)	2,214	2,113	2,200
	事業費支出	4,421	4,565	4,458
	水道光熱費支出(事業)	1,753	1,659	1,805
	燃料費支出(事業)	581	877	545
	保険料支出(事業)	93	-	93
	賃借料支出(事業)	122	122	196
	広報啓発事業支出	86	72	99
	スポーツ教室開催事業支出	455	549	458
	スポーツ普及活動事業支出	53	24	49
	巡回指導教室開催事業支出	213	190	166
	健康教室開催事業支出	87	90	89
	使用料収入納付金支出	931	931	906
	自主事業費用支出	48	51	51
	事務費支出	7,710	9,250	7,428
	福利厚生費支出	110	149	140
	旅費交通費支出	10	20	19
	研修研究費支出	70	147	127
	事務消耗品費支出	1,058	1,276	654
	印刷製本費支出	135	107	162
	修繕費支出	1,801	3,218	1,862
	通信運搬費支出	169	170	160
	会議費支出	5	10	39
	業務委託費支出	1,704	1,469	1,537
	手数料支出	29	26	15
	租税公課支出	985	985	985
	保守料支出	1,565	1,625	1,655
雑支出	69	49	73	
事業活動支出計(2)	29,009	29,618	28,844	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		1,078	263	651

Ⅲ. 今回の監査結果

第9章. 宮城県障害者総合体育センター

(単位:千円)

勘定科目		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
に施設整備等 による収支	収入				
		施設整備等収入計(4)			
	支出	固定資産取得支出	324	-	-
		器具及び品取得支出	324		
		施設整備等支出計(5)	324	-	-
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△324	-	-	
その他の活動 による収支	収入				
		事業区分間繰入金収入		-	52
		その他の活動収入計(7)	-	-	52
	支出	積立資産支出	105	55	57
		退職給付引当資産支出	105	55	57
		事業区分間繰入金支出	346	649	208
		その他の活動支出計(8)	452	704	265
	その他の活動資金収支差額(9)=(8)-(7)	△452	△704	△213	
予備費支出(10)		-	-	-	
		-	-	-	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		303	△441	438	
前期末支払資金残高(12)		346	649	208	
当期末支払資金残高(11)+(12)		649	208	646	

3. 施設の利用状況

(1) 稼働率

		稼働日数	使用日数	稼働率
平成29年度	体育館	308日	303日	98.4%
	グラウンド	308日	231日	75.0%
平成30年度	体育館	308日	307日	99.7%
	グラウンド	308日	230日	74.7%
令和元年度	体育館	308日	305日	99.0%
	グラウンド	308日	224日	72.7%

(2) 利用状況

				平成29年度	平成30年度	令和元年度
体育館	障害者のスポーツ活動	精神	男	221人	282人	140人
			女	181人	282人	116人
		知的	男	1,583人	1,908人	1,838人
			女	536人	851人	758人
		身体	男	3,491人	3,282人	3,426人
	女		1,312人	1,290人	1,465人	
	計	男	5,295人	5,472人	5,404人	
女	2,029人	2,423人	2,339人			
その他の活動			男	3,726人	3,719人	3,452人
			女	5,006人	4,994人	4,477人
体育館計			男	9,021人	9,191人	8,856人
			女	7,035人	7,417人	6,816人
			合計	16,056人	16,608人	15,672人
グラウンド	障害者のスポーツ活動	精神	男	10人	2人	-
			女	3人	2人	-
		知的	男	1,805人	1,827人	1,688人
			女	460人	479人	339人
		身体	男	249人	151人	210人
	女		27人	52人	98人	
	計	男	2,064人	1,980人	1,898人	
女	490人	533人	437人			
その他の活動			男	5,856人	5,715人	5,270人
			女	4,225人	4,313人	4,269人
グラウンド			男	7,920人	7,695人	7,168人
			女	4,715人	4,846人	4,706人
			合計	12,635人	12,541人	11,874人

4. 体育館の老朽化について【意見 26】

本施設建物は昭和 50 年に開設しており、建築より相当程度が経過し老朽化の可能性が懸念される。

今回の監査において、体育館を視察したところ、体育館床に車いすの車輪跡がみられ、また実際に競技用車いすを走らせたところ、車輪跡に誘導され軌道が勝手に曲がる場面が見受けられた。この点、指定管理者担当者へのヒアリングによると、本施設のみならず、車いすバスケットボールを頻繁に実施する体育館は床が傷付きやすく、通常の体育館よりも細やかな整備が必要との見解であった。また、実際には 9 年に一度程度は床の研磨が望ましいものの、最後に実施されたのは予算の関係上 18 年前であり、不十分とは認識

しつつもワックスがけにより応急対応しているとのことであった。

また、指定管理者担当者によると、今回の監査の2年程前に体育館に雨漏りが発生し、本来は発生箇所のみならず天井全面の調査、修繕が望ましいところ、こちらも予算の関係により発生箇所のみを修繕するにとどまっているとのことであった。

以上のように、本施設の体育館には老朽化や使用による劣化がみられ、競技利用性への悪影響や、応急修繕による施設全体でのライフサイクルコストの増大等が懸念されるところである。県には抜本的な対策が望まれる。

5. 施設の暖房機能について【意見 27】

本施設で使用するボイラーは、体育館の暖房機能の他、指定管理者が本施設に隣接して保有する施設(温水プール)の温水確保にも共有で使用される。温水プールでは、毎年冬季に当該ボイラーを使用し温水を確保している。

今回の監査において指定管理者担当者へのヒアリングを実施したところ、現在、正確な原因は不明であるものの、冬季には体育館のボイラーから供給される暖房機能がほぼ機能していないとのことであった。これは、温水管の不調により、温水プールの温水確保にボイラーのパワーが取られ、暖房機能に十分なパワーが回ってこないことと推定しているとのことであった。

当該ボイラー自体が本施設の稼働時(昭和46年)からのものであり、設備の老朽化はもとより(下記「写真5 ボイラー煙突部」参照)、元々の機能自体も現在の標準的な設備と比較して不十分な可能性がある。

暖房機能の不調は、施設利用者の健康にも関わることであり、またあまりにも古い設備を使用し続けることは、かえって維持管理コストを増加させることになりかねない。予算の都合上厳しいことは理解できるが、県には修繕のみならず、設備の入れ替えまでを視野に入れた総合的な対策が望まれる。



写真 5 ボイラー煙突部

6. 施設の冷房機能について【意見 28】

本施設の主要設備である体育館には、冷房機能が存在しない。

指定管理者担当者によると、夏場においては1時間ごとに冷房機能のある会議室に移動して休憩を取り、また発汗機能に障がいのある利用者向けに霧吹きを使用する等、現状は応急的な処置を続けざるを得ない状況とのことであった。

昨今においては猛暑となる年も多く、また施設の性質上特に配慮すべき利用者も想定される本施設において、上記のように属人的な運用に頼った対策のみを強いられる現状は、熱中症対策として万全とは言い難い面がある。県には冷房設備面からも総合的な対策が望まれる。

7. 体育館の機能的拡張について【意見 29】

本施設には、車いすバスケットボール大阪カップ国際大会など、各種大会の参加実績がある。一方、本施設体育館にはギャラリーが存在せず、観客の受け入れに課題があり、それを要因として誘致できない大会も存在すると考えられる。施設の有効利用という観点からは、大会誘致増加のベネフィットとコストを比較し、ギャラリー増設という機能的拡張の選択肢も考慮することが望まれる。

また、「3. 施設の利用状況(1)稼働率」に記載したとおり、本施設は稼働率が全体的に高く、施設利用の需要は大きいといえる。一方、本施設はこれまで記載してきたように、建物や各種設備・備品について老朽化がみられる。さらに、指定管理者担当者によると、近隣における障害者の利用を想定したスポーツ施設は、同じ宮城野区に位置する公的施設である元気フィールド仙台(新田東総合運動場)のみであり、かつ同施設の需要も十分に大きいと、本施設の機能的拡張による民業圧迫・供給過多の可能性も低いとの見解

であった。

以上の状況から、施設の機能的拡張について、その利用状況及び現状の稼働年数を考慮すれば、新築という選択肢も視野に入ると考えられる。

8. 備品の明確な管理について【指摘 12】

本施設における備品には、大別して県が無償で指定管理者に貸与する備品、指定管理者が所有する備品の2種類がある。うち、前者は協定書別紙に記載の備品一覧表を基礎として作成された「宮城県障害者総合体育センターに関わる備品一覧表」、後者は指定管理者が作成する「宮城県障害者総合体育センターに関わる備品一覧表(社・福)宮城県障がい者福祉協会」に記録されている。

ここで、今回の監査において、施設に存在する備品の実物を確認した。その結果、備品の実物に記載している備品番号が、「宮城県障害者総合体育センターに関わる備品一覧表」及び「宮城県障害者総合体育センターに関わる備品一覧表(社・福)宮城県障がい者福祉協会」に記載されている備品番号と一致していないことが判明した。指定管理者担当者によると、今回の監査よりも前に各備品を分類し直し、新たな備品番号を設定したものの、今回の監査時点において一覧表のみ番号を更新していたとのことであった。

備品の所有権及び管理責任を明確にするため、備品に記載する備品番号は管理資料と一致するよう早急に修正すべきである。

第10章. 加瀬沼公園(モリリン加瀬沼公園)

1. 施設の概要



写真 1 加瀬沼公園

(1) 施設の概要

項目		内容	
施設名		加瀬沼公園 (モリリン加瀬沼公園)	
施設所在地		宮城県宮城郡利府町加瀬	
根拠条例等		県立都市公園条例	
設置目的		塩竈市、多賀城市及び利府町にまたがる加瀬沼を中心とした地域に「人と自然との調和」をテーマとし、緑豊かな環境の中で、誰もが日常的な健康づくりができるレクリエーションの場を提供するもの。	
敷地面積		18.75ヘクタール (C地区：0.97ヘクタール、E地区合計：17.78ヘクタール)	
開設		平成8年4月	
施設詳細	C地区	駐車場	238平方メートル
		便所	1棟
		四阿	1基
	E地区	駐車場	16,810平方メートル (4箇所)
		パーゴラ	168平方メートル
		野球場	11,983平方メートル (1面)
		サッカー場	7,521平方メートル (1面)
		管理事務所・便所	1棟
		炊事・便所棟	1棟
		便所	2棟
四阿	6基		
遊具	一式		
利用時間		4月～9月：午前8時～午後6時 10月～3月：午前8時～午後5時 休園日：毎週火曜日 (ただし、火曜日が祝日の場合はその翌日) 年末年始 (12月29日～1月3日)	

(2) 施設の利用状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
入園者数（人）	190,999	194,547	200,151
前年比（%）	86.0%	101.9%	102.9%

(3) 指定管理者及び指定管理料

公の施設の名称		加瀬沼公園	
指定管理者の名称		株式会社東北ダイケン	
募集方法		公募	
基本協定の内容	対象年度・ 指定管理料(税込)	令和2年度	19,800,000円
		令和3年度	19,800,000円
		令和4年度	19,800,000円
		令和5年度	19,800,000円
		令和6年度	19,800,000円
		合計	99,000,000円
	協定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日	

(4) 指定管理者について

株式会社東北ダイケンは、ビルメンテナンス事業、PM 事業、エンジニアリング事業、施設運営事業等を行っており、指定管理者事業にも取り組んでいる。現在、5 施設の指定管理者である。

(5) 指定管理者選定理由

県は、「指定管理者制度運用指針に定める選定の視点に基づき、第1次審査(書類審査)、第2次審査(ヒアリング)を実施したところ、下記のとおりであり、施設の管理運営を適切に実施しうる団体として選定した。計画の内容及び実現性については、「安全対策」や「利用者サービスの向上、利用促進の取組」などにおいて優れていると認められた。

申請者の能力については、「団体の財務内容」や「公園又は運動施設を有する緑地の管理運営実績及びその概要」の点で管理運営を行う能力が高いと認められた。収支計画については、施設の効率的な運営について妥当なものと認められた。」との理由から、令和元年12月17日に、株式会社東北ダイケンを加瀬沼公園の指定管理者に選定した。

2. 比較財務諸表

(1) 収支状況報告書

(単位:千円)

科目		平成29年度	平成30年度	令和元年度
指定管理料		20,000	20,000	20,185
利用料収入		152	116	453
自主事業等		1,691	1,821	1,773
その他		107	109	158
収入合計		21,951	22,046	22,569
給与等		8,868	8,957	9,122
交通費		141	142	219
人件費計		9,009	9,099	9,341
旅費		-	1	-
緑地業務	芝生管理	-	-	-
	樹木管理	610	586	297
施設管理 業務	野球場	432	360	440
	サッカー場	216	110	55
	遊具専門点検	464	464	424
	管理事務所、炊事・便所	130	130	131
管理運営業務	門開閉補助	1,159	1,109	1,320
委託費計		3,010	2,760	2,667
緑地管理需要費	消耗品等	58	105	311
	燃料費	430	433	537
施設管理需要費	消耗品等	114	186	155
	修繕費	607	460	434
運営管理需要費	消耗品	142	31	152
	消耗備品	89	45	113
需用費計		1,440	1,260	1,703
光熱水費	電気料	961	1,055	1,034
	水道代	878	982	1,084
	灯油代	-	-	-
光熱水費計		1,839	2,037	2,118
施設点検費	法定点検	724	713	774
	ゴミ処理費	108	167	21
	臨時警備料	-	-	-
通信費	電話料	122	113	86
	携帯電話料等	46	69	110
保険料	施設保険料	92	132	0
	車両保険料	65	13	40
役務費計		1,156	1,207	1,032
賃借料	トラクター等	280	-	-
	AED	-	-	-
賃借料計		280	-	-
諸経費		1,652	2,611	3,440
租税公課		931	892	1,141
支出合計		19,319	19,866	21,441
収支(収入-支出)		2,632	2,181	1,127

(主な科目内容、増減内容等)

イ) 「自主事業等」の内容は、自動販売機(アイス、清涼飲料)と炭販売である。

ロ) 「その他」は、自動販売機電気料の収入。

3. 施設の利用状況

(1) 入園者数

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
入園者数		190,999人	194,547人	200,151人
駐車台数	バス	184台	246台	286台
	乗用車	31,083台	30,938台	31,761台
	二輪車	197台	205台	63台
申込利用者数	野球場	3,403人	4,328人	3,669人
	サッカー場	2,463人	3,515人	3,379人
	団体利用者	14,952人	17,319人	19,213人
	合計	20,818人	25,162人	26,261人

(2) 有料施設徴収額実績表

加瀬沼公園は、施設利用料がすべて無料であるため、有料施設徴収額実績はなし。

4. 公園内トイレの改修・増設の必要性【意見 30】

加瀬沼公園内には、多目的トイレ・男子用・女子用トイレが3ヶ所設置されているが、公園の敷地の広さ及び利用客数の多さに比べ、トイレの設置数が少ない。特に女子トイレに関しては、バーベキューの利用客が多い時は、トイレに行列ができてしまうとのことである。指定管理者側としても女子トイレの設置数を増やしたいという希望があり、今後ますます公園需要を高めていく方針であれば、トイレの増設を検討すべきである。

さらに、利用者アンケートには、多目的トイレに関する要望として、「身障者用トイレは温水トイレが常識となっているため改修してほしい」との意見もあり、県はこのアンケート結果を踏まえ、他の修繕に優先して多目的トイレの温水トイレ化を進めていくことが望ましい。

5. ペットと楽しめる広場づくり【意見 31】

加瀬沼公園のアンケート結果を見ると、「芝生広場に犬を立ち入れさせないでほしい」との声が目につく。芝生広場では、公園利用者が、テントを張ったり、お弁当を食べたりしているため、犬が入ってきて芝生に糞をすると衛生上問題があるという理由からである。これに対し、指定管理者側では現状、ペットの芝生広場への立ち入りを禁止してはいない。

公園は、お互い譲歩しながら使うべきものであるため、芝生広場の利用客の声だけを聞きペットの立ち入りを禁止してしまうと、今度は、日常的に犬の散歩に来ている利用者から不満の声が上がるであろう。よって、ペットの立ち入り制限をすべきではないと思うが、お互いが満足するような解決策を見出す必要がある。芝生広場で、ペットが走り回っていいエリアと、テントを張っていいエリアに区分をしてはどうであろうか。

6. 休園時の侵入者対策【指摘 13】

加瀬沼公園は、毎週火曜日が休園日である。現状、休園日には職員はおらず、公園

内の点検、巡回も行っていない。しかし、休園日に公園に侵入し、野球をしている人、大型犬を連れてきてリード無しで放している人がおり、また、「火を使っている」と近隣住民からクレームを受けたこともあるという。休園日は、職員が不在であるため、園内放送を流すこともできず、実効性のある侵入者対策が何もされていない状態であった。

指定管理者及び県の担当者によると、来年度より、毎週火曜日の休園日がなくなる方向で話が進められているとのことであった。万が一、休園日がなくなれば、この問題については、普段は特に対策が不要となると思われる。ただし、従来通り、年末年始は休園することであるため、休園日には、園内での事故防止の観点からも、公園内に立ち入れないよう、フェンスを設置するなどして侵入者を防ぐ努力は引き続き必要であろう。

7. 自主事業への取り組み強化【意見 32】

現在、加瀬沼公園で行っている自主事業は、飲料・アイスクリームの自動販売機の設置とバーベキュー用の炭販売のみである。加瀬沼公園は指定管理者が管理している公園の中でも最も利用者数が多く、特に人気のある公園である。加瀬沼公園の利用者は、お弁当などの食べ物を自分で持参してくるが、利用者の一部からは、飲食の販売をのぞむ声がある。

加瀬沼公園の周辺には、徒歩圏内にコンビニ等が特に見当たらないため、公園内での飲食販売に対する利用客のニーズは非常に高いと思われる。広い敷地で、バーベキュー施設や遊具が充実している公園内で、自動販売機しか見当たらないのは、利用者の立場からすると物足りない。ただ、指定管理者が懸念しているように、賞味期限が短い食品を公園内で取り扱うのは管理上、難しいであろう。指定管理者へのヒアリング時に、キッチンカーによる飲食販売の検討はしているとの回答を得た。後日、実際に加瀬沼公園に足を運んだところ、コーヒーのキッチンカーを目にした。公園内に、BGM が流れるキッチンカーが一台あるだけでも、利用者が一息つける空間が生まれ、公園の雰囲気は一段と良くなる。今後も、家族連れや、バーベキュー利用客の多い土日だけでも、キッチンカーを積極的に取り入れ、公園の魅力向上に努めてほしいと考える。

また、指定管理者は、岩沼海浜緑地やスリーエム仙台港パークで行った「クリスマスリース作り」を加瀬沼公園でも是非実施したいと考えている。加瀬沼公園で行えば、さらに参加者が集まり盛り上がると指定管理者は考えているが、加瀬沼公園の管理事務所は小さく、事務所内で実施できないのが難点である。

冬のクリスマスリース作りは屋外での実施が難しいのであれば、実施時期を早めて屋外で作業が可能な季節に手作りイベントを実施するなどの工夫をしてはいかかであろうか。公園の広い敷地と大自然を大いに活用し、子供たちを楽しませるイベントを是非企画してほしいものである。

8. 公園内の幹線道路【指摘 14】

加瀬沼公園の令和 2 年第 1 四半期のアンケート結果に「公園幹線道路を走る車の速度が速すぎ、駐車場から横切るのに危険を感じることもある」という利用者からの意見があった。指定管理者側でもその危険を認識しており、実際、公園内の幹線道路を近道として利用する車が多く、60 キロくらいのスピードで走る車もいるという。公園内では、過去に 3 回、交通事故が起きており、子供が打撲したこともあった。指定管理者側では、現在、道路の白線が消えかかっており、子供が横断歩道以外の場所に飛び出すおそれがある危険性を認識しているとのことであった。



写真 2 横断歩道

指定管理者側は、1 年ほど前から土木事務所に白線を引くように話してはいるものの、改善されないままである。現在、写真 3 のようにカラーコーンで注意を促しているものの、写真のように真ん中に置いているだけなので、小さな子供がそれを見落として飛び出してしまう可能性もある。加瀬沼公園の奥は住宅地とつながっており、公園幹線道路は近隣住民の近道として利用されていることもあるため、利用者以外の車の立ち入りを禁止することは現実的に難しいと言える。公園内の安全を守るために通り道を遮ってしまうと、今まで毎朝車で公園を通っていた人達が遠回りしなければいけなくなり、彼らの生活に支障をきたすおそれもあるため、のぞましい対策とはいえない。

県が行える対策としては、公園幹線道路の消えかかっている白線を引き直して横断歩道であることを明確に示し、車側と歩行者側の双方の注意を喚起することである。横断歩道は、看板を立てるよりも視覚的なインパクトがあるので、これ以上、子供の事故が起きな

いように、早急に対応すべきである。



写真 3 カラーコーンの設置された横断歩道

9. 施設の有料化【意見 33】

加瀬沼公園は、指定管理者が管理する施設の中で最も人気が高い公園である。それにもかかわらず、加瀬沼公園の施設は全て無料であるため利用料収入がゼロである。有料にできないように条例で定められているとのことであるが、あのように規模が大きく、入園者数も多い公園で、すべて無料というのは、本当に施設をうまく活用できているのかと疑問を感じざるを得ない。

果たして利用料が無料であることが、県民にとって有益なのであろうか。利用料を無料にすることは、一見すると有益とも考えられるが、他方で、一部の利用者たちが便益を受け、地理的に利用困難な他の県民は便益を享受することができないなど公平の観点から疑問が生ずる。また、利用者は、無料だから施設が老朽化していても仕方ないと思う可能性があり、施設の利用満足度という面では、現状維持にとどまるおそれもある。むしろ、施設の利用料を少しでも徴収し、その利用料収入を活用して公園内の設備の修繕、公園の質の向上につとめるべきである。特に、加瀬沼公園のバーベキューは人気があり、予約制が導入される前は、バーベキュー待ちの車の行列が公園の外にできてしまうほどであった。車の行列によるクレームも生じていたことから、バーベキューは予約制になったが、5分おきに電話がなるほどの人気ぶりであったという。仮に、バーベキュー利用料を数百円徴収したとしても、加瀬沼公園のようにバーベキュー環境に非常に恵まれた場所であれば、県民は必ず利用するであろう。さらに、野球場やサッカー場は現在抽選で利用ができてきているが、有料化すれば、申込者が限定され、利用したい人が利用でき、わざわざ抽選をする必要もなくなるのではないであろうか。

以上のとおり、一定の需要が見込めるにもかかわらず、条例の制限により有料化が不

可能という状況下においては、条例自体の改正も視野に入れた有料化の検討を実施することが望ましい。

第11章. 仙台港多賀城地区緩衝緑地(うしちゃん多賀城緑地公園)

1. 施設の概要



写真 1 仙台多賀城地区緩衝緑地

(1) 施設の概要

項目	内容		
施設名	仙台港多賀城地区緩衝緑地 (モウーつとギューつとうしちゃんファーム仙台港多賀城緑地公園※)		
施設所在地	宮城県多賀城市大代1丁目16-1		
根拠条例等	県立都市公園条例		
施設の目的	仙台港工業地帯の公害防止策の一環として整備された緩衝緑地である。東地区は芝生広場、運動広場及びこれらを取り囲む樹林地であり、緑の中に軽運動、ピクニック等の場を提供するものである。また、中央地区は野球場、陸上競技場及びテニスコート等、気軽にスポーツの場を提供するものである。		
敷地面積	中央地区10.8ヘクタール、東地区14.3ヘクタール		
開設	昭和51年4月		
施設詳細	中央地区	管理棟事務所	管理事務所
		野球場(1面)	バックネット、ダックアウト
		陸上競技場(400mトラック)	サッカー場、ラグビー場、水飲み場、ベンチ、トイレ
		テニスコート バレーコート	テニスコート(2面)、バレーコート(2面)、倉庫、トイレ、水飲み場、ベンチ
	東地区	面積	遊歩道2,120メートル、広場2,150平方メートル、橋梁131メートル
		運動広場	トイレ、ベンチ
芝生広場		トイレ、倉庫、ベンチ	
面積	遊歩道2,120メートル、運動広場14,900平方メートル、芝生広場12,500平方メートル、中央広場1,960平方メートル		
利用時間	4月～10月：午前7時～午後6時 11月～3月：午前8時～午後5時 休園日：年末年始(12月29日～1月3日)		

※本報告書では、略称である「うしちゃん多賀城緑地公園」とする。

(2) 指定管理者及び指定管理料

公の施設の名称		仙台港多賀城地区緩衝緑地	
指定管理者の名称		株式会社東北ダイケン	
募集方法		公募	
基本協定の内容	対象年度・ 指定管理料(税込)	平成28年度	29,100,000円
		平成29年度	29,100,000円
		平成30年度	29,100,000円
		平成31年度	29,100,000円
		令和2年度	29,100,000円
	合計	145,500,000円	
協定期間		平成28年4月1日～令和3年3月31日	

(3) 指定管理者(株式会社東北ダイケン)について

「第10章. 加瀬沼公園」の指定管理者と同様であるため、省略する。

(4) 指定管理者選定理由

県は、指定管理者の選定理由として、「指定管理者制度運用指針に定める「選定の指針」に基づき、第一次審査(書類審査)、第二次審査(ヒアリング)を実施したところ、下記のとおりであり、施設の管理運営を適切に実施し得る団体として選定した。計画の内容及び実現性については、「利用者サービスの向上、利用促進の取組」や「安全対策」などにおいて評価が高いと認められた。申請者の能力については、「団体の財務内容」や「情報公開、個人情報の取扱い」の点で管理運営を行う能力が高いと認められた。収支計画については、施設の効率的な運営について妥当なものと認められた。収支計画については、施設の効率的な運営について妥当なものと認められた。」と記載しており、平成27年12月18日に株式会社東北ダイケンを、仙台港多賀城地区緩衝緑地の指定管理者として指定した。

2. 比較財務諸表

(1) 収支決算書

(単位:千円)

科目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
県の指定管理料	29,100	29,100	29,100
利用料収入	867	782	917
有料公園施設利用料	844	721	789
野球場	302	286	349
陸上競技場	340	275	260
テニスコート	202	159	179
行為の許可に係る利用料金収入	23	62	128
自主事業等	683	707	660
自動販売機	683	707	660
その他	28	32	-
収入計(A)	30,678	30,621	30,677

III. 今回の監査結果

第11章. 仙台港多賀城地区緩衝緑地

(単位:千円)

科目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人件費	11,875	12,710	12,403
給与等	11,692	12,518	12,202
交通費	182	192	202
委託費	6,032	6,413	6,755
旅費	-	-	-
委託費	6,032	6,413	6,755
緑地管理業務	3,242	3,725	4,462
芝生管理	328	543	1,012
樹木管理	950	1,529	1,445
処分費(リサイクル)	1,964	1,653	2,004
施設管理業務	2,791	2,688	2,293
クレーグラウンド整地	2,661	2,559	2,162
管理事務所	130	130	131
運営管理業務	-	-	-
管理運営補助	-	-	-
需用費	1,696	1,244	1,551
緑地管理需用費	565	723	678
消耗品・機材等	230	193	262
燃料費	336	531	416
施設管理需用費	947	468	784
消耗品・機材等	57	36	68
修繕費	890	432	716
運営管理需用費	183	53	88
消耗品	183	53	88
光熱水費	2,790	2,942	2,739
電気料	2,232	2,308	2,311
水道代	558	634	428
LPG代	-	-	-
役務費	364	383	271
施設点検費	-	5	26
施設設備点検	-	-	-
ゴミ処理費	-	5	26
通信費	182	204	210
電話料	125	120	119
携帯電話料等	58	83	91
保険料	182	174	35
施設保険料	123	122	-
車両保険料	59	52	35
賃借料	720	261	8
トラクター等	640	221	8
コピー機	80	40	-
自主事業	-	-	-
諸経費	1,825	3,184	4,665
租税公課	1,310	1,194	1,181
その他	-	-	-
支出計(B)	26,611	28,332	29,572
収支(A)-(B)	4,067	2,289	1,105

イ

ロ

(主な科目内容、増減内容等)

イ) 「芝生管理」は、自社で対応している。

ロ) 「諸経費」の内容は主に、本部経費、自社清掃施工費、自社点検施工費。

3. 施設の利用状況

(1) 入園者数

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
入園者数		150,580人	156,378人	156,835人
駐車台数	バス	179台	166台	152台
	乗用車	18,408台	20,006台	18,833台
	二輪車	315台	314台	75台
有料施設利用者	野球場	5,833人	5,126人	4,681人
	陸上競技場	100人	621人	490人
	テニス場	2,668人	1,956人	2,388人
	サッカー場	8,507人	6,202人	6,510人
	その他	32,688人	32,939人	32,141人
	合計	49,796人	46,844人	46,210人

(2) 有料施設徴収額実績表

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
テニスコート	件数	263件	225件	338件
	徴収金額	201,960円	159,250円	179,400円
陸上競技場	件数	50件	44件	34件
	徴収金額	5,000円	8,230円	12,700円
サッカー場・ラグビー場	件数	185件	151件	155件
	徴収金額	334,710円	267,140円	247,370円
野球場	件数	102件	98件	121件
	徴収金額	301,860円	286,050円	349,210円
合計	件数	600件	518件	648件
	徴収金額	843,530円	720,670円	788,680円

4. 駐車場の拡大【意見 34】

仙台多賀城地区緩衝緑地は、中央地区と東地区にそれぞれ駐車場があるが、駐車できる台数は50台程度と非常に少ない。仙台多賀城地区緩衝緑地は、幼稚園や小学生の遠足利用が全くなく、子供たちの利用が非常に少ない。さらに、土日はスポーツの利用者のみなので、現状、駐車場が足りないというわけではない。その一方で、東地区は公園の近くにコンビニがあり、昼休みになると、トラックの運転手がお昼をそこで買い、公園の駐車場で休憩をとるため、駐車場が埋まってしまう。「公園利用者ではない人が公園の駐車場を利用している」というクレームがあり、指定管理者側では県の都市計画課にも報告はしている。しかし、公園のトイレを利用する人達を「公園の利用者ではない」とは言えない

ことから、指定管理者側は特に注意をしたり、お昼休憩のトラックの出入りを禁止したりはできないとしている。現在、「大型トラックはご遠慮ください」といった内容の看板を設置しているのみである。機材を積んだ業者のトラックが駐車場にたくさん停まっていることは、公園を利用する子供たちにも危険であり、また、一般の利用者が駐車できなくなる。こういった問題が生じることから、公園内の駐車場の規模を拡大させる必要がある。また、指定管理者は、今後、公園の利用者数を年間 20 万人規模に増やしたいと考えているため、駐車場規模の小ささが、利用者増加への積極的な取り組みを阻むことのないようにしなければならない。駐車場が広げれば、公園内施設の利用度を高めることにもつながり、例えば、公園内に遊具を設置して子供たちの利用を促進することも可能になるであろう。仙台多賀城地区緩衝緑地の樹木が減少しているとのことであるが、樹木を伐採して明るくなった場所を駐車場として活用するのも一つの方法であろう。

5. 有料施設予約システムの導入【意見 35】

仙台多賀城地区緩衝緑地には、野球場、テニスコート、陸上競技場、サッカー場・ラグビー場の有料施設がある。しかし、有料施設の利用状況を見ると、平成 29 年、平成 30 年、令和元年ともに利用料収入は 80 万円程度にとどまっている。仙台多賀城地区緩衝緑地自体の入園者数も伸びてはならず、15 万人台で足踏みしている状態である。有料施設をより多くの人に利用してもらうには、仙台多賀城地区緩衝緑地の広告宣伝も重要ではあるが、県民が気軽に有料施設を使用できるような仕組みが必要である。現在、多賀城緑地公園のみならず、岩沼海浜緑地やスリーエム仙台港パークの有料施設も、空き状況はホームページで確認できるが、予約は電話あるいはファックスでのみ可能である。

その他の県有スポーツ施設も、ホームページ予約ができないところが多い。最近では、スマートフォンやホームページによる予約が主流になっていることから、電話やファックスでの予約に抵抗がある世代の利用を遠ざけてしまいかねない。

一方、仙台市のスポーツ施設は、「仙台市市民利用施設予約システム」というウェブサイトがあり、利用できる施設一覧が一目でわかり、利用者登録さえすればウェブ上で施設を予約することができる。このようなサイトのメリットは、施設の予約がすぐにできるだけでなく、利用者がこれまで知らなかった施設を知るきっかけになることである。県有スポーツ施設もこのような一括予約サイトを設ければ、確実に利用者増加につながり、知名度が低い有料施設の存在を県民にアピールすることが可能となるであろう。各指定管理者がそれぞれ予約システムを導入するのは、時間面・コスト面においても効率的とはいえないため、是非、県が有料スポーツ施設の一括予約システムの導入を検討してほしいものである。

第12章. 岩沼海浜緑地(ジュニパーク岩沼)

1. 施設の概要



写真1 岩沼海浜緑地(南ブロック)



写真2 岩沼海浜緑地(北ブロック)

III. 今回の監査結果
第12章. 岩沼海浜緑地

(1) 施設の概要

項目		内容	
施設名		岩沼海浜緑地（ジュニパーク岩沼）	
施設所在地		宮城県岩沼市下野郷及び押分地内	
根拠条例等		県立都市公園条例	
設置目的		仙台湾海浜の恵まれた自然環境を活用し、健全な屋外レクリエーション活動の場を提供するもの。	
敷地面積		約26.72ヘクタール	
開設		平成3年8月（震災で閉園後、南ブロックは平成27年、北ブロックは平成29年再開）	
施設詳細	北ブロック	駐車場	6,000平方メートル（3箇所）
		テニスコート	6,948平方メートル（10面）
		野球場	20,435平方メートル（1面、クラブハウス、便所を含む）
		多目的広場	22,581平方メートル
		芝生広場	8,189平方メートル
		遊具	一式
		四阿	3基
		管理事務所	1棟（研修室、温水シャワー室、便所を含む）
	南ブロック	便所	1棟
		駐車場	6,540平方メートル（1箇所）
		バーベキュー広場	5,970平方メートル
		炊事棟	80平方メートル
		遊具	一式
		パーゴラ	1棟
		四阿	2基
		管理事務所	1棟（便所を含む）
利用時間	便所		1棟
	4月～9月：午前8時～午後6時 10月～3月：午前8時～午後5時 休園日：毎週火曜日（ただし、火曜日が祝日の場合はその翌日） 年未年始（12月29日～1月3日）		

(2) 施設の利用状況（入園者数）

	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	北ブロック	南ブロック	北ブロック	南ブロック	北ブロック	南ブロック
入園者数（人）	28,196	26,159	37,425	32,719	34,336	28,820
前年比（%）	-	113.1%	133.0%	125.10%	92.00%	88.10%

(3) 指定管理者及び指定管理料

公の施設の名称		岩沼海浜緑地	
指定管理者の名称		株式会社東北ダイケン	
募集方法		公募	
基本協定の内容	対象年度・ 指定管理料（税込）	令和2年度	30,800,000円
		令和3年度	30,800,000円
		令和4年度	30,800,000円
		令和5年度	30,800,000円
		令和6年度	30,800,000円
		合計	154,000,000円
	協定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日	

(4) 指定管理者について

第10章. 加瀬沼公園の指定管理者と同様であるため、省略する。

(5) 指定管理者選定理由

県は、「指定管理者制度運用指針に定める選定の視点に基づき、第1次審査(書類審査)、第2次審査(ヒアリング)を実施したところ、下記のとおりであり、施設の管理運営を適切に実施しうる団体として選定した。計画の内容及び実現性については、「施設・設備等の維持管理計画」や「利用者サービスの向上、利用促進の取組」などにおいて優れていると認められた。申請者の能力については、「団体の財務内容」や「公園又は運動施設を有する緑地の管理運営実績及びその概要」の点で管理運営を行う能力が高いと認められた。収支計画については、施設の効率的な運営について妥当なものと認められた。」との理由から、令和元年12月17日に、株式会社東北ダイケンを岩沼海浜緑地の指定管理者に選定した。

2. 比較財務諸表

(1) 収支状況報告書

(単位:千円)

科目		平成29年度	平成30年度	令和元年度
指定管理料		35,016	34,300	34,618
有料公園施設 利用料	野球場、放送施設	424	522	380
	テニスコート	1,579	2,070	2,073
	多目的広場	106	169	180
	研修室	5	39	33
	温水シャワー	-	-	10
行為の許可に係る利用料収入		39	14	1
自主事業等	自動販売機	932	1,115	1,099
その他	炭販売	3	-	20
収入合計		38,104	38,229	38,412
給与等		12,931	13,275	13,119
交通費		562	645	649
人件費計		13,493	13,919	13,767
緑地業務	剪定等	-	238	1,404
	枯木等処分	243	292	-
	除草補助	175	825	951
施設管理 業務	野球場	2,881	2,215	2,288
	多目的広場	1,404	1,404	1,562
	テニスコート	2,175	1,080	1,250
	遊具専門点検	756	871	676
	電気保安点検	182	112	180
	機械警備	259	259	262
	水質調査費	-	-	-
運営管理業務	トイレ清掃	-	-	-
委託費計		8,076	7,296	8,573
緑地管理需要費	消耗品等	439	238	140
	トラクター・刈払い機	-	-	-
	燃料費	136	276	-
施設管理需要費	消耗品等	71	76	182
	修繕費	754	452	1,705
	燃料費	119	443	539
運営管理需要費	消耗品・備品	155	257	131
	その他	578	-	-
需用費計		2,252	1,742	2,696
光熱水費	電気料	738	899	1,025
	水道代	1,670	1,512	1,337
	ガス代等	18	19	22
光熱水費計		2,427	2,430	2,384
施設点検費	法定点検費	-	-	-
	ゴミ処理費・汲み取り費・仮設トイレ費	1,384	167	230
通信費	電話料	265	235	223
	携帯電話料等	126	156	165
保険料	施設保険料	152	152	30
	車両保険料	179	211	129
役務費計		2,107	921	777
諸経費		2,402	5,642	4,324
租税公課		1,572	1,496	1,255
その他		-	-	-
支出合計		32,329	33,447	33,776
収支(収入-支出)		5,775	4,782	4,636

(主な科目内容、増減内容等)

イ) 令和元年度の「剪定等」の内容は、高木剪定、桜、灌木植樹。

ロ) 「諸経費」の内容は、本部経費、自社清掃施工費、施設管理業務費。

3. 施設の利用状況

(1) 入園者数

〈北ブロック〉

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
入園者数		28,196人	37,425人	34,336人
駐車台数	バス	11台	27台	5台
	乗用車	9,898台	13,612台	13,452台
	二輪車	77台	87台	199台
申込利用者数	野球場・多目	8,301人	13,317人	13,236人
	テニスコート	7,663人	10,215人	9,800人
	芝生広場	9,830人	13,431人	11,195人
	研修室	2,402人	462人	63人
	合計	28,196人	37,425人	34,294人

〈南ブロック〉

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
入園者数		26,159人	32,719人	28,820人
駐車台数	バス	25台	13台	13台
	乗用車	10,573台	14,646台	12,627台
	二輪車	1,482台	26台	63台
申込利用者数	バーベキュー	3,157人	3,935人	3,249人
	芝生広場・遊具	23,002人	28,784人	25,571人
	合計	26,159人	32,719人	28,820人

(2) 有料施設徴収額実績表

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
野球場	件数	64件	82件	72件
	徴収金額	424,200円	521,500円	374,400円
放送設備	件数	-	-	1件
	徴収金額	-	-	5,500円
多目的広場	件数	40件	69件	83件
	徴収金額	105,700円	169,300円	180,000円
テニスコート	件数	372件	333件	399件
	徴収金額	1,578,500円	2,069,900円	2,072,500円
研修室	件数	4件	41件	26件
	徴収金額	5,200円	39,400円	33,000円
シャワー	件数	-	-	96件
	徴収金額	-	-	9,600円
合計	件数	480件	525件	677件
	徴収金額	2,113,600円	2,800,100円	2,675,000円

4. ジュニパーク岩沼の看板【意見 36】

岩沼海浜緑地はネーミングライツを導入している施設の一つであり、「ジュニパーク岩沼」の愛称で親しまれている。当該ネーミングライツのスポンサーは株式会社仙台放送であり、県は、仙台放送と平成29年12月1日から平成35年(令和5年)3月31日までネーミングライツ契約を締結した。

しかし、実際に岩沼海浜緑地の北ブロックと南ブロックに足を運ぶと、岩沼海浜緑地の北ブロックの入口には「ジュニパーク岩沼」の看板がある一方で、南ブロックには何もないことに気づく。そのため利用者の立場からすると、「ジュニパーク岩沼」は北ブロックのみのネーミングであり、南ブロックは単に、「岩沼海浜緑地南ブロック」なのではないかと勘違いしてしまう。北ブロックと南ブロックの入口(写真3及び写真4参照)を比較すると、北ブロックは「ジュニパーク岩沼」の看板の効果によって明るい印象を受けるのに対し、南ブロックの入口は特に「ジュニパーク岩沼」の文字はなく、地味でさびしい印象を受ける。



写真3 岩沼海浜緑地北ブロックの入口にある看板



写真 4 岩沼海浜緑地南ブロックの入口の様子

指定管理者に、ジュニパーク岩沼は北ブロックのみを指しているのかと質問すると、南ブロックも「ジュニパーク岩沼」とのことである。北ブロックと南ブロックは互いに距離が離れているため、仮に南ブロックのみを利用した場合、利用者は「ジュニパーク岩沼」という名前の存在も知らないままであろう。指定管理者は、南ブロックの看板設置を県の担当者に提案したが、いまだに設置には至っていない。さらに県の担当者にも確認したが、看板の設置はネーミングライツのスポンサーである仙台放送が決定するものであるとのことであった。

「ジュニパーク岩沼」というネーミングライツは令和5年3月末までと残り2年弱であるため、今から新たに南ブロックにもジュニパーク岩沼の看板を設置することは必須ではない。しかし、岩沼海浜緑地の北ブロックは平日の利用者が少ないのに対し、南ブロックは平日でも利用者が多いため、やはり南ブロックにも愛称が定着してほしいものである。

今後、新たなネーミングライツ契約を締結する際は、北ブロックのみならず南ブロックにも看板を設置することを県がスポンサーに対し積極的に提案し、北ブロック・南ブロックの両施設が県民から愛称で呼ばれるような存在とすることが望ましい。

5. ローラーすべり台のアピール【意見 37】

岩沼海浜緑地の遊具の中でもひとときわ目を引くのが、ローラーすべり台である。ローラーすべり台は、大変長く、危険なようにも見えるが、すべり台部分にローラーが敷き詰められていることでスピードが出すぎないように調整されており、小さな子供でも楽しめる遊具である。これは北ブロック・南ブロックの両方にあるが、特に、南ブロックは、滑りながら広々とした公園を見渡せる。



写真 5 南ブロックのローラーすべり台（正面）



写真 6 南ブロックのローラーすべり台

しかし、一点惜しい点がある。指定管理者によると、南ブロックのローラーすべり台の向きが公園の入口側ではなく、奥を向いているため、公園を訪れた利用者が気づかないことが多いという。実際にローラーすべり台のある方向を目指して歩いてみると、小さな丘が見えてくるが、写真 7 からもわかるように、その向こうにすべり台があるようには見えない。さらに歩いて公園の奥まで行かないと、ローラーすべり台の存在に気づくことはできない。



写真 7 ローラーすべり台のある丘

このように素晴らしい遊具があるのに、その存在が利用者に気づかれにくいというのは、その遊具を有効活用できているとはいえない。ローラーすべり台が入口ではなく公園の奥にあるからこそ、すべり台のある丘に登ったときの見晴らしが良くなっているため、すべり台の向きを変える必要はない。子供たちがローラーすべり台をすぐに見つけられるように、ローラーすべり台があることを示す矢印をつけた案内板を遊具の近くや、ローラーすべり台に行くまでの道の所々に設置してみてもいいであろうか。

第13章. 仙台塩釜港仙台港区港湾環境整備施設(スリーエム仙台港パーク)

1. 施設の概要



写真 1 仙台塩釜港仙台港区港湾環境整備施設 (スリーエム仙台港パーク)

(1) 施設の概要

項目	内容	
施設名	仙台塩釜港仙台港区港湾環境整備施設 (スリーエム仙台港パーク)	
施設所在地	宮城県仙台市宮城野区港二丁目5	
設置根拠	港湾施設等管理条例	
設置目的	貨物の取扱等事業活動が行われる仙台港区内の環境を快適にし、港湾利用者や県民等に散策や休養、レクリエーションなどによる海や港とのふれあいの場を提供するとともに、港湾に対する親しみや活動に対する理解の増進を図る。	
敷地面積	95,655平方メートル	
開設	昭和63年8月暫定供用開始、平成4年4月全面供用開始	
施設詳細	仙台港中央公園	85,846平方メートル 内容：管理棟・野球場・テニスコート・展望台・海の広場・多目的広場・駐車場・屋外トイレ(2棟)・その他
	仙台港 リバーウォーク	9,809平方メートル 内容：緑地帯・その他
利用時間	原則として通年開園 (有料公園施設は12月29日～1月3日まで休業日) 管理棟：午前8時30分～午後5時15分 有料公園施設：午前7時～午後6時 (11月～3月は午後5時まで)	

(2) 指定管理者及び指定管理料

公の施設の名称		仙台塩釜港仙台港区港湾環境整備施設	
指定管理者の名称		株式会社東北ダイケン	
募集方法		公募	
基本協定の内容	対象年度・ 指定管理料(税込)	平成29年度	11,480,000円
		平成30年度	11,590,000円
		平成31年度	11,700,000円
		令和2年度	11,800,000円
		令和3年度	11,920,000円
		合計	58,490,000円
協定期間		平成29年4月1日～令和4年3月31日	
当年度の協定内容 (変更協定)	協定日・協定金額	令和2年6月1日	3,004,629円
		令和2年7月31日	3,004,629円
		令和2年11月2日	3,004,630円
		令和3年2月1日	3,004,630円
		合計	12,018,516円
協定期間		令和2年4月1日～令和3年3月31日	

(3) 指定管理者について

第10章. 加瀬沼公園の指定管理者と同様であるため、省略する。

(4) 指定管理者選定理由

県は、以下の選定理由により、平成28年12月15日に株式会社東北ダイケンを、仙台塩釜港仙台港区港湾環境整備施設に係る指定管理者として選定した。

- ・計画の内容及び実現性については、「利用者サービスの向上、利用促進の取組」や「安全対策」、「環境配慮の取組」などにおいて評価が高いと認められた。
- ・申請者の能力については、「団体の財務内容・経営指標」や「情報公開、個人情報保護の取扱い」の点で、管理運営を行う能力が高いと認められた。
- ・収支計画については、「経費節減の有無」で、現状とほぼ同額であり、更なる努力を要するものの、基本方針や事業計画との整合性が認められる。加えて、当該施設を含み、現時点で指定管理を行っている他の都市公園の総合公園もすべて良好であるから、総合的に判断して、施設の運営管理者として適切であると認められた。

Ⅲ. 今回の監査結果

第13章. 仙台塩釜港仙台港区港湾環境整備施設

2. 比較財務諸表

(1) 収支状況報告書

(単位:千円)

科目		平成29年度	平成30年度	令和元年度
指定管理料		11,480	11,590	11,808
有料公園施設 利用料	野球場	284	537	364
	テニスコート	2,278	2,146	1,982
自主事業等	自動販売機	1,045	1,248	1,346
その他		-	6	-
収入合計		15,086	15,527	15,500
給与等		8,445	8,785	8,837
交通費		247	302	306
人件費計		8,692	9,087	9,144
緑地管理業務	樹木管理	324	-	385
施設管理 業務	運動施設整備	806	1,168	726
	管理事務所機械警備	130	130	130
委託費計		1,260	1,297	1,241
緑地管理需要費	消耗品・機材等	141	100	125
	燃料費	118	163	293
施設管理需要費	消耗品・機材等	191	221	195
	修繕費	487	555	401
運営管理需要費	消耗品	123	193	134
	備品	44	58	35
需用費計		1,103	1,289	1,184
光熱水費	電気料	278	308	324
光熱水費計		278	308	324
施設点検費	施設保守点検	-	-	22
	ゴミ処理費	54	187	119
通信費	電話料	125	114	97
	携帯電話料等	54	73	89
保険料	施設保険料	70	61	1
	車両保険料	64	57	39
役務費計		367	493	366
賃借料	軽トラック等	392	-	-
賃借料計		392	-	-
諸経費		755	1,794	1,711
租税公課		818	766	839
支出合計		13,665	15,034	14,809
収支(収入-支出)		1,421	492	690

(主な科目内容、増減内容等)

イ) 平成30年度に発生している「その他」の収入は、キッチンカーによるもの。

ロ) 令和元年度の「諸経費」の内容は、本部経費、自社清掃施工費、施設管理業務費である。

3. 施設の利用状況

(1) 入園者数

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
入園者数		130,573人	141,665人	147,515人
駐車台数	バス	153台	192台	155台
	乗用車	18,877台	20,577台	21,449台
	二輪車	412台	820台	937台
申込利用者数	テニス	5,622人	5,713人	5,060人
	野球場	2,731人	3,035人	2,694人
	釣り	11,999人	14,090人	16,070人
	その他	7,044人	6,937人	6,437人
	合計	27,396人	29,775人	30,261人

(2) 有料施設徴収額実績表

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
野球場	件数	73件	134件	88件
	徴収金額	284,100円	536,700円	363,800円
テニスコート	件数	1,131件	1,180件	1,189件
	徴収金額	2,277,700円	2,146,000円	1,981,960円
キッチンカー	件数	-	2件	-
	徴収金額	-	6,000円	-
合計	件数	1,204件	1,316件	1,277件
	徴収金額	2,561,800円	2,688,700円	2,345,760円

4. 釣り客のマナーについて【意見 38】

スリーエム仙台港パークの名で親しまれる仙台塩釜港仙台港区港湾環境整備施設(以下、「スリーエム仙台港パーク」とする)は、釣りを楽しめる公園として、釣り客に人気がある。しかし、現状、釣り客のマナーが問題となっている。スリーエム仙台港パークの釣り客は、平成29年度11,999人、平成30年度14,090人、令和元年度は16,070人と年々、著しい増加をみせている。また、仙台港はシャコエビやハゼ等がよく釣れ、さらに、釣り客が「スリーエムでこんなに釣れた」とSNS発信していることにより宣伝になり、釣り客の増加に拍車をかけた。

指定管理者の話によると、公園のクレームは、釣り客からのクレームが最も多く、「なぜこんなに人が多いのか」「1人で何本も竿を仕掛けている人がいる」といったクレームが発生している。2020年6月には、「こんなにマナーの悪い公園でいいのか」というクレームまで発生した。アオイソメや腐ったエビをペットボトル用ごみ箱に捨てていく釣り客、釣った魚をデッキに捨てていく釣り客、今はなくなったとのことであるが、以前はカニ網が禁止されているにも関わらず前日にカニ網を仕掛けていく釣り客などがいたとのことである。利用者が増加すれば当然のことながら釣り客同士のトラブルもあり、警察が出動する事態も起きており、また竿を投げる際に後ろにいた子供が釣り針でけがをしたこともあったという。

スリーエム仙台港パークでは夜釣りを特に禁止しておらず、夜間も駐車場のある入口から出入りすることができるにもかかわらず、わざわざ釣り場から近いフェンスをペンチで切って足場をつくり、よじのぼって公園に入ってくる者もいた。指定管理者は警察に連絡はしているものの、いまだに誰がフェンスを切ったのかは不明である。フェンスは修復済みであるが、また同じことが繰り返されるおそれがある。

また、釣り客の増加は公園の駐車場にも影響を及ぼしている。朝6時頃になると釣り客が路上駐車をしはじめ、午前7時半の開園と同時に釣り客の車が駐車場のほぼ半分を埋め尽くしてしまう。指定管理者によると、野球場などの有料施設予約者の駐車場所は予め確保しているとのことであるが、午前11時頃には駐車場は満車となり、公園を利用できずに引き返す事例もあったという。

他の利用者の迷惑になるのであれば公園内での釣りを禁止にすることが解決策のようにも思えるが、港湾課の担当者によると、代替案のないまま釣りを禁止にした場合、釣り客がふ頭や防波堤など他の場所で釣りをする可能性があり、釣り客の身も危険であるし、また船舶からの荷役の支障になるので、公園内での釣りを禁止することが解決策とは限らないとの回答であった。

この点、釣り禁止以外のマナー向上のための措置としては、釣り客の有料化(条例改正が必要)も選択肢として考えられる。マナー問題は無料であることが理由の一つとも考えられ、有料化により当然に釣り客の減少は予想されるものの、利用料を払ってでも釣りを楽しみたいという人は大勢いるであろうし、予約制にすることで釣り客のマナー向上、公園の美化にもつながる。マナーの悪さを嫌い公園に行かないという利用者を呼び戻す効果もあると考えられる。またスリーエム仙台港パークは、テニスコートや野球場の利用料金だけで収益をあげていくのは厳しい状況であるため、釣り客の利用料により公園設備の修繕を可能にするというメリットもある。

県と指定管理者は連携し、有料化の選択肢も含めマナー向上のために厳しく対処し、釣り客と一般利用客の双方が公園を快適に利用可能とすることが望ましい。

5. テニスコートの老朽化【意見 39】

スリーエム仙台港パークには、有料テニスコートがあり、市民がテニスを楽しめる場となっている。テニスコートはコルクが入ったハードコートで、「腰にいい」コートとして利用者からも定評がある。しかし、現在、テニスコートの老朽化が深刻で、コートの表面のゴムがはがれてきている。ボールをコートにバウンドさせると、はがれたゴムの黒い粉がボールに付着してしまい、利用者からも「何とかしてほしい」との声が上がっている。このまま放置すれば使用できなくなるおそれがあり、指定管理者側ではテニスコートの修繕が急務であると捉えている。

しかし、テニスコートは全部で6面あり、1面張り替えるだけで2,000万円はかかるため、予算の関係上、修繕の実施が厳しい状況である。指定管理者は業者に見積りを依頼し、

その見積書を県の港湾事務所に提出はしている。コートの半分～4分の1を800万円程度で切り貼りしてコストを抑えることも可能であるが、切れ目からはがれていくので、張り替えたとしてももって1年程度である。指定管理者によると、耐久性の観点からは、やはり全面張り替えが必要とのことである。

老朽化が激しいテニスコートでは、利用者は利用料を払ってまた利用しようと思わないであろうし、他にもテニスを楽しめる場所が存在する限り、競争力を失ってしまうことにもつながる。実際、テニスコートの利用料収入は、平成29年度は、2,277,700円、平成30年度は、2,146,000円、令和元年度は、1,981,960円と年々減少傾向にある。また、スリーエム仙台港パークの近くには、仙台市の海岸公園があり、新しいテニスコートがあるため、近年は、テニスコート利用者が海岸公園へと流れてしまっている。テニスコート利用者のリピーターを増やすためには、テニスコートを快適に利用できることが最低条件である。

県の担当者によると、スリーエム仙台港パークも港湾施設の一つであり、他の港湾施設を含めて全体の維持管理の中で、計画的に修繕を進めていくが、限られた予算の中で維持管理を行っていくに当たり、物流に支障を生じさせないよう、港湾機能の維持管理に相当の費用をかけざるを得ないとのことであった。余裕があればテニスコートの修繕をしたいとは考えているようであるが、テニスコートの修繕の優先順位は低いであろうし、実際、予算の確保が難しいとのことなので、修繕の実現は容易ではない。しかし、入園者数の推移をみてもわかるように、スリーエム仙台港パークの人気は年々上昇しており、もはや単なる港湾施設ではなく、今後、都市公園のひとつとしても位置付けていく必要がある。そのためにはテニスコートの修繕を実施し、海岸公園に流れてしまった利用客を呼び戻すことが必要であろう。

以上のとおり、港湾施設としてのみではなく都市公園としての利用客を確保するためにも、テニスコートの修繕にも予算を確保していくことが望まれる。

6. 海の広場の陥没の防止【指摘15】

2020年7月にスリーエム仙台港パークの海の広場の1箇所では地面の陥没が起きた。朝の巡回時に職員が穴を発見し、幸い、陥没時にその上を歩いていた人はいなかったため、けが人は出ていない。穴の大きさは、表面が縦40センチメートル、横50センチメートルくらいであるが、実際の穴は、横幅が約90センチメートル、深さは60センチメートルと、かなりの大きさであった。穴の底が軟弱であったため、指定管理者は応急的な措置として、石を詰め、土や砂も入れて穴を塞いだ。

しかし、指定管理者によると、スリーエム仙台港パークで陥没が起きたのは今回だけでなく、3年前にも陥没が起きたことがあったという。当時、県が調査した結果、浸食による陥没であることがわかっている。今回の陥没の原因もおそらく海の水が入り浸食されたことによる陥没ではないかと県の担当者は話している。調査及び修繕は、県で行うとのことであるが、調査も潜水士を使うとなれば費用が相当かかる見込みである。

釣り客や一般客の多い海の広場のデッキでは陥没が起きるおそれはないとのことであるが、デッキから数メートル離れた芝生部分では、いつまた陥没が起きるかわからないため、指定管理者は、トラロープで芝生全面への立ち入りを禁止している。

港湾課の担当者にヒアリングしたところ、2021 年 1 月末に陥没の原因調査に関し入札の公告をし、2 月末に契約予定とのことであったが、2 月 13 日に発生した地震により海の広場が被災したことから、この被災状況と合わせて調査し、復旧工事を行うこととしている。現時点では、工事の範囲がどのくらいの規模に及ぶかは不明であり、調査の結果によっては、海の広場も封鎖し、一時釣りができなくなる可能性もあるとのことである。

今後、陥没が再発生し、たとえそれが小さな穴だとしても子供が落ちたら大事故につながる恐れがある。利用者の安全確保のために、県は、他の修繕に優先して、早急に原因を調査し、芝生の浸食が進行しているならば埋める、あるいは、コンクリートにする等の対応を進めてほしい。

7. 指定管理料の値上げについて【意見 40】

スリーエム仙台港パークの指定管理料実績は、平成 29 年度 11,480,000 円、平成 30 年度 11,590,000 円、令和元年度 11,808,334 円と、株式会社東北ダイケンが管理する施設の中で最も低額である。しかし、スリーエム仙台港パークで発生する人件費をみると、平成 29 年度 8,691,000 円、平成 30 年度 9,086,881 円、令和元年度 9,143,774 円と、指定管理料に占める人件費の割合がいずれも 75%を上回っている。指定管理者が管理する他の施設は、指定管理料に占める人件費の割合が 50%に満たない点を鑑みると、スリーエム仙台港パークの指定管理料が妥当な金額かどうかという点に、疑念を抱かざるを得ない。

この点について、県の港湾課の担当者と指定管理者にヒアリングをした。スリーエム仙台港パークは 10 ヘクタールしかないため、この指定管理料は、公園の面積に見合った金額であるとのことであるが、指定管理者側では財政上厳しいと感じている。スリーエム仙台港パークは年中無休であるため、事務所の人員と草刈りの人員を考慮すると 3 人で回すのは難しく、現在は 4 名で管理している。指定管理料から人件費を除くと、200 万円程度しか残らず、この金額と有料施設の利用料収入、自主事業収入で、委託業務や有料施設の修繕、整備等を行わなくてはならない。有料施設の利用料収入が 400 万円弱発生してはいるが、指定管理者の利益がほとんど残らないのが現状である。指定管理者側では、固定費である人件費を削減するために 3 人で管理を行い、繁忙期は、アルバイトやシルバー人材センターに依頼することも検討はしているが、7 時半から 18 時まで勤務できる人員を確保することは容易ではないという。

指定管理制度の目的は民間企業等のノウハウを活かし施設の運営を効率的に行うことにある。県にとっては低コストで効率よく施設を運営管理できるというメリットがある。しかし、管理運営の実態にそぐわない指定管理料では、サービスの質の維持・向上が困難となり、

結果として、利用者である県民に不利益をもたらすのではないであろうか。県は、過去の実績、収支計画、面積等に基づいて積算し、指定管理者と協議した上で指定管理料の額を決定しているため、指定管理料の金額は合理的に算定された金額であることはいままでもない。しかし、今後、県民がより一層満足する公園づくりを目指すのであれば、数値面では見えない部分、すなわち、現場の状況、実態についても指定管理料の算定において考慮に入れる必要があると考える。現在の指定管理料の金額が、施設の管理運営やサービスの質を上げていくのに本当に十分な額であるかどうか、検討してはいかかであろうか。

8. P-PFI 事業の促進【意見 41】

スリーエム仙台港パークの特徴は、公園から仙台港が見渡せ、展望が非常によいという点である。現在、公園内では、飲料とアイスクリームの自動販売機のみを設置しており、売店はない。指定管理者によると、土日のみスリーエム仙台港パークにキッチンカーが来ているとのことである。

指定管理者側の意向としては、仙台港を見渡せる公園の雰囲気を活かし、カフェやビアホールといった P-PFI⁴事業に挑戦していきたいとのことであった。指定管理者によると、以前、公園内で P-PFI 事業としてカフェの設置を検討し県に打診したこともあったが、実現には至らなかったという。この件に関し県の港湾課の担当者にヒアリングしたところ、スリーエム仙台港パークの所在する地域は工業専用地域であり、建築物に制限があることからカフェをつくることはできないそうである。

しかし、建築物ではなく販売車を用いた飲料等の販売は可能とのことであり、県の担当者も指定管理者からの要望があれば、協力したいという姿勢である。

スリーエム仙台港パークについては都市公園ではないため、P-PFI 事業の実施は困難であるが、全国においても、P-PFI 事業を行っている公園の実例は多く、公園の魅力度や利用者満足度の向上という観点から、公園内における収益事業は必須であるといえる。長期的な目線で公園の魅力を向上させていくためにも、宮城県内の指定管理施設を導入した都市公園、例えば加瀬沼公園(第10章参照)などでも、今後、P-PFI 事業を前向きに検討してほしいものである。

⁴ P-PFI (=Park Private Finance Initiative)：飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度であり、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法である。(国土交通省都市局 公園緑地・景観課『都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン』(平成30年8月1日改正)参照。)

V. 総括所感

今回の監査の概要及び監査結果の詳細は本文に記載してきたとおりであるが、改めて主要な点、及びその他の付記すべき事項を総括すれば以下のとおりである。

1. 施設の有効利用及び管理について

今回の監査においては、施設の有効利用という観点、すなわち公的施設としての十分な利用実績があり有効活用されているかという観点から、利用状況の分析を行った。そのうち、特に利用実績が低迷している施設については、各章において個別に意見として記載した。全体としては、指定管理者制度の導入に伴う各管理者の管理・運営努力もあつてか、利用実績向上のために考える方策を実施しているという印象であつた。それでもなお利用実績が皆無に近い施設も見受けられ、そのような施設については残念ながら廃止も視野に入れた抜本的な選択肢が望まれるところである。一方、利用者の大きな需要が見込まれる施設については、利用者負担の適正化の観点から有料化等の選択肢も考えられる。例えば加瀬沼公園は全施設無料であるが、特にバーベキュー目的による需要が大きい。この点、地理的に利用困難な県民は当然に便益を享受することができず、公平性の観点からは必ずしも無料であることが有益と断言できない。

また、施設管理という観点からは、長期修繕計画に基づく定期的、計画的な施設修繕を実施することが効果的、効率的である。この点、今回の監査においては、令和2年度において初めて長期修繕計画を策定したという施設が目立った。今回の監査対象期間においては策定済みであることを鑑み、そのすべてを監査の指摘及び意見とはしないものの、本来であれば施設の運営当初(またはそれ以前)から策定することが望ましく、今後は留意すべきである。

2. 宮城県と指定管理者間の連携について

今回の監査においては、県の指定管理者に対する指導監督の適切性を1つの監査要点として検討した。結果として、毎年度の事業計画書・事業報告書やその他定期的な連絡・報告事項においては、著しく重要な不備は概ね見受けられなかった。

一方、各施設における個別事項として、県と指定管理者間の連携の不備を示唆させるような状況が一定程度見受けられた。例としては、以下のような事項が挙げられる。

- ▶ 宮城県仙南総合プールにおいて、協定書に定められた管理対象範囲と実質的な管理対象範囲が異なっており、結果として指定管理契約の対象外となる業務(除草作業)を指定管理者に実施させた可能性がある。
- ▶ 指定管理事業が課税対象に該当するかの判断及びその判断責任について、県と指定管理者間で統一された見解が無い施設が複数見受けられ、またそのうち1施設

(宮城県長沼ボート場)は指定管理者がやむを得ず立替払いを行っている。

- ▶ 宮城県クレー射撃場の指定管理者は宮城県猟友会であり、スポーツ施設のみならず有害鳥獣対策の訓練場としての問題意識からも施設のあり方に対するビジョンを有しているが、宮城県の自然保護課とは基礎的な背景レベルから見解の相違があり、情報共有の状況が円滑であるとはいえない。

以上は今回の監査結果でもその詳細に触れているものであるが、その他今回の監査結果として採用しなかったものの、指定管理者から県への要望、また不満ともいえる事項もいくつか見受けられた。

無論、県においても予算・人事・法制上の制約やその他の事情による制限は当然に存在するのであるから、今回の監査において、これら1つ1つの責任の所在が県にあると結論付けるものではない。しかし、2者が有する意見や事情について、相互に十分な共有が行われているとはいえず、将来の不和に繋がる可能性も否定はできない。定型的な情報共有のみならず、個別具体的な意見を交換しあう機会も必要であると考えられる。

3. オリンピックについて

今回の監査において、県スポーツ関連施設を監査対象としたのは、2020年東京オリンピックを背景として県民のスポーツに対する興味・関心が高まると予想されたためである(P.1「4. 特定の事件を選定した理由」参照)。一方、今回の監査を終えた印象としては、会場となる宮城県総合運動公園(グランディ・21)の宮城スタジアム(キューアンドエースタジアムみやぎ)を除き、オリンピックに向けて特別な投資、施策、イベント等を企画している施設は多くなく、監査上の論点とすべき事項もあまり見受けられなかった。

もっとも、新型コロナウイルス感染症対策の観点から自粛を実施した面もあり(例:宮城県障害者総合体育センターにおいてパラリンピックの応援企画を予定していたが中止)、このこと自体をもって監査上の指摘・意見とはしていない。監査人としては、開催日程の延期による多大な経済的損失の発生を当初懸念していたが、スポーツ関連施設の運営という面からは特段見受けられず、安堵するところである。

以上のとおり、オリンピック関係で最も大きな影響を受けるのは宮城県総合運動公園の宮城スタジアムであるが、本施設は多額の設備投資を行っている。詳細は以下のとおりである。

① 大型映像装置更新工事

- ・工事期間:平成31年3月～令和2年3月
- ・事業費:484百万円(財源:toto助成金363百万円、スポーツ振興基金121百万円)
- ・特徴:本工事で更新される大型映像装置は、既設同様にフルカラーLEDであるが、性能が飛躍的に向上しており、フルハイビジョン画像をリアルに再現するもの

となっている。この表示部仕様は、新設される国立競技場の大型映像装置と同等の画質を有しており、陸上競技場においては最も高精細な大型映像装置となる。

② 天然芝等改修工事

- ・工事期間:平成29年10月～令和2年3月
- ・事業費:174百万円(財源:toto助成金130百万円、スポーツ振興基金44百万円)
- ・特徴:雑草や段差を解消するため、スタジアム建設以来初めてとなる、芝の全面張り替えを行った。新しい芝面には、東日本大震災の被災地である宮城県山元町で栽培された芝を使用しており、復興五輪を象徴する競技会場の一つとなることを期待している。

③ スタジアム・トイレ改修工事(洋式化)

- ・工事期間:令和元年7月～令和2年1月
- ・事業費:65百万円(財源:toto助成金49百万円、スポーツ振興基金16百万円)

このように多額の設備投資を実施しているが、当然に1度のオリンピックのみを投資効果として期待しているものではなく、オリンピック後の利用状況こそ重要であることはいうまでもない。将来の事項である故に今回の監査結果とするものではないが、当初計画上の投資効果が実現していくか、今後も中長期に渡って引続き注視が必要であろう。

以上